

平成 30 年度

包括外部監査の結果報告書及び

これに添えて提出する意見

「廃棄物処理業務について」

高知市包括外部監査人

弁護士 岩崎 淳司

包括外部監査の概要

監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査

監査のテーマ

廃棄物処理業務について

監査対象期間

平成 29 年度（自平成 29 年 4 月 1 日至平成 30 年 3 月 31 日）

ただし、必要に応じて過年度及び平成 30 年度の一部についても。

監査体制

包括外部監査人 岩崎淳司（弁護士）

外部監査人補助者 高林藍子（弁護士）

外部監査人補助者 澤田宗佑（弁護士）

外部監査人補助者 林良太（弁護士）

利害関係

外部監査人及びその補助者において、監査対象との間で利害関係はありません。

包括外部監査の実施期間

自平成 30 年 5 月 21 日至平成 31 年 2 月 18 日

目次

第1	はじめに	1
1	どうしてこのテーマを選んだのか	1
(1)	人権保障の観点から	1
(2)	納税者の観点から	2
(3)	平成15年監査から15年	2
2	どのような視点から監査をしたか	2
(1)	合規性(適法性)	2
(2)	経済性, 効率性, 有効性(3E)	3
3	何を監査したか(監査の対象)	4
4	どのように監査したか(監査の方法)	4
5	本書の構成	4
第2	廃棄物処理関連法令のあらまし	6
1	環境法制概略	6
2	廃棄物処理法	7
(1)	「廃棄物」の意義	7
(2)	一般廃棄物と産業廃棄物	8
(3)	特別管理(一般, 産業)廃棄物	9
3	個別物品の特性に応じた法令	9
(1)	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 (容器包装リサイクル法)	9
(2)	特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)	10
(3)	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(食品リサイクル法)	11
(4)	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイク ル法)	11
(5)	使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)	12
(6)	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(小型家 電リサイクル法)	12
第3	高知市における廃棄物処理事業の概要	14
1	管内における事業の沿革と行政計画等	14
(1)	事業の沿革	14
(2)	廃棄物処理基本計画	14
2	実施体制	15
3	予算・決算・原価計算及び処理手数料の推移	17

4	ごみ搬入量の推移等	21
(1)	全般 — 人口推移との対比及び構成比	21
(2)	種別ごと（ごみ搬入量構成比）の推移	21
5	処理実績	21
(1)	搬入実績	22
(2)	ごみの処分	23
(3)	再資源化量とリサイクル率	24
6	産業廃棄物	24
(1)	産業廃棄物許可申請等受付実績	24
(2)	産業廃棄物処分業許可業が設置した産業廃棄物処理施設の状況	25
(3)	産業廃棄物収集運搬業（許可業者数）	26
(4)	産業廃棄物処分業（許可業者数及び許可件数）	26
(5)	行政処分等の実績	27
第4	廃棄物排出抑制事業（一般廃棄物，産業廃棄物）	28
1	パトロール	28
(1)	パトロールマニュアル	28
(2)	パトロール報告書	28
(3)	パトロール同行	30
(4)	パトロール員ヒアリング	34
(5)	パトロール員人件費及び不法投棄事案の推移	37
2	防犯カメラ	38
(1)	防犯カメラ設置箇所周辺における年度別不法投棄件数の推移	39
(2)	防犯カメラ設置費用	39
3	生ごみ処理容器購入費の助成	39
第5	一般廃棄物収集・運搬事業	41
1	収集・運搬マニュアル分析	41
2	業務日報分析	42
3	出勤簿分析	45
4	始業前呼気検査，ラジオ体操等実査等	46
5	収集・運搬業務実査	48
6	職員ヒアリング	52
7	交通事故一覧表分析	56
8	交通事故についての注意文書分析	57
9	事故分析報告書分析	58

10	「ヒヤリ・ハット等報告書」	59
11	労働安全衛生委員会議事録	61
12	労働安全衛生に関するアンケート分析	65
13	資源・不燃物収集運搬等業務委託契約書分析	68
14	「ごみ収集業務の今後の方向性に関する検討委員会中間報告書」分析	70
15	H28 年度中核市ごみ排出量比較順位分析	75
第 6	一般廃棄物中間処理事業	78
1	高知市清掃工場出勤簿分析	78
2	高知市清掃工場安全対策マニュアル，災害対策マニュアル分析	78
3	高知市清掃工場見学（実査）	80
4	高知市清掃工場職員ヒアリング	85
5	高知市清掃工場排ガス・排水測定結果分析	91
6	菖蒲谷プラスチック減容工場見学（実査）	92
7	菖蒲谷プラスチック減容工場悪臭測定結果分析	96
8	合理化拠出金，分別収集量・取引量推移	96
第 7	一般廃棄物最終処分事業	99
1	作業マニュアル分析	99
2	大気，水質調査資料分析	101
3	三里最終処分場訪問見学	104
4	職員ヒアリング	109
5	部局別対策編「非常時優先業務」分析	112
第 8	産業廃棄物処理業に対する規制業務	114
1	産業廃棄物収集運搬業許可に係る資料分析	114
2	産業廃棄物中間処理・最終処分業許可に係る資料	117
3	産業廃棄物処理施設定期検査に係る資料（2 件）	119
4	管理票交付者からの報告書（1,483 件）分析	120
5	産業廃棄物処理業者からの報告徴収資料（5 件）	122
6	産業廃棄物処理業者施設への立入検査報告書・立入調査計画書	123
7	産業廃棄物処理業者への事業停止命令資料（1 件）	127
8	産業廃棄物処理業者への改善命令，措置命令資料	130
9	産業廃棄物処理業者への許可取消資料（3 件）	132
10	高知市産業廃棄物処理指導要綱	134
第 9	行政計画目標の到達度	138

1	資料分析	138
2	ヒアリング	138
第10	終わりに	141
卷末		
	資料1	142
	資料2	153
	資料3	166

第1 はじめに

1 どうしてこのテーマを選んだのか

廃棄物つまり「ごみ」の処理は、古くて新しく、かつ身近な問題です。

例えば、処分場の容量が限界に近づき、新しくこれを作らなければならぬが、新処分場建設を巡って建設予定地の住民から反対の声が出ているとか、不法に投棄されたごみの山をどうするかとか、こういった問題は昔から全国各地で起きてきましたし、今も起きています。高知市でもそうです。

また最近では、魚介類の体内から極めて微小なプラスチックが検出され、そのような魚介類を食べる人間の健康にどのような影響があるか、という「マイクロプラスチック」問題も新たに報道されるなどしています。このことは我々の日常生活そのものが今直面している事柄です。

このような古くて新しく、かつ身近な問題である「ごみ」の処理については、以下のような観点から包括外部監査のテーマとしてふさわしいと考え、これを今年度の包括外部監査のテーマに選びました。

(1) 人権保障の観点から

包括外部監査人は弁護士として日々基本的人権と関わりのある仕事をしています。

「ごみ」処理は基本的人権と関わりがあります。

まず、憲法第25条が「健康で文化的な最低限度の生活」を基本的人権として保障しているところ、その具体的な中身の一つとして、「ゴミの収集・処理を求める権利」があるとされています(憲法学者内野正幸教授「生存権の位置付け」(杉原泰雄編「新版・体系憲法辞典」)P626)。これは家庭などから出される一般ごみを念頭に置いたことと言えますが、事業者から出される産業廃棄物もこれが適切に処理されてこそ経済活動が円滑に展開できるという意味では、憲法第22条、第29条が保障しているとされている「営業の自由」と密接に関わります。

その一方で、こういった「ごみ」の処理そのものが大気汚染、水質汚濁といった環境問題を引き起こし、そのことが、憲法第13条で保障されているとされる「環境権」を脅かす、という現実もあります。つまり、憲法の要請である「ごみ」処理が憲法の保障する人権を傷つける、という矛盾です。憲法第13条は「幸福追求権」と言われ、そこからさまざまな基本的人権が導かれるとされていますので、この矛盾の解消は「環境権」を重視する方向で行われなければなりません。後に環境法制概略のところでも触れる「経済調和条項」の削除もこの文脈で理解されます。

このように「ごみ」処理は基本的人権相互の矛盾をどう解消するかという難しい問題を含む、好個のテーマです。

また、一般廃棄物の処理についていうと、収集・運搬、中間処理、最終処理、いずれの場面でも機械操作や高温作業等々、実際の業務に携わっている職員の方々にとって様々な危険が潜んでいます。このような危険を防ぐことは労働者の人権保障の観点から不可欠です。この観点からも「ごみ」処理問題をテーマに選択することは意義があると考えました。

(2) 納税者の観点から

自治体が自ら、もしくは民間に委託して行う「ごみ」処理事業は、その原資が税金で賄われています。

そうである以上、これがより少ない費用でより高い成果を上げているか（後述「3E」）は、納税者の観点から好個のテーマです。

(3) 平成 15 年監査から 15 年

高知市では平成 15 年にも、「廃棄物処理」をテーマとする包括外部監査が行われています（以後「15 年監査」といいます）。この 15 年監査で指摘され、あるいは意見が述べられたことがこの間どのように活かされたか、このことを見てもみることは大変意義深いと思いました。

また、平成 10 年に高知市が中核市^④に移行したことから産業廃棄物処理業についての規制権限を持つようになりましたが、時間的にまだ浅かったこともあってか、15 年監査ではこのことが取り上げられていませんでしたので、中核市移行から 20 年経った今日、産業廃棄物処理業についての規制の在り方を見てもみることも同じく意義深いと思いました。

④中核市とは、地方自治法第 252 条の 22 第 1 項に定める、政令で指定する人口 20 万以上の市を指します。「政令で指定される」というと、「政令指定都市」のことかと思われるかもしれませんが、いわゆる「政令指定都市」は、地方自治法第 252 条の 19 に定める、政令で指定する人口 50 万以上の市を指します。この政令指定都市は、児童福祉事務を始めとする 13 の事務について、法令により都道府県が処理することとされているものの全部又は一部を処理することができることとされています。「中核市」に指定されると、さらにこのうち都道府県がその区域にわたって一体的に処理することが効率的と言える事務を除いた事務について、これを処理することができることとなります。

2 どのような視点から監査をしたか

(1) 合規性（適法性）

およそあらゆる行政の活動は、法律の定めに従って行われなければなりません。このことを「**法律による行政の原理**」^{④₁}といます。ここでいう「法律」には、国会で作られる「〇〇法」といった本来の意味での法律のほか、そのような本来の意味での法律をさらに具体化する政令、規則、条例等の「法令」が広く含まれます。また、本来の意味での法律の解釈について国の省庁のトップが示す目安である「**通達**」、**「通知**」、さらには地方公

共団体の行政指導基準である「要綱」なども**事実上「法令」**として通用しています。この点で留意していただきたいのは、省庁トップが「通知」、「通達」という形で法律解釈を示すといっても、それはあくまで目安に過ぎず、法律上の拘束力はない、ということです。法律解釈について法律上の拘束力を持つのは、わが国では最高裁判所の示す判断、すなわち「判例」だけ、ということです。その意味では、「判例」も「法令」に含めて考えることができます^②。「通知」、「通達」についてこれが事実上「法令」として通用していると述べたのはこの理由からです。「要綱」も然りですが、要綱についてはそれが事実上「法令」として通用していることそれ自体に行政法学上の問題点が潜んでいます。この点については後程触れます。

包括外部監査は、まず何よりも行政の活動がこのような広い意味での「法律」、「法令」に従って適法になされているかどうかをチェックすることを目的としています。行政活動が適法であることを、法律の規定に合致しているという意味で「合規性」と言います。

包括外部監査の一つ目の視点はこの「合規性」のチェックです。

廃棄物（ごみ）処理事業についての「合規性」チェックの物差しとなる法律としては、この後、その概略を説明する「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（「廃棄物処理法」と略することがあります）がその代表的なものです。そのほかにも収集・運搬に際しては道路交通法や車両運送法が適用されます。処分場は大気汚染防止法や下水道法などの定めに従わなければなりません。ごみ処理業務に携わる人々の健康、安全の確保のためには、その職場で労働基準法や労働安全衛生法などが守られていなければなりません。

今回の包括外部監査では、高知市の廃棄物（ごみ）処理事業について、その事業の各場面でこれらの法律が守られているか（合規性）をチェックしました。

① 「法律による行政の原理」や法律と政令、通達等の関係については平成 29 年度の「高知市包括外部監査報告書」3 頁で詳しく説明していますので、興味のある方はそちらを参照ください。

② 例えば、この後たびたび出てくる「安全配慮義務」などは「判例」が「法令」に位置づけられることの典型例です。この点の詳細について興味のある方は平成 29 年度の「高知市包括外部監査報告書」46 頁脚注をご参照ください。なお、この後本書で「合規性」の判断基準として「安全配慮義務」をいうときはすべてこの「法令」としての「判例」を指していますので、個別の箇所ですべて詳しく説明は致しません。ちなみにこの「安全配慮義務」は現在では労働契約法第 5 条に明文化されていますが、この法律は公務員には適用がないため（同法第 21 条）、公務員関係については現在でも「判例」が「安全配慮義務」についての「法令」ということとなります。

（2）経済性、効率性、有効性（3E）

「法律による行政の原理」からすればおよそあらゆる行政活動が法律

の定めに従っていなければならない（合規性）ことはもちろんですが、法律の定めに従いさえすればそれで事足りるというわけではありません。

行政活動が税金を原資として行われるものである以上、税金が無駄なく使われているかも包括外部監査の視点となります。

具体的には、「経済性」(economy)、「効率性」(efficiency)、「有効性」(effectiveness)の三つの視点です。英語表記の頭文字がいずれもeであることから「3E」と言われます。これら三つの視点は、それぞれがまったく別個のものではなく、経済的でないものは非効率であり、有効でもない、という意味ではお互い密接に関連しあっていますので、以後特に断らない限り、いずれかの視点に限定せず、これらをまとめて「3E」と呼ぶことにします。

3 何を監査したか（監査の対象）

まずは、一般廃棄物及び産業廃棄物に共通のものとして、廃棄物排出抑制（リデュース）のために高知市が行っていること（廃棄物排出抑制事業）を、次に、一般廃棄物について、高知市が自ら、又は民間に委託して行っている収集・運搬、中間・最終処分^④（一般廃棄物処理事業）を、さらに、産業廃棄物処理について、高知市が産業廃棄物処理業者に対して行っている許可その他規制権限の使われ方（産業廃棄物処理業規制業務）を、そうして最後に、高知市が打ち立てた廃棄物処理についての計画について、その計画達成見込みと計画達成に向けた方針（行政計画）を、監査の対象としました。

④廃棄物の「処理」という場合は収集、運搬、中間処理（焼却、減容）、最終処理（埋め立て）のすべてを指します。

これに対し廃棄物の「処分」という場合は、中間処理及び最終処理を指します。

4 どのように監査したか（監査の方法）

3で監査の対象とした事柄のいずれについても、それぞれについて高知市が作り、保管している資料を分析したほか（資料分析）、廃棄物抑制及び一般廃棄物収集運搬については、実際の業務に同行し（実査）、一般廃棄物処分については施設を訪問・見学しました（実査）。

そうして、これらの資料分析や実査に当たっては、実際に現場で働いている方々や管理職の方々からお話を聞きました（ヒアリング）。

5 本書の構成

本書ではこの後、「第2 廃棄物処理関連法令のあらまし」、の箇所では、ごみ処理についての法律の枠組みを押さえ、「第3 高知市における廃棄物処理事業の概要」、の箇所では、この法律の枠組みに沿って高知市がこれまで行ってきた、そうして今行っているごみ処理の歴史と現状とを紹介します。

ここまでがいわば総論です。

そうして「第4 廃棄物抑制事業」からが各論です。この各論では、3で監査の対象とした事柄について、4で述べた方法によって監査した**結果**について、2の視点から**指摘**しあるいは**意見**を述べるなどしています^⑩。

各論は、まず「第4 廃棄物抑制事業」の箇所で一般廃棄物、産業廃棄物に共通の、排出抑制のための事業について触れます。その後、「第5 一般廃棄物収集・運搬事業」、「第6 一般廃棄物中間処理事業」、「第7 一般廃棄物最終処理事業」、の順に、市が自らもしくは民間に委託して行っている一般廃棄物（ごみ）処理事業について触れます。そして「第8 産業廃棄物処理業に対する規制業務」の箇所で、市が産業廃棄物処理業について許可その他の権限を使ってこれらを規制する業務について触れます。

最後に「第9 行政計画目標の到達度」として、市が打ち立てた廃棄物（ごみ）処理計画の達成度合いと、最終的な計画達成のための方針とについて触れます。

⑩包括外部監査における「結果」とは、監査人が包括外部監査報告書で自治体に対し「・・・すべき」として一定の措置を求めた「指摘」を指します。したがって、包括外部監査においては「結果」＝「指摘」です。これについては自治体に措置義務が発生します（地方自治法第252条の38第6項）。この意味での「結果」を「狭義の結果」と呼ばさせていただきます。他方、包括外部監査における「意見」とは、監査人が包括外部監査報告書で自治体に対し「・・・されることを望む（望ましい、求められる）」等として一定の対応や検討を促す記載を指します。こちらについては「結果」＝「指摘」とは違って自治体には措置義務までは生じません。本書のタイトルでいう、「包括外部監査の結果報告書及びこれに添えて提出する意見」は、この用語法に従っています。ただし、指摘にしても意見にしても包括外部監査人が監査業務を通じて出した一定の結論であり、広い意味では両者とも「結果」と言えます。この意味での「結果」を「広義の結果」と呼ばさせていただきます。本書でこの後監査の経過に続いて監査の結果という場合の「結果」は、この「広義の結果」、つまり「指摘」だけでなく「意見」も含むものを指します。そうして、この「監査の結果」つまり「広義の結果」の箇所で「合規性の観点からする指摘」、「3Eの観点からする指摘」と記載しているところの「指摘」は、「狭義の結果」を指します。

第2 廃棄物処理関連法令のあらまし

1 環境法制概略

我が国の環境法制は、公害防止法制として生成・発展してきました。

1960年からの所得倍増計画による急速な産業経済の発展に伴い、四大公害事件（イタイイタイ病事件、熊本水俣病事件、新潟水俣病事件、四日市ぜんそく事件）をはじめとする深刻な公害が各地に発生し、社会問題化したことで、1967年に公害対策基本法が制定されました。

もともと、公害対策基本法には、法律の目的として、「生活環境の保全については、経済の健全な発展との調和が図られるようにする」という、経済発展を重視したいわゆる経済調和条項がおかれていた（公害対策基本法第1条第2項）ため、産業開発の足かせとなる厳しい対策は見送られるという限界を有していました。

そのため、公害対策基本法成立以降も公害は広がり続け、ついには、公害問題が国政上の重大な課題として取り上げられるようになりました。そのような流れの中で、1970年に第64回国会（いわゆる公害国会）が開かれるに至り、公害対策基本法から経済調和条項が削除され、水質汚濁防止法や大気汚染防止法をはじめとする14の公害関係法の制定・改正が行われる等の大規模な法整備が進みました。廃棄物処理法も、この公害国会において成立しております。

その後、日本国内における公害問題は一段落をしたものの、国際的には、地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨、熱帯林の破壊、砂漠化、海洋汚染等の地球環境問題が注目されるようになり、1992年、各国の首脳がブラジルのリオ・デ・ジャネイロに集まり、「環境と開発に関する国連会議」を開催し、21世紀に向けて地球環境を健全に維持するための国家と個人の行動原則（リオ宣言）が採択されるに至りました。

このリオ宣言において「持続可能な開発（sustainable development）」という概念がキーワードとして用いられ、大量生産・大量消費・大量廃棄の社会からの転換が叫ばれるようになりました。我が国においては、このような国際的潮流を一つの契機として、1993年に公害対策基本法に代わる環境基本法が新たに制定されました。

環境基本法が制定されて以降、前述した水質汚濁防止法や大気汚染防止法、自然環境保全法、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律等の環境分野における個別法は、全て環境基本法の下位法として位置付けられることとなりました。

その後、2000年に、循環型社会形成推進基本法が、環境基本法の下位に位置づけられる基本法として制定されました。

その結果、循環型社会形成推進基本法が、廃棄物処理法や各種リサイクル法を束ねる法として整理されることとなりました。

環境法体系のなかで環境基本法及び循環型社会形成推進基本法と個別廃棄物・リサイクル法との関係を示すと、次の図のようになります（環境省ホームページ https://www.env.go.jp/recycle/circul/keikaku/gaiyo_3.pdf）。



2 廃棄物処理法

(1) 「廃棄物」の意義

廃棄物とは、「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）」であると、廃棄物処理法第2条第1項で定義されています。

「その他の汚物又は不要物」の前に掲げられている、ごみ、粗大ごみ・・・動物の死体は例示ですから、法は、結局のところ「汚物又は不要物」を廃棄物として定義していることとなります。

「不要物」とは何かが明確でないために、環境行政においては、何ををもって「不要物」と認定するのかが、廃棄物該当性判断において、重要な問題となります。

不法投棄パトロールの現場で日々この廃棄物該当性判断が求められている様子については後程紹介します。

この廃棄物該当性の判断をめぐっては、「おから」が産業廃棄物に該当するか争われた最高裁判所の判決（最決平成 11・3・10 判時 1672 号）や、各種行政通知によって、判断基準が示されていましたが、これらの趣

旨を踏まえて、現在、環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知（「行政処分の方針について」平成 30 年 3 月 30 日環循規発第 18033028 号）に、以下のように、まとめられています。

すなわち、廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができないため**不要**となったものをいい、これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の見取り形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきもの、としております。

廃棄物処理法施行直後の政府解釈では、「廃棄物とは客観的に汚物又は不要物として観念できる物であって、占有者の意思の有無によって廃棄物になり又は有用物となるものではない。」（厚生省環境衛生局環境整備課長「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の運用に伴う留意事項について」（昭和 46 年 10 月 25 日環整 45 号））とし、廃棄物該当性は客観的に判断すべきであって占有者の意思を考慮することが積極的に排除されていました。

しかしながら、客観的には廃棄物とは認められないようなものでも、占有者の意思により不要となり廃棄されるようなもの（例えば売れなくなった新品の製品）が廃棄物ではなくなるという問題が発生したため、現在は**占有者の意思**も考慮する解釈がなされています。

もっとも、占有者の意思を考慮するようになったことで、リサイクル偽装の廃棄物逃れ等の別の問題が生じています。事件の概要の紹介については省略させていただきますが、香川県豊島の大量不法投棄事件（豊島事件）は、リサイクル偽造の廃棄物逃れの有名な例です。

このように、環境行政の現場においては、本来廃棄物たる物を有価物と称し、法の規制を免れようとする事案が後を絶たないことから、前記通知においては、「廃棄物の疑いのあるものについては・・・慎重に検討し・・・その物が有価物と認められるか否かを判断し、有価物と認められない限りは廃棄物として扱うこと。」という厳しい方針が示されています。

（2）一般廃棄物と産業廃棄物

① 両者の区分

廃棄物処理法（以下法）及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下令）」は、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち「燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物」及び「輸入された廃棄物」等を「産業廃棄物」（法第 2 条第 4 項、令第 2 条～第 2 条の 3）とし、それ以外の廃棄物を「一般廃棄物」（法第 2 条第 2 項）としています。

② 両者の処理責任

法は、一般廃棄物については市町村に（法第6条の2）、産業廃棄物については、事業者（法第11条第1項、第3条第1項）処理責任を負わせています。

一般廃棄物の処理責任が市町村にあるのは、一般廃棄物処理を公共サービスとする理念が、この法律の前身である清掃法から継承されているからです。また、法は、市町村が一般廃棄物の処理を自ら**直営**で行うこととしていますが、このほかに、**委託**による処理の方式も認めています（法第6条の2第2項）。

なお、市町村は、自らが行う一般廃棄物の処理に関し、条例で定めるところにより、手数料を徴収することができますので（地方自治法第227条、第228条第1項）、近年は、収集袋を**有料化**する等して、一般廃棄物の処理に有料制を導入する市町村も増加しています。

(3) 特別管理（一般、産業）廃棄物

一般廃棄物と産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性のあるものは、それぞれ、特別管理一般廃棄物、特別管理産業廃棄物とされています（法第2条第3項、同条第5項）。

具体的品目は、施行令で規定されます。特別管理一般廃棄物の例としては、廃家電のPCB（ポリ塩化ビフェニル）を利用する部品、廃石綿等、特別管理産業廃棄物の例としては、水銀、カドミウム、廃石綿等があります。

特別管理廃棄物に該当すると、廃棄物による人の健康又は生活環境に係る被害の発生を防ぐため、収集運搬、保管に際し、飛散・流出・混入等がないよう密閉可能な容器を用いること等が求められます（令第4条の2第1号、第6条の5第1項第1号）。また処分に当たってもそれぞれの廃棄物の特性に配慮した処分方法が求められることとなります（令第4条の2第1号～第4号、令第6条の5第1項第2号～第4号）。

3 個別物品の特性に応じた法令

(1) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）

① 対象

商品に付されたあらゆる容器包装が対象となります。

具体的には家庭から排出される、ア) スチール缶、イ) アルミ缶、ウ) ガラスびん、エ) ペットボトル、オ) 紙パック、カ) 段ボール等が対象です。

② 実施主体

リサイクルの実施にあたって、法は、商品の分別収集の実施主体と再商品化の実施主体とを分けています。

まず、商品の分別収集については、市町村が行うこととなっています。

次に、再商品化は事業者が行うこととなっていますが、再商品化の義務を課される事業者は、以下の3種類に分けることができます。

ア) 特定容器利用事業者：その事業において販売する商品について特定容器を用いる事業者

イ) 特定容器製造等事業者：特定容器の製造等の事業を行う事業者

ウ) 特定包装利用事業者：その事業において販売する商品について特定包装を用いる事業者

③ 合理化拠出金（法第10条の2）

法は第10条の2において、質の高い分別収集・再商品化の推進事業者が市町村に資金を拠出する制度を設け、市町村にインセンティブを与えています。

具体的には、市町村から特定分別基準適合物の引渡しを受けた指定法人又は認定特定事業者が、再商品化を終えた際、その再商品化に要した費用が当初見込まれた費用を下回った場合に、その差額のうち、各市町村の寄与の程度に応じた金額を当該各市町村に対して支払う、という仕組みです。

なお、これは正式な法律用語でも、現時点で講学上の概念として熟したものでもありませんが、本書では説明の便宜上、この仕組みを「合理化拠出金」と呼ばせていただきます。

(2) 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）

① 対象

法は、家電製品を中心とする家庭用機器から、ア) 市町村等による再商品化等が困難であり、イ) 再商品化等をする必要性が特に高く、経済性の面における制約が著しくなく、ウ) 設計、部品等の選択が再商品化等に重要な影響を及ぼし、エ) 小売業者による円滑な収集が確保できると認められるものを対象機器として政令で指定するとしており、具体的な対象品目は、政令で指定されています。

現在は、エアコン、ブラウン管型テレビ、液晶・プラズマテレビ、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機、衣類乾燥機が家電リサイクル法の対象として、指定されています。

② 実施主体

対象品目の引取り及び再商品化等を，原則として小売業者及び製造業者等の責任としています。

具体的には，小売業者は，自らが販売した対象品目について回収し，製造業者等に引き渡す義務を負い，製造業者等は自らが製造等した対象品目について，小売業者から引取り，再商品化等を行う義務を負います。

再商品化等の方法として，再商品化と熱回収の二つが含まれますが，主務大臣が策定する基本方針では，再商品化を優先するべきことが定められています。

先ほどの容器包装リサイクル法と異なり，対象品目の引取りも含めて，事業者に義務を課している点に特色があります。

(3) 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）

① 対象

食品廃棄物等と食品循環資源の2つが対象となっています。

「食品廃棄物等」とは，食品廃棄物及び食品の製造・加工・調理の過程において副次的に得られた物品のうち食用に供することができないもの，「食品循環資源」とは，食品廃棄物等のうち有用なものを言うてされています。

食品廃棄物の「食品」としての転用が社会問題となり，その規制強化のために食品廃棄物を扱う産業廃棄物処理業者の事業所等への立入調査についての通達が出されたことは後に触れます。

② 実施主体

実施責任は，事業者が負うこととされています。

「食品廃棄物等」については，発生抑制及び減量を，「食品循環資源」については，再生利用をすべきものとされています。

これら，発生抑制 (Reduce)，再使用 (Reuse)，再生利用 (Recycle) のいわゆる3Rの推進のため，主務大臣が基本方針を定めるべきものとされており，具体的な内容については，この基本方針において示されることとなります。

(4) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）

① 対象

特定建設資材（コンクリート（プレキャスト板等を含む。），アスファルト・コンクリート，木材）を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって一定規模以上

の建設工事（対象建設工事）が対象となります。

② 実施主体

受注者（元請業者と下請業者の双方を含む。）が基本的には、実施主体となり、対象建設工事に係る資材の分別解体等・再資源化の義務を負います。

そして、それを補完するものとして、①発注者には、計画届出の義務、再資源化完了の時の受任者からの報告受取りの役割を付与するとともに、②発注者が受注者との間に適正な契約をする義務を課しています。契約の成立後は、基本的には、発注者には義務がなくなり、受注者に義務が移ることになっています。

(5) 使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）

① 対象

被けん引車，二輪車，大型特殊自動車，小型特殊自動車，その他農業機械，林業機械，スノーモービル等を除く全てのクルマが対象となっています。

② 実施主体

引取業者，フロン類回収業者，解体業者，破砕業者の関連事業者と自動車メーカー・輸入業者等の自動車製造者等が，実施主体となります。

法は，基本的には市場の中で循環が進むことを想定し，循環の輪が働かなくなった一部分，すなわち，破壊等が温暖化防止，オゾン層破壊防止の観点から重要なフロン類，処理が困難なエアバッグについて，自動車製造業者等にフロン類回収業者，解体業者，破砕業者から引取りをさせ，そのリサイクル費用を出させることを目的としています。

(6) 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）

① 対象

一般消費者が通常生活の用に供する電子機器その他の電気機械器具のうち，政令で指定するものが対象となります。

具体的には，パソコン，携帯電話，デジタルカメラ，電子辞書，ゲーム機等が対象です。

② 実施主体

容器包装リサイクル法と同じく，リサイクルの実施にあたって，法は，商品の分別収集の実施主体と再資源化の実施主体とを分けていま

す。

まず、商品の分別収集については、市町村が行うこととなっています。

次に、再資源化は認定事業者が行うこととなっています。この認定事業者となった者は、廃棄物処理法における一般廃棄物及び産業廃棄物の廃棄物処理業の許可を地方自治体から取得することなく、使用済小型電子機器等（以下「使用済小型家電」という）の再資源化を実施することが可能になります。

第3 高知市における廃棄物処理事業の概要

1 管内における事業の沿革と行政計画等

(1) 事業の沿革

高知市におけるごみ処理事業は、汚物清掃法が制定された明治33年には運搬夫等を配置していたという記録があり、相当程度以前から行われていたことがうかがわれます。

その後、高知市は、経済の高度成長に伴う人口集中と生活様式の多様化により増大するごみの排出量に対応するため、昭和43年度を初年度とする「収集方法近代化3か年計画」を策定し、昭和45年から週2回のステーション収集を開始するなどしてきました。

昭和51年からは、市民・再生処理事業者・市の協働による資源・不燃物の分別収集システム（通称「高知方式」^④）を導入し、平成2年からは、プラスチックごみの分別収集を開始する等して、ごみの分別・再資源化に対する取組を進めてきました。

施設整備についても、昭和55年には旧宇賀清掃工場、昭和60年には三里最終処分場、平成14年には現在の清掃工場等、順次整備していくことで、ごみ処理を行ってきました。

④高知方式とは、資源ごみ、不燃物を市民自ら分別排出し、ごみ集積所を地域で管理する方式です。

(2) 廃棄物処理基本計画

① 概要

高知市は、平成7年1月に、廃棄物処理法第6条第1項に基づき、長期的・総合的な視点に立って、一般廃棄物の減量、再生利用及び適正処理を総合的に推進していくための基本的事項を定める、高知市一般廃棄物処理基本計画を策定しました。その後、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）の制定、各種廃棄物・リサイクル関連法の整備などを踏まえて、平成15年3月に、第2次一般廃棄物処理基本計画を策定しました。

さらに、長期的に進展していくと予想される少子高齢化の影響等による人口減少等に対応しながら、今後とも一般廃棄物の市域内処理を基本に、安定した廃棄物処理を行っていくため、平成25年3月に、第3次一般廃棄物処理基本計画を策定しました。

第3次一般廃棄物処理基本計画においては、「環境負担の少ない循環型社会の構築」を基本理念とし、その実現に向けて、①ごみの発生抑制（リデュース）や製品等の再使用（リユース）への働きかけ、資源等の再生利用（リサイクル）の積極的な推進、②ごみ処理過程での再資源化・熱エネルギーの有効活用の推進、③環境への負担が少ない適正処理の推進、という3つの基本方針を定めています。

(2)

職員の配置状況

(平成29年4月1日現在)

職名等 所属係名等	部長 職	副部長 職	課長 職	課長補佐 職	係長 職	事務職				技術職				技能職・労務職							小計	課等計				
						主任	主査	主事	主任	技師	技査	技補	技士	自動車整備士	清掃整備技師	電気工具	機械操作員	運転手	清掃員	作業員						
環境部	1	1	1																		3	3				
環境政策課			1	2	3	2	2	3	1													14	14			
廃棄物対策課			1	1	1	2					2	1										8	8			
環境業務課	管理職		1	3																		4	106			
	管理係				1	1																1		3		
	相談サービス係					5																1		6		
	第一業務係					4																10		11	25	
	第二業務係					4																		11	10	25
	第三業務係					4																		11	10	25
第四業務係					4																	9	5	18		
清掃工場	管理職		1	3																			4	55		
	管理係				(1)	2																			2	
	搬入指導係				1																		4		5	
	保全管理係					2				2	3	1													8	
	設備管理係				(1)					3	2												1		6	
	第一運転係					2				1	1						2								6	
	第二運転係					2				1	1						2								6	
	第三運転係					2				2	1						1								6	
	第四運転係					2				1	2						1								6	
	第五運転係					2				1	2						1								6	
東部環境センター			1	3	2 (2)					2	4	2									2	1	17	17		
合計	1	1	6	12	41	4	5	3	1	0	13	16	5	1	0	0	0	0	7	44	37	6	203			

(注) 1 上記の他、環境業務課に2名（資源物持ち去り防止パトロール員として2名（県警OB）の嘱託）、廃棄物対策課に5名（県警から課長補佐級1名の派遣受入及び高知市不法投棄防止パトロール員として4名（県警OB）の嘱託）を配置している。

2 (公財)高知市環境事業公社へ2名、本市職員を派遣している。

3 () は兼務のある職

3 予算・決算・原価計算及び処理手数料の推移

高知市における廃棄物処理事業の実施状況を「**お金**」（予算・決算・原価計算及び処理手数料の推移）の面から概観すると次のとおりです。

なお、資料はいずれも高知市提供にかかるものです。

予算・決算・原価計算及び 処理手数料の推移

歳 入（清掃関係）

（単位：千円）

科目名称	24年度 決算額	25年度 決算額	26年度 決算額	27年度 決算額	28年度 決算額	29年度 予算額
使用料及び手数料 ※1	370,791	367,190	374,788	375,730	378,910	507,461
国庫支出金	1,512	-	10,406	-	-	-
県支出金	8,747	825	949	1,378	17,573	516
財産収入 ※2	13,148	13,163	13,602	12,811	13,016	13,336
寄付金	1,755	4,709	21,611	312,899	271,768	-
繰入金	-	908	92,727	-	-	85,007
諸収入	478,069	671,704	635,322	550,929	572,823	514,403
市債	155,300	594,300	1,128,200	168,800	329,500	623,800
計	1,029,322	1,652,799	2,277,605	1,422,547	1,583,590	1,744,523

（注）1 使用料及び手数料には、産業廃棄物許可手数料を含む。
なお、最近の手数料改定経過は以下のとおり。

（	平成8年1月1日	手数料改正	（し尿）
	9年4月1日	消費税法の改正等	（ごみ）
	16年7月1日	手数料改正	（ごみ）
	19年4月1日	手数料改正	（ごみ）
	26年4月1日	消費税法の改正等	（ごみ・し尿）

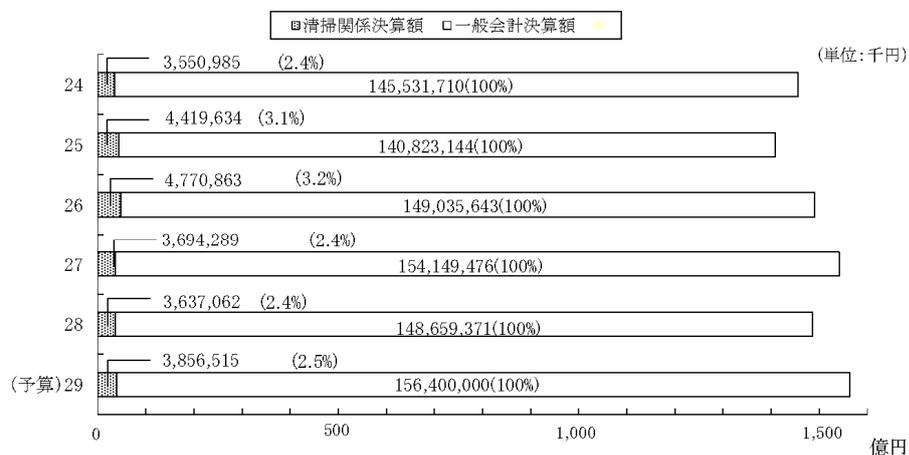
2 財産収入はエコ産業団地の土地貸付収入を指す。

2 歳 出 (清掃関係)

(単位:千円)

科 目 名 称	24 年 度 決算額	25 年 度 決算額	26 年 度 決算額	27 年 度 決算額	28 年 度 決算額	29 年 度 当初予算額
環 境 総 務 費	172,709	176,667	184,576	170,579	193,474	167,897
廃 棄 物 対 策 費	87,100	387,905	140,378	87,899	90,152	84,169
ご み 減 量 推 進 費	47,252	40,976	43,051	41,581	56,414	63,592
塵 芥 収 集 費	1,160,235	1,765,362	2,132,525	1,253,607	1,241,245	1,254,386
塵 芥 処 理 費	1,338,272	1,412,378	1,622,140	1,557,916	1,459,359	1,575,856
プ ラ ス チ ッ ク ご み 処 理 費	103,625	106,342	109,241	110,250	112,371	119,862
最 終 処 分 場 管 理 費	99,206	85,345	67,628	67,875	63,719	68,816
余 熱 利 用 施 設 費	29,209	29,554	36,683	37,666	40,203	34,464
春 野 環 境 セ ン タ ー 費	134,301	24,284	-	-	-	-
し 尿 収 集 費	41,364	38,220	38,039	33,249	30,695	36,293
し 尿 処 理 費	286,819	301,531	348,422	333,667	349,430	451,180
春 野 地 区 し 尿 処 理 費	50,893	51,070	48,180	-	-	-
計	3,550,985	4,419,634	4,770,863	3,694,289	3,637,062	3,856,515

3 一般会計に占める清掃関係費の推移



4 原価計算（平成28年度）

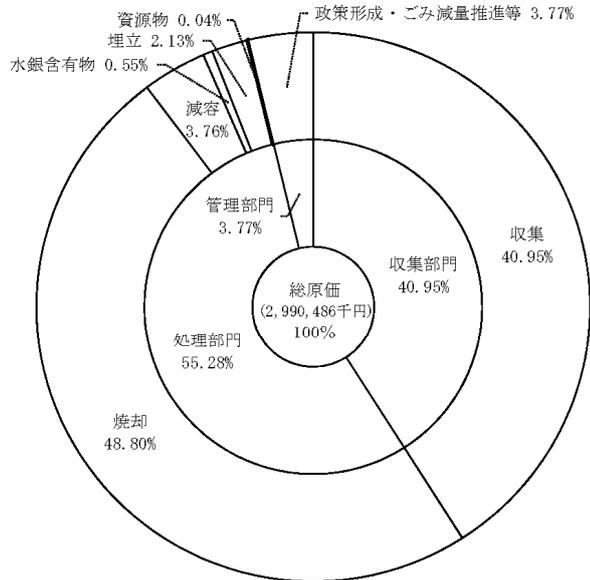
(1) ごみ処理原価

（単位：千円）

原価部門	管理部門 政策形成 ごみ減量推進等	収集部門 収集	処 理 部 門					計
			中間処理部門			最終処分部門	資源化部門	
			焼却	プラ減容 (圧縮梱包・ ペットボトル)	水銀含有物	埋立	資源物	
部門直接原価 (1)	112,833	1,224,469	1,459,359	112,371	16,555	63,719	1,180	1,653,184
管理部門 配賦額 (2)	部門直接 原価按分	48,012	57,222	4,406	649	2,498	46	64,821
部門原価 (1)+(2)=(3)		1,272,481	1,516,581	116,777	17,204	66,217	1,226	1,718,005
処理量(t) (4)		69,894 (持込を除く)	113,176	2,321	108	1,351	8,464	125,420
1t当りの原価 (円/t)	(3)÷(4)	18,206	13,400	50,313	159,296	49,013	145	13,698
	(1)÷(総搬入量)	2,990,486 千円 ÷ 122,836 t = 24,345 円/t						

- (注) 1 施設建設費、用地費等及びそれらの償却費を除く。
 2 車輛については購入費を含む。
 3 「2. 歳出(清掃関係)」から原価対象額を抜粋して算出。
 4 各施設における管理費・事務費等は各施設が行う原価部門に含める。
 5 焼却灰のセメント資源化にかかる費用は焼却に含める。

<部門直接原価（2,990,486 千円）の内訳>



ごみ処理手数料の推移

年別	収集(運搬)及び処分(占有者から徴収)		処分		処		の		み	
	ごみ、燃えがら、汚泥	犬猫等の死体	多量廃棄物	プラスチック	水銀含有廃棄物	犬猫等の死体	産業廃棄物(紙くず、燃えがら、汚泥)	産業廃棄物(電池、ステロイド、ペイント)	産業廃棄物(水銀含有)	産業廃棄物(腐棄物)
昭和29年	12立方尺までごとに1カ月15円	1頭につき50円					1トンまでごとに300円			
34年	0.3m ³ までごとに	〃								
35年	0.3m ³ までごとに1カ月30円	〃								
44年5月1日	ア 常時多量排出(30kg以上)	ウ その他								
	1kgまでごとに1円40銭以内	30kgまでごとに1カ月30円								
46年4月1日	〃	〃		削除(無料)						
47年4月1日	〃	〃		〃						
49年4月1日	1kgまでごとに2円50銭以内	1頭につき200円	30kgまでごとに75円以内	〃	0.4トンまで	1頭につき100円	1トンまでごとに1,000円			
51年4月1日	削除	1頭につき400円	削除	〃	0.4トンまで	1頭につき100円	1トンまでごとに2,000円			
59年4月1日	〃	1頭につき800円	〃	〃	0.4トンまで	1頭につき200円	1トンまでごとに4,000円			
平成4年4月1日(消費税法の改正等)	〃	1頭につき820円	〃	〃	100kgまでごとに10kgまでごとに150円	1体につき103/100	1トンまでごとに4,120円			
8年4月1日	〃	1頭につき900円	〃	〃	100kgまでごとに10kgまでごとに140円	1体につき300円	据え置き	10kgまでごとに140円	5kgまでごとに370円	
9年4月1日(消費税法の改正等)	〃	1頭につき910円	〃	〃	〃	〃	4,200円	〃	〃	
16年7月1日	〃	1頭につき1,000円	〃	〃	10kgまでごとに10kgまでごとに50円	1体につき400円	100kgまでごとに1,300円	10kgまでごとに320円	5kgまでごとに690円	
17年7月1日	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	削除	
19年4月1日	〃	〃	〃	〃	10kgまでごとに120円	〃	削除	10kgまでごとに280円	〃	
26年4月1日(消費税法の改正等)	〃	1頭につき1,030円	〃	〃	10kgまでごとに290円	1体につき410円	〃	10kgまでごとに290円	10kgまでごとに290円	

4 ごみ搬入量の推移等

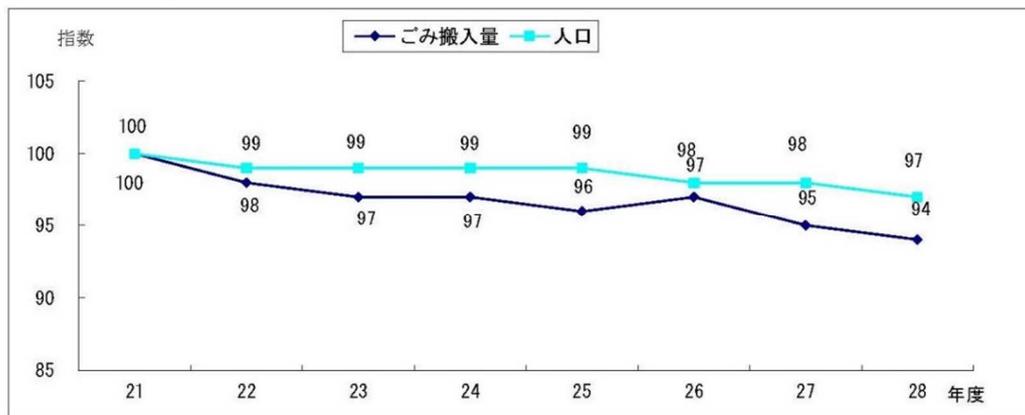
ここまでは高知における廃棄物処理事業の実施体制、実施状況を、「人」と「お金」の面から概観してきました。ここでは、これだけの「人」と「お金」を投入して実施されている高知市の廃棄物処理事業を、ゴミ搬入量の推移等の現象面に着目して概観します。

なお、資料はいずれも高知市提供にかかるものです。

(1) 全般 — 人口推移との対比及び構成比

現在、ごみ量は、下図のとおり人口比との対比において、減少傾向にあります。

【ごみ搬入量と人口の推移】

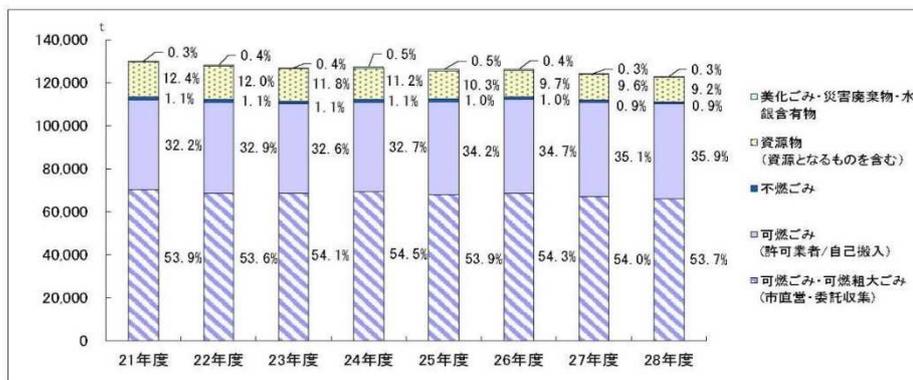


(注) 平成21年度のごみ搬入量(130,035t)と人口(342,336人)を100とした。

(2) 種別ごと（ごみ搬入量構成比）の推移

ごみ搬入量構成比は、資源物の比率が減少しています。これは、資源物についての小売店での独自回収が進んでいること等が要因と思われます。

【ごみ搬入量構成比の推移】



5 処理実績

さらに、こうして搬入されたごみの処理実績についても概観しておきます。

なお、資料はいずれも高知市提供にかかるものです。

(1) 搬入実績

処理実績

ごみの搬入

①搬入実績

項 目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
行政区域内人口 (うち外国人登録者数) 人	341,266 (1,432)	340,228 -	339,025 -	337,524 -	336,298 -	334,334 -	
総搬入量 t	126,865	127,198	126,090	126,212	124,328	122,836	
内 訳	可燃ごみ t	105,212	105,972	106,199	107,530	106,314	105,736
	直営収集 t	61,144	61,712	63,127	63,789	62,626	61,613
	委託収集 t	-	-	-	-	-	-
	春野 委託収集 t	2,654	2,672	-	-	-	-
	事業系 t	179	198	-	-	-	-
	その他 t	9	7	-	-	-	-
	許可業者収集 t	32,948	32,737	33,803	33,992	33,949	33,965
	自己搬入 t	8,279	8,646	9,268	9,749	9,739	10,158
	家庭系持込 t	950	1,069	1,448	1,241	1,125	1,287
	事業系持込 t	7,329	7,577	7,820	8,508	8,614	8,871
	不燃ごみ t	1,335	1,361	1,308	1,217	1,132	1,112
	可燃粗大ごみ t	4,866	4,985	4,863	4,707	4,536	4,333
	資源物 t	11,179	10,775	9,729	9,233	8,896	8,464
	ペットボトル t	357	207	200	162	183	160
	プラスチック製容器包装 t	3,438	3,283	3,113	2,888	2,849	2,684
	水銀含有廃棄物 t	137	121	116	115	111	108
美化ごみ・災害廃棄物 t	341	494	562	360	307	239	
1日当たり排出量 t	346	348	345	346	340	337	
1人1日当たり排出量 g	1,016	1,024	1,019	1,024	1,010	1,007	
# (資源物除く) g	926	938	940	950	938	937	
【家庭系】1人1日当たり排出量 (うち資源となる物を除く) g	692 (572)	698 (583)	683 (577)	680 (580)	664 (567)	656 (563)	
【事業系】1人1日当たり排出量 g	324	326	336	345	346	351	

- (注) 1 行政区域内人口は、各年度10月1日時点(平成23年度までは住民基本台帳人口に外国人登録者数を加えた合計。24年度からは住民基本台帳法改正により、外国人人口は住民基本台帳人口に含まれる。)
- 2 可燃ごみの委託収集は、鏡・土佐山地区の総量(土佐山地区は平成20年9月まで、鏡地区は平成21年度まで)。
- 3 平成20年10月から土佐山地区、平成22年度から鏡地区、平成25年度から春野地区が旧高知市の収集体制に統一。
- 4 1日当たり排出量は、総搬入量÷365日(平成23,27年度は366日)
- 5 1人1日当たり排出量は、総搬入量÷365日÷人口(平成23,27年度は366日)
- 6 [家庭系]1人1日当たり排出量は、
総搬入量－(春野 事業系 + 許可業者収集 + 自己搬入 事業系持込) ÷ 365日 ÷ 人口 (平成23,27年度は366日)
※は、環境省「一般廃棄物処理実態調査」の算定方法も用いて算定
- 7 資源となる物とは、資源物、ペットボトル及びプラスチック製容器包装をいう。
- 8 端数処理により、内訳と合計が一致していない場合があります。

②搬入実績（春野地区分 平成24年度まで）

項 目		23年度	24年度	
行政区域内人口	人	16,279	16,045	
総搬入量	t	3,558	3,579	
内 訳	もやせるごみ	t	2,833	2,870
	収 集	t	2,654	2,672
	事 業 所 等	t	179	198
	もやせないごみ	t	54	55
	資 源 物	t	489	476
	ペットボトル	t	-	-
	プラスチック製容器包装	t	175	171
	水銀含有廃棄物	t	7	7
	1日当たり排出量	t	10	10
	1人1日当たり排出量	g	597	611
#（資源物除く）	g	515	530	

- (注) 1 行政区域内人口は、各年度10月1日時点の住民基本台帳人口による
 2 1日当たり排出量は、総搬入量÷365日（平成23年度は366日）
 3 1人1日当たり排出量は、総搬入量÷365日÷人口（平成23年度は366日）
 4 ペットボトルについては、合併後春野地区のみの集計はしていない。
 5 平成20年1月1日に合併した春野地区のごみ収集は、平成24年度までは従前の体制を継続していたが、平成25年度から旧高知市の収集体制に統一した。

(2) ごみの処分

項 目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
焼 却	t	107,622	111,369	114,159	113,348	115,639	113,176
埋 立	t	1,677	1,855	1,870	1,577	1,439	1,351
再 資 源 化	t	14,725	13,751	12,450	11,641	11,096	10,768
水 銀 処 理	t	137	121	116	115	111	108

- (注) 1 再資源化には、市関連資源化すべて含む。
 2 焼却処分量は、し尿処理汚泥の焼却及び繰越分を含んでいるため、収集量と一致しない。
 3 埋立処分量には、不燃物の他、美化ごみ・土砂類を含む。

(3) 再資源化量とリサイクル率

再資源化量とリサイクル率（基本計画ベース）

項 目		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
(1)	再資源化量	t	25,819	25,077	24,388	23,634	22,865	22,239
内 訳	a 資源物分別収集量 (再掲)①表	t	11,179	10,775	9,729	9,233	8,896	8,464
	b ペットボトル再商 品化量	t	334	195	178	146	133	167
	c プラスチック製容器包 装再商品化量	t	3,206	2,775	2,537	2,257	2,063	2,132
	d 中間処理施設から の資源回収量 (再掲)②表(イ)+(ロ)+(ハ)	t	11,100	11,332	11,944	11,998	11,773	11,476
(2)	ごみ総搬入量	t	126,865	138,089	126,090	126,212	124,328	122,836
	リサイクル率試算※	%	20.4	18.2	19.3	18.7	18.4	18.1
	(1)÷(2)		(11.6)	(10.0)	(9.9)	(9.2)	(8.9)	(8.8)

(注) 1 リサイクル率については、下記の環境省の算出方法を採用した。

$$\text{リサイクル率 (\%)} = \frac{\text{直接資源化量} + \text{中間処理後の再生利用量} + \text{集団回収量}}{\text{ごみの総処理量} + \text{集団回収量}} \times 100$$

2 () 内の数値は、「(d) 中間処理施設からの資源回収量」から②表(ハ)を除いたリサイクル率

6 産業廃棄物

産業廃棄物については、事業者が処理責任を負いますが（廃棄物処理法第11条第1項、第3条第1項）、事業者は、処理業者へ委託して処理をすることが可能です。事業者から委託を受けて、産業廃棄物の処理を業として行う場合には、都道府県知事の許可を要しませんが（廃棄物処理法第14条）。都道府県知事はこの許可制度の運用を通じて産業廃棄物の適切な処理を監督することになります（廃棄物処理法第14条）。中核市市長には都道府県知事からこの権限が委譲されます（廃棄物処理法第24条の2）。高知市は、平成10年4月から、中核市として、産業廃棄物処理業についての規制の権限を持つようになりました。

以下に、高知市による廃棄物処理に係る権限行使の実績を示します。

なお、資料はいずれも高知市提供にかかるものです。

(1) 産業廃棄物許可申請等受付実績

高知市における産業廃棄物処理業許可申請受付実績の推移をみると、収集運搬業は減少傾向にあり、特に新規申請件数が減少しています。

これは、平成22年の法律改正により産業廃棄物収集運搬業許可の合理化が図られたことによるもののようです。

産業廃棄物処理業許可件数

区分		年度													
		16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	
産業廃棄物	収集運搬業	新規	80	77	86	67	52	46	29	5	3	0	2	3	1
		更新	82	66	82	76	84	108	68	13	8	12	12	8	12
		変更	16	18	15	11	8	11	11	5	0	0	0	0	0
		計	178	161	183	154	144	165	108	23	11	12	14	11	13
	処分業	新規	2	2	1	1	1	1	2	2	0	0	0	0	0
		更新	1	5	6	9	5	5	7	4	10	6	4	6	4
		変更	1	2	1	5	3	5	5	3	1	2	1	0	2
		計	4	9	8	15	9	11	14	9	11	8	5	6	6
特別管理産業廃棄物	収集運搬業	新規	5	8	8	5	9	8	3	0	0	0	0	0	0
		更新	7	5	12	6	25	10	6	1	1	4	1	1	1
		変更	4	1	2	2	1	5	0	0	0	0	0	1	1
		計	16	14	22	13	35	23	9	1	1	4	1	2	2
	処分業	新規	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0
		更新	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	1
		変更	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計	0	0	1	0	2	0	1	1	0	0	0	0	1
施設設置	最終・焼却	新規	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
		変更	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		認可	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
	その他	新規	0	2	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0
		変更	2	0	3	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0
		認可	0	0	0	0	0	3	2	1	0	0	0	0	0
		計	2	2	3	0	3	3	3	2	0	0	0	0	0
合計		200	186	217	182	193	203	135	36	23	24	20	19	23	
変更届		447	651	907	715	701	639	611	142	143	117	112	141	136	

(2) 産業廃棄物処分業許可業者が設置した産業廃棄物処理施設の状況

産業廃棄物処分業許可業者が設置した産業廃棄物処理施設の状況

(平成 29 年 3 月 31 日現在)

中間処理施設			最終処分場
焼却施設 (焼却能力 200 kg/h 以上の処分業)	焼却施設 (焼却能力 200 kg/h 未 満の処分業)	その他の中間処理施設	安定型最終処分場
2	5	90	2

(3) 産業廃棄物収集運搬業（許可業者数）

産業廃棄物収集運搬業（許可業者数）

（平成 29 年 3 月 31 日現在）

区 分	許可業者数			
	市内	県内	県外	計
産業廃棄物のみ	41	5	6	52
産業廃棄物 + 特別管理産業廃棄物	6	—	2	8
特別管理産業廃棄物のみ	—	—	1	1
合計	47	5	9	61

（注）法改正（平成 23 年 4 月 1 日施行）により収集運搬業の許可の合理化が図られ、積替え又は保管を伴わない場合で、一つの政令市の区域を越えて収集又は運搬を行う場合は、当該政令市の区域を管轄する都道府県知事が許可を行うこととなった。

(4) 産業廃棄物処分業（許可業者数及び許可件数）

産業廃棄物処分業（許可業者数及び許可件数）

（平成 29 年 3 月 31 日現在）

種 類	区 分	許可業者数及び許可件数			
		市内	県内	県外	計
産業廃棄物	中間処理	23	3	3	29
	中間処理 + 最終処分	2	—	—	2
	最終処分	—	—	—	—
	合計	25	3	3	31
特別管理 産業廃棄物	中間処理	1	—	—	1
	中間処理 + 最終処分	—	—	—	—
	最終処分	—	—	—	—
	合計	1	—	—	1

(5) 行政処分等の実績

【行政処分等の実績（H25年度～H29年度）】

(単位：件)

内容 年度	指導 警告	報告 徴収	告発	行政処分					
				事業 停止 (全 部)	事業 停止 (一 部)	処理 業許 可取 消	施設 設置 許可 取消	改善 命令	措置 命令
H25年 度	—	—	—	—	—	1	—	1	—
H26年 度	—	—	—	—	—	2(1)	—	—	—
H27年 度	—	1(1)	1	—	—	—	—	—	—
H28年 度	—	1(1)	—	—	—	—	—	—	—
H29年 度	—	8(3)	—	1(1)	—	—	—	—	—
合 計	—	10(5)	1	1(1)	—	3(1)	—	1	—

※ () 内の数値は本市の中間処分許可業者に該当する件数

第4 廃棄物排出抑制事業（一般廃棄物，産業廃棄物）

高知市が行っている排出抑制事業には，環境標語の募集や優秀作品のパッカー車への掲示，地域・学校等での出前講座，といった様々な啓発活動のほか，一定の費用を投じて行っているものとして，不法投棄対策としてのパトロールや防犯カメラ，生ごみ減量策としての生ごみ処理容器購入費の助成，といったものがあります。

本監査では，このように一定の費用を投じて行っている事業が有効かつ適切に行われているかをチェックしました。

1 パトロール

高知市は，「高知市廃棄物不法投棄防止パトロール員設置に関する規則」を定め，警察OBをパトロール員として委嘱し，廃棄物の不法投棄のパトロールに当たってもらっています。

今回の監査では，その具体的な業務内容を知るため，パトロールマニュアルやパトロール報告書といった資料を分析し，実際のパトロールに同行（実査）したうえでパトロール員のヒアリングを行い，費用対効果の観点から人件費に関する資料，不法投棄事案の推移に関する資料，といった資料を分析しました。

以下個別にそれら監査の経過と結果とを述べます。

(1) パトロールマニュアル

監査の経過

パトロールマニュアルは，「パトロール員マニュアル」という名前のA4版2枚のもので，1枚目が不法投棄事案について，2枚目が不法焼却事案について，「**廃棄物**」**該当性の判断**等を中心に，それぞれ関係する法律の重要な条文の解釈基準を簡潔に示したうえで，事態に応じた具体的な対処方法を樹形図形式でまとめたものです。

余白には「※発見の際の写真撮影は状況により立会人を付して行うこと」といった注記もあります。

監査の結果

記載されていることは具体的でわかりやすく，適切と考えます。

ただし，この後パトロール報告書についての箇所で触れるように，さらなる充実が望まれます。

(2) パトロール報告書

監査の経過

平成 29 年度分のパトロール報告書を分析しました。これは「H29 苦情処理」という名前のバインダー 2 冊に納められているもので、その中から目に留まったケースを抜き出して一覧表にまとめました。分量が多くなりましたので、巻末に資料 1 としてつづっています。番号は原記録中の通し番号をそのまま引用していますが、個人が特定される可能性のある固有名詞などは「市民」、「●●」、「▲▲」などと表記しています。その上で、苦情内容の欄では、事案の理解を助けるため監査人がカッコ内に注記しています。また、備考欄には、そのケースを監査人が抜き出すについての着眼点を記載しています。この記載はあくまで着眼点であって、指摘や意見そのものではありません。指摘や意見は次の「監査の結果」に記載してある通りです。また、資料 1 は、必ずしも「問題」あるケースに限らず、回収事案（番号 127, 185, 187, 194）、搬送処理事例（番号 171, 173）等、適切に処理がなされているケースも、似たような状況にありながらこれがなされていないケースの参考、模範例にするという趣旨で抜き出しております。

監査の結果

まず、パトロール報告書に記載された、「経過観察」、「継続」、「一旦解決」、「完全解決」の判断基準については、パトロール報告書にも、前述のマニュアルにも記載がありませんでした。この点、パトロール員及び所轄の廃棄物対策課に尋ねたところ、はっきりした基準はないとのことでした。監査人としてはそれぞれの判断基準をマニュアルに入れるなどして明確にした方が、現場で判断を求められるパトロール員にとっても、これを点検して不法投棄対策等に臨む廃棄物対策課にとっても有効と考えます（3 E の観点からする意見）。

次に、「経過観察」、「継続」とされながら、その後の経過についての記載が見受けられないケースが多数見受けられます（番号 2, 5, 7, 24, 31, 58, 128, 129, 133, 135, 137, 140, 144, 149, 151, 158, 160, 169, 170, 172, 177, 178, 179, 180, 181, 184, 186, 197, 198, 229, 230, 234）。「その後どうなったか」、「そのことについてどう対処したか」、を明確に記載することにより不法投棄対策パトロールの有効性を検証することができますので、その後の経過を記載することが求められます（3 E の観点からの意見）。

さらに、冷蔵庫、テレビといった家電製品やタイヤ等の不法投棄がうかがわれるケースについて、「民地（民有地）」であることを理由に経過観察とされているものが複数見受けられましたが（番号 61, 62, 68, 168, 197）、

廃棄物処理法は第 16 条で、「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない」として不法投棄の禁止を定めているところ、この規定は投棄場所が民有地の内か外かで異なる扱いをしていません。民有地であっても廃棄物が捨てられていればそれは不法投棄として処罰の対象となります（廃棄物処理法第 25 条）。これは自己所有地内での不法投棄についても同様とされています（今井康介「廃棄物の不法投棄と廃棄物処理法 16 条の解釈について」早稲田法学会雑誌第 65 巻 1 号 66 頁～67 頁）。

そうであれば、「民地（民有地）」であることを理由に経過観察するという対応は必ずしも適切ではないということになります。「経過観察の上、投棄者が特定できれば事情を尋ね、法第 16 条の『みだりに』に該当すると判断される場合には警察に通報する」という対応が望まれます（合規性の観点からする意見）。

（3）パトロール同行

監査の経過

① 監査の経過

パトロールは、原則 2 台の車両（以下「パトロールカー」と言います）を使用し、それぞれ異なるルートを巡回しているとのことでした。そのため、監査人及び監査人補助者の計 4 名を 2 名ずつに分け、2 台のパトロールカーに分乗して、平成 30 年 7 月 24 日、終日監査を行いました。

1 台は、通常のパトロールを、もう 1 台は防犯カメラ設置場所を中心としたパトロールを行ってもらったこととしました。

② パトロール同行

ア 装備等

パトロールカーには、「高知市役所」や「パトロール中」等の表示はなく、外見上は一般車両と変わらない作りとなっていました。

もっとも、パトロール員は、制服を身に着けており、公的機関の職員であることは、推察できました。

なお、パトロール員に支給されている制服は、夏服・冬服の 2 種類があり、パトロール員の安全確保の観点からいずれも長袖・長ズボンの仕様となっていました。

パトロールカーのトランクには、手袋・ゴミ袋等のゴミを回収するための道具が積載されていました。

イ パトロール体制

2 名 1 組体制で行い、午前と午後で運転手を交代しているとのこ

とでした。

ウ パトロールルート

実査当日は、春野近辺及び一宮近辺のパトロールに同行しました。

なお、上記ルートは、春野は野焼き等が多く、他方、一宮は高速道路沿いへの不法投棄が多いことから、選定されました。

パトロールルートについては、定型のルートがあるという訳ではなく、過去の不法投棄の情報等を基に、当日の運転手がルートを選定しているとのことでした。

また、普段は、パトロールカーの総走行距離は、100キロ程度となるとのことでした。

エ パトロール方法

パトロール員が目視で、野焼きや不法投棄された廃棄物がないかを確認しながら、パトロールを行っていました。

野焼きの場合は、煙があがっていることを確認すれば、その場所に向かい、何を燃やしているのか等の事情聴取を行い、禁止されている野焼きに該当すると判断した場合は、その場で注意するとのことでした。

今回の実査では、野焼きの現場を発見することはありませんでした。

他方、不法投棄された廃棄物が発見した場合、パトロール員の本来の職責の範囲に属する事柄ではないものの、不法投棄の状況を考慮し、必要に応じて持ち帰るべきと判断した場合は回収し、高知市クリーンセンターに運び込み、他方、持ち帰ることの出来ない大きさである場合は、前記センターに連絡し、回収を依頼するとのことでした。

今回の実査の中では、次頁の写真のように、実際に空き缶がまとめて公道上に捨て置かれていたのを発見したため、回収し、高知市クリーンセンターまで運び込みました。

また、民地内に、廃棄物が留め置かれているようなケースにおいては、定期的に巡回し、ゴミが増えていないかの確認を行っているとのことでした。

実査中に、新たに民家脇の公道上にゴミが積まれているのを発見しましたが、金属類などであり、その形状・容量からして到底パトロールカーに乗せられるものではなかったため、回収することはせず、現場の写真を撮るのみでした。パトロール員の話によれば、今後、経過観察をするとのことでした。



監査人撮影

③ 防犯カメラ設置場所視察

ア 防犯カメラの運用状況

防犯カメラは、神田、池、朝倉己にそれぞれ設置されていました。

カメラは、1分間に5枚から6枚程度静止画で撮影し、画像データは、廃棄物対策課内に設置しているパソコンに送信され、数カ月保存しているとのことでした。

画像データについては、逐一画像を確認することはしておらず、不法投棄事案が発生した際に、画像を確認するに留まっているとのことでした。

監査人も廃棄物対策課にて実際にその画像データをリアルタイムで見せてもらいました。不法投棄がなされればその状況が見て取れるレベルのものでした。

イ 各防犯カメラの設置状況

(ア) 神田

防犯カメラ作動中等の防犯カメラを設置している旨の看板が置かれていませんでした。

また、以下の写真のように、「不法投棄は犯罪です」と書かれた看板も雑草に覆われてしまっており、目視が困難な状況でした。



監査人撮影

(イ) 池

以下の写真のように、「防犯カメラ作動中」と書かれた看板が2つ設置されていましたが、1つは雑草に覆われてしまっており、目視が困難な状況でした。



監査人撮影



監査人撮影

監査の結果

防犯カメラはそれがあることを知らせるだけでも不法投棄を思いとどまらせる抑止効果が期待できますので、「防犯カメラ作動中」等の看板はそれが常に通行者の目に入る状態に整備されることが求められます（3Eの観点からする意見）。併せて、通行者の目に入る看板が古ぼけたものと、防犯カメラ作動は過去のことであって、「今は作動していない」という誤解を与えかねません。ここは市の「本気度」を示すという意味において、定期的に新しいものと交換されることが望まれます（3Eの観点からする意見）。

(4) パトロール員ヒアリング

監査の経過

パトロール員4名の方全員から次の通り聴き取り（ヒアリング）をさせていただきました。

①経歴及び経験年数

質問	回答
パトロール員になる以前の略歴について教えてください。	全員が県警OB。
パトロール員に採用されるまでの経緯について教えて	退職後、紹介されて。

ください。	
パトロール員の経験年数について教えてください。	短い方で4カ月，長い方で2年と経験年数は区々でした。

②不法投棄取締り実績に関する事項

質問	回答
廃棄物該当性の判断はどうしていますか	・民有地外に放置された物は、「廃棄物」か「有価物」か、 環境省の通知 に即して、その場で判断している。民有地内にある物は2人で相談する。もしくは、上司に相談し、写真を見てもらって引き継ぐこととしている。
廃棄物を回収する際には、どのようなことを考慮していますか	<p>・通報してきて、畑の中に廃棄物があると言われたときは、「民有地は市役所としては対応が難しい」という対応をしている。民有地は民有地で、所有者に対応をお願いしている。「投棄禁止」の看板を渡したり。回収基準としては、パトロールカーに積めるか積めないかといった量の問題はある。管理者や美化活動による対応が見込まれる場合には、「継続」とする。</p> <p>・投棄現場が県有地か市有地か民有地か。県道は、県も管理している。地元の清掃もある。公的な管理状況が整っている場所は、経過観察。長くあつたら回収せざるを得ない。</p> <p>・廃棄物該当性について特に考慮する。回収に関して、回収可能なものは回収することがあるが、原則は管理者責任。</p> <p>・投棄した人間が誰なのかという点。特に生活ごみは、本人に連絡をするために中を確認することがある。</p>
野焼きをしている対象者に対して、どのような指導を行っていますか（氏名は聞かないのか）。	<p>・捜査機関ではないので、名前までは聞かない。ビニールが混ざっていると、注意。黒い煙が出ている場合も注意。農作業上やむを得ない最低限の草木の焼却はOK。口頭注意だけ。口頭注意を聞かない人は、警察へ連絡する。警察が来たら、対応してくれることも。警察も言うこときかなかつたら、検挙。（減多にない。）</p> <p>・焼いている物は何か、農作業従事者か確認する、違法性があると判断すれば、「お願い」する。</p> <p>・燃やしている物を確認する（違法性の判断）。</p>

パトロールの経路はどのようにして決めていますか。	・パトロールカーの出発前に、前の車が行かなかった方向へ。東と西と北。捨てられていそうなところを、重点的に。経路は、運転する人が決める（基本的に）。午前午後で運転者交替。
	・一応、全員がはんこを押した苦情処理簿で、情報共有して、確認した方が良い場所を選んでいる。運転する人。
	・特に決めていない。大体は、午前午後で合計100キロメートルほど（各50キロメートル）
経過観察となった事案について、その後は、どのように経過を観察していますか	・上に言って、担当課に言ってもらおう。
	・パトロールで。苦情処理簿を見て。
	・次回以降のパトロールの際に意識している。

③不法投棄取締り業務における困難事例及びそれに対する対処

質問	回答
取締りをするにあたって、困難を感じた事例があればお教えてください。	・「取っていけ」と私有地のものを言われること。気持ちはわかるけど、対応に苦慮する。取っていけない、土地の管理の人がやらないといけません。
権限の限界を感じたことがありますか。	・注意の仕方。警察ではないので、あくまでお願い、指導ベース。 ・限界を感じたら警察を呼ぶ。例) 野焼きで、言うことを聞かないときなど。

④警察との連携体制等について

質問	回答
警察とはどのような連携体制をとっていますか、協議会等は開催していますか	・ひどい不法投棄があったとき、廃棄物に投棄者を特定する手がかりがあるときは、警察に連絡している。連絡は、上司(課)が取ります。
	・パトロール員が参加するような協議会はない。
不法投棄について、警察への通報を行うにあたってどのようなことを考慮していますか	・手がかりがなければ、警察も詰められない。
	・証拠保全。投棄した人間を特定できるかどうか。
	・行為者がわかる場合には通報している。また、直接通報はしない。上司を通じて行う。

⑤その他，改善を求める事項

質問	回答
その他，担当課に改善を求める事項はありますか。	・車のエアコンが効かない。
	・カーナビがほしい。今は自分のスマホを使っているが，ナビでできればなお良い。
	・報告書様式の使い勝手が悪い（改訂済み）
パトロールの際に支給してほしい携行品等ありますか。	特に意見は出なかった。

監査の結果

パトロールのコースを事前にいくつか決めておき，二つのグループで毎日分担して重複しないように巡回した方が効率的であり，定点観測の点でも有効と思われます（3Eの観点からの意見）。

(5) パトロール員人件費及び不法投棄事案の推移

監査の経過

パトロール員人件費と不法投棄事案の推移について廃棄物対策課からデータを入手し，これを分析しました。

以下にそれを掲載します。

パトロール員人件費年度別一覧（千円）

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
報酬	7,262	5,954	7,137	7,262	7,267
社会保険料	1,210	1,051	1,219	1,149	1,175
通勤手当	197	162	198	202	149
合計	8,669	7,167	8,554	8,613	8,591

※26年度の人件費の減額は9月末に1名退職したことによる。

(1) 取扱状況

年度	不法投棄						野外不法焼却						その他調査等	合計
	相談	パト活動	通報	監視カメラ	その他	計	相談	パト活動	通報	監視カメラ	その他	計		
平成25年度	69	415	12	3	0	499	50	138	2	0	1	191	26	716
平成26年度	65	313	8	0	0	386	39	69	1	0	0	109	13	508
平成27年度	82	218	14	0	0	314	28	64	2	0	0	94	19	427
平成28年度	67	61	10	1	0	139	37	19	1	0	0	57	29	225
平成29年度	71	62	12	0	1	146	22	33	0	0	0	55	41	242

(2) 不法投棄対応状況

年度	相談対応							パト活動等対応						
	経過観察	パト撤去	警察通報	注意指導	管理者引継ぎ	状態確認等	計	経過観察	パト撤去	警察通報	注意指導	管理者引継ぎ	状態確認等	計
平成25年度	32	5	4	1	21	6	69	322	19	10	0	65	14	430
平成26年度	23	7	5	1	28	1	65	273	14	6	0	27	1	321
平成27年度	39	12	7	3	21	0	82	200	2	5	1	18	6	232
平成28年度	18	13	7	6	23	0	67	55	3	3	0	5	6	72
平成29年度	32	12	4	9	14	0	71	51	11	3	3	6	1	75

(3) 野外不法焼却対応状況

年度	相談対応							パト活動等対応						
	経過観察	パト撤去	警察通報	注意指導	管理者引継ぎ	状態確認等	計	経過観察	パト撤去	警察通報	注意指導	管理者引継ぎ	状態確認等	計
平成25年度	24	0	3	22	0	1	50	81	0	3	55	0	2	141
平成26年度	15	0	0	24	0	0	39	26	0	0	42	1	1	70
平成27年度	8	0	0	20	0	0	28	26	0	0	40	0	0	66
平成28年度	21	0	1	15	0	0	37	2	0	4	14	0	0	20
平成29年度	7	0	0	15	0	0	22	5	0	0	28	0	0	33

監査の結果

パトロール員4名合計の人員費年額860万円ほどを投じることにより、不法投棄、不法焼却事案が大幅に減少していることから、有効な政策と考えます。

2 防犯カメラ

高知市では、不法投棄多発地点を対象に防犯カメラを設置し、「防犯カメラ作動中」の標識を設置してあります。その様子はパトロール同行時の経過((3), ③)で紹介したとおりです。

今回の監査では、その効果を分析しました。

監査の経過

(1) 防犯カメラ設置箇所周辺における年度別不法投棄件数の推移 (高知市廃棄物対策課提供)

■防犯カメラ設置箇所周辺における年度別不法投棄件数の推移

●神田 (H24.10 設置) (単位: 件)

年度	21	22	23	24	25	26	27	28	29
件数	2	1	7	10	6	4	2	4	3

●池 (H24.10 設置) (単位: 件)

年度	21	22	23	24	25	26	27	28	29
件数	2	5	1	8	2	1	0	0	1

●朝倉己 (H23.9 設置) (単位: 件)

年度	21	22	23	24	25	26	27	28	29
件数	1	1	7	4	2	2	0	0	0

(2) 防犯カメラ設置費用

廃棄物対策課にヒアリングしたところ、3箇所の設置費用は合計で100万7645円、年間の維持費が合計で27万8076円とのことです。

監査の結果

平成27年度から3年間の廃棄物対策費平均額が8500万円ほど(本書21頁)であるのに対し、防犯カメラ3台設置費用が100万円ほどと、前者に占める割合は1.176%、維持費用に至っては0.327%不足です。

費用対効果を考えると、3箇所の他に不法投棄多発地帯があるのであれば、設置個所を増やすことも有用です。抑止力という観点からはダミーでもそれなりの効果が見込まれますので、ダミー含め、設置台数を増やすことが望まれます(3Eの観点からする意見)。次に述べる生ごみ処理容器購入費助成枠として組み立てられている年間10万円の予算をこちらに振り向けることも、廃棄物総量の削減という見地からは検討に値すると思われれます。

3 生ごみ処理容器購入費の助成

高知市では平成8年8月から、生ごみ処理容器について、1世帯当たり5年間で2基を限度として1基あたり購入金額の半額(好気性処理容器2,000円、嫌気性処理容器1,500円を上限とする)を補助しています。

また、電動生ごみ処理機は平成15年8月から20年3月まで、1基当たり購入金額の半額(上限20,000円)の補助が行われました。

補助基数の推移は次の表のとおりです。

年 度		8～23	24	25	26	27	28	累計
生ごみ 処理容器	好気性	1,674	68	39	26	15	21	1,843
	嫌気性	2,245	55	45	8	4	17	2,374
合 計		3,919	123	84	34	19	38	4,217
電動生ごみ 処理機	乾燥式	1,227	/					1,227
	バイオ式	1,118						1,118
合 計		2,345	/					2,345

(高知市環境部「清掃事業概要(平成29年度版)」31頁より)

この制度については、15年監査において、次のように指摘がなされました。

「しかしながら、当初1年間、1世帯当たり約240kgの減量効果があるとして導入された補助制度の補助件数が漸減傾向にあるが、この補助効果等について特段の調査(例:アンケート調査等)も行われた形跡もなく、当該容器の使用実態及び減量効果の実態等補助効果について明確にされていないのは適正でない。補助対象者は、居住地において容器を設置し、適正に管理できる者及びその堆肥化物を適正に自家処理できる者であることが補助要件であることから、市は単年度において補助金を交付すれば終わりとするのではなく、事後においても容器の設置、管理状況の調査等を行い、補助効果を把握すべきである」(15年度監査報告書41頁)。

そこで、この点について担当者にヒアリングを行いました。

監査の経過

15年監査で指摘のあったアンケート調査といった補助効果等の調査はなされていません。なお、平成30年度からこの事業の予算は10万円とされています。

監査の結果

15年監査の指摘を受けた補助効果等の調査が実施されていないことは残念ですが、平成26年度以降補助件数が激減していること、及び現在の予算額が10万円に過ぎないこと、を考えると、この規模の事業の効果を測定することそれ自体が今では高コストといえそうです。

むしろこの規模の事業であれば、中途半端に残しておくことの管理コストを考えたとき、思い切って廃止することを検討することが望まれます(3Eの観点からする意見)。

第5 一般廃棄物収集・運搬事業

高知市では家庭から出される生ごみは週2回、プラスチック製容器包装は週1回、いずれも市が自ら収集・運搬し（直営方式）、資源ごみ及び不燃ごみは高知市再生資源処理協同組合にその収集・運搬を委託しています。

また、会社や商店などの事業活動に伴って排出される一般廃棄物（事業系一般廃棄物）は事業者が自ら若しくは許可業者に委託して処理することとなっています。

今回の監査では直営方式の生ごみ収集・運搬が適切かつ安全、有効に行われているかどうか、業務に携わる職員の労務管理は適切に行われているかどうか、また資源ごみ及び不燃ごみの委託収集・運搬については、平成27年1月に痛ましい死亡事故が発生していることから、この点を踏まえた再発防止策がどのようになされているか、これらの点を中心に調べることにしました。

また、15年監査において、ごみの直営収集の外部委託について検討することの提案がなされていたので、そのような検討がなされたかどうか、なされたとしてどのような検討結果になったか、このことも調べることにしました。

併せて、15年監査ではごみ収集手数料を有料とすることについて検討することの提案もなされていたので、この点についても調べることにしました。

以下、監査経過と監査結果とを、監査の項目に沿って述べます。

1 収集・運搬マニュアル分析

環境業務課に収集・運搬作業の手順、要領等についてのマニュアルが作成されているかどうかを尋ねたところ、作成しているとのことでしたので、そのマニュアルを、特に事故防止、安全対策の観点から分析しました。

監査の経過

高知市環境業務課労働安全衛生委員会が作成した「ゴミ収集作業における事故防止マニュアル」（平成29年4月改訂）というものです。

「第1章 出庫前点検」に始まり、「第2章 現場作業」、「第3章 塵芥処理施設への搬入」、「第4章 帰庁」、「第5章 緊急時の措置」、と場面ごとに章立てされ各章の中でさらに具体的な場面ごとに作業要領が記載されていました。

例えば「第1章 出庫前点検」の章では、「4 運行前点検」の項目で、「こんな点に気を付けましょう」として、「架装部分の点検項目」を設け、その中で、「(4) 積み込みサイクルは正常か。《10～13秒》」などと具体的

な数値を設定していました。

全 22 頁にわたってこのような作業要領が具体的に記載されていました。

ここではそのすべてを紹介することはしませんが、この後の、収集運搬業務についての各種監査項目の中で必要に応じて関係する箇所を引用することにします。

監査の結果

具体的でわかりやすく書かれてありますが、欲を言えば、「作業中は車の影から車道にはみ出さないこと」、とか、「住民には、直接ホッパーへの投入をさせないこと」、とか、重大事故につながる危険行為については文章だけでなく**イラスト**を挿入して視覚に訴えるなどの方法が工夫されるとなおよいと思います（3Eの観点からする意見）。

2 業務日報分析

高知市で一般廃棄物の収集・運搬を担っている環境業務課では、所属する運転手、作業員を4つの係に分け、収集地区を割り振っています。

その係ごとに「第1係収集処理状況」、「第2係収集処理状況」、というタイトルで業務日報を作成しています。

今回の監査ではこの業務日報の平成29年度分を分析しました。

監査の経過

(1) 午前、午後の終了時刻欄がいずれも「00分」、「10分」、「20分」、「25分」、と**5分刻み**の数字に揃えられ、かつ手書きのものもあれば印字のものもありました。

(2) その日の収集・運搬が終了して車両基地である高知市クリーンセンターに戻ってきた（入庫）時の運行メーターの**走行距離**を手書きする欄が設けられているところ、監査人が調べた限り、少なくとも以下の日付、地区、無線番号・車両番号の収集・運搬車両についてはその記載が**空欄**でした。なお、収集処理状況の現物には以下の表の3つの枠以外に、運転手名や午前午後の終了時刻などを記載する枠が設けられていますが、こちらは割愛しています。

第1係収集処理状況

日付	地区	無線番号 車両番号	メーター
H29. 7. 12	7	73	
		68-54	

H29. 11. 3	12	58	
		81-31	
H29. 12. 7	12	58	
		81-31	

第2係収集処理状況

日付	地区	無線番号 車両番号	メーター
H29. 2. 12	4	48	
		81-30	
H29. 2. 19	4	48	
		81-30	
H29. 3. 8	10	45	
		73-21	
H29. 3. 26	7	76	
		84-47	
H29. 9. 7	7	74	
		68-55	
H29. 10. 26	10	68	
		62-14	
H29. 11. 9	12	12	
		68-62	
H29. 11. 24	4	47	
		50-47	
H29. 12. 8	5	63	
		78-38	

第3係収集処理状況

日付	地区	無線番号 車両番号	メーター
H29. 7. 19	5	60	
		75-96	
H29. 11. 9	6	25	
		78-43	
H29. 12. 13	6	25	
		78-43	
H30. 1. 29	4	29	
		76-45	

又、第3係5地区の無線番号60、車両番号75-96の収集運搬車両につ

いては平成29年7月19日入庫時の運行メーターの走行距離が59788と記載されているところ、前日の7月18日入庫時のそれは59と記載されていました。後者は明らかに下3桁の書き漏れでしょう。

このほか、第4業務係の平成29年4月29日の収集処理状況は、「土曜 晴れGW（5月3日）1水・特別出勤」との記載の下、7つの区域について個別の車両番号とAM運転手、AM作業員、PM運転手、PM作業員、の固有名詞が印字され、各車両の帰庁時刻まで印字されているにもかかわらず、配車番号については1区域のものしか印字されておらず、それ以外は白紙でした。

監査の結果

(1) 毎回5分刻みの時刻に作業が終了するということは考えられませんので、上記のような終了時刻の記載は不正確と考えます。前に紹介した、高知市環境業務課労働安全衛生委員会作成の「ごみ収集作業における事故防止マニュアル」には、「2 帰庁後作業(報告)」の欄に、「帰庁時間は正確に記入してください」と書かれてありますので、上記のような不正確な終了時刻の記載はこのマニュアルに違反しています。

また、運転手や作業員が事故にあった場合、公務災害かどうか、市に安全配慮義務違反があったかどうか、をめぐって、その事故がどのような状況で起こったか、作業時間内なのかどうか等が問題となり得ます。その場合に終了時刻の記載が不正確であれば、公務災害の責任を問う方（職員）も問われる方（高知市）も有効な証明手段を持たないことになり、正しい責任の認定が困難になります。

このようなことから終了時刻は5分刻みの印字ではなく、分刻みの手書きとされるべきです（合規性～安全配慮義務～の観点からする指摘）。手書きが煩雑であればこの後述べるタイムカードやICカードでもよいでしょう。

ちなみに高知市が資源・不燃ごみの収集・運搬を委託している高知市再生資源処理協同組合の「日常点検・作業日報」の平成29年1年分を確認したところ、こちらは毎日全車両について出庫時刻と帰庫時刻とが分刻みに手書きされていました。

(2) 入庫時の運行メーターの走行距離を記載する意義は、前日、翌日との比較によって当日の走行距離を測定することができるというところにあります。こうして測定した走行距離が他の日と比べて極端に多い場合は寄り道が疑われ、逆に極端に少ない場合は収集業務を行ったかどうか疑われる、といった具合に適正な労務、業務管理に役立つ指標と

言えます。そこまで極端でなくとも、業務効率の適否を測る指標となることは間違いないでしょう。

その意味で、入庫時の運行メーターの走行距離の正確な記載が求められます。少なくともその空白について管理職が指摘した形跡が日報からは読み取れません。管理職には入庫時の運行メーターの走行距離記載をチェックして、不備があればこれを記入する運転手を指導することが求められます（3Eの観点からする意見）。ちなみに、監査人が前日の入庫時メーター記録と翌日のそれとを無作為に複数選んでその差を計算したところ、いずれもおおむね100キロメートル前後でした。

また、上記第4業務係の日報空欄にはそれなりの意味があつてあえてそのようにされているのかもしれませんが、今回の包括外部監査だけでなく、労働災害発生時などは労働基準監督署などの調査も想定され、第三者のチェックを受ける可能性がありますので、意味あつての空欄であればそのことが余白にでも明記されることが望まれます（合規性の観点からする意見）。

3 出勤簿分析

環境業務課では1で見た業務日報とは別に出勤簿が備えられていますので、これを分析しました。

監査の経過

押印方式の出勤簿でした。ところどころ、修正の紙が貼られ、その紙の上に改めて押印されているものが見受けられました。

監査の結果

単に押印するだけの出勤簿ですと、出退勤の時間が分かりませんので、残業をはじめとする勤務時間の管理が不十分となります。また、修正の紙が貼られてその上に改めて押印すると、修正の過程が分からず、後から修正それ自体の正誤を検証することが出来ません。

この点、厚生労働省は、平成13年4月6日付で、労働時間の適正な把握のために、労働者の始業・終業時刻をタイムカード、ICカード等で確認・記録し、労働時間の記録に関する書類を3年間保存する義務を使用者に課す通達を出しています（基発第339号）。その後、平成29年1月20日付で同様の趣旨のことが「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」として定められました（基発0120第3号）。

このガイドラインに沿って**タイムカード**を導入することが望まれます。今、高知市役所庁舎の新築工事が進んでいます。新庁舎にはこのタイムカード

が設置されていることを期待します（合規性の観点からする意見）。

4 始業前呼気検査，ラジオ体操等実査等

環境業務課では毎朝，収集・運搬車両の出庫に先立ち，運転手及び作業員のアルコール呼気検査とラジオ体操とが実施されています。

今回の監査では監査人が，平成30年10月1日午前7時25分，収集・運搬車両基地である高知市クリーンセンターを訪問し，その様子を見学する方法で実査し，出庫の様子も見学しました。併せて呼気検査の結果を記入した「呼気・免許検査表」の平成29年度分も分析しました。

監査の経過

7：25 出勤してきた職員の方々が運転手も作業員も随時呼気検査を受けていました。

呼気検査は，係ごとに「SOCIAC・X」というアルコール検知器を使用します。



監査人撮影

検知に先立ち，検知を受ける職員が検知器をオンにして，画面に表示されている「0.00」の数字を主任若しくは同僚に確認してもらい，それから一息吹きかけます。

検知セーフ，つまりアルコールが検知されなければブザーが1回鳴って改めて「0.00」の数字が表示されます。これを主任若しくは同僚に見せ，自身の免許証の有効も確認してもらってから「呼気・免許検査表」に自ら若

しくは主任が○をつけます。

検知アウト、つまりアルコールがわずかでも検知された場合は、その運転手についてはその日は運転をさせない扱いとなっているとのことでした。

ちなみに監査人も試してみましたがセーフでした。

このアルコール検知器は1000回使用すると寿命を迎え、新しいものと交換するとのことでした。

ところで、監査人が上記「呼気・免許検査表」を平成29年度分すべて点検したところ、「/」、「×」、という記載がありました。

管理職の方に尋ねたところ、「/」も「×」も「休みなので検査を受けていない（非検知）」という意味です、とのことでした。

ところが、同じ方がある日は「/」と記載し、別の日には「休」と記載していることもありました。

8:00 朝礼。課長が、昨日の台風に言及し、災害ごみの回収について注意喚起しました。

そのあと各自随時ストレッチ。

やがて全体のラジオ体操が始まりました。不参加者は見受けられませんでした。形だけの人も散見されました。

その後係ごとに係長及び副主幹が簡単な訓示、説明をして各自出動しました。

8:10 駐車場で収集・運搬車（以下パッカー車）の回転板、ヘッドライト、サイドミラー、ウインカー等の作動状況を確認していました。

8:20 パッカー車が順に並んで、誘導員（職員持ち回り）の誘導に従ってクリーンセンターを出発。監査人が出発順番待ちの、あるパッカー車の運転席、助手席を覗いたところ、中央助手席に乗車していた作業員の方がシートベルトを締めていませんでした。

監査の結果

アルコール検知それ自体は適切に行われていましたが、その結果を記載する「呼気・免許検査表」は、検知セーフの「○」は問題ないものの、「休みにつき非検知」を意味する表示が「/」、「×」、「休」の3通り混在していて不統一です。特に、「×」は検知アウトを意味するものと読まれかねない表示方法です。

パッカー車が事故を起こして運転手の飲酒が疑われた場合、市が厳正にアルコール検知を行ったことを適切に記録化しておかないと市の使用者としての責任が問われます（民法第715条）。この観点から、アルコール検知結果のセーフ、アウトの表示と「休みにつき非検知」の表示とを明確に統一すべきと考えます（合規性の観点からする指摘）。

ラジオ体操については「ごみ収集作業における事故防止マニュアル」の3頁で、「3 準備体操（ストレッチ体操）という見出しを設けて、「必ず全員参加してください。」との呼びかけメッセージを添え、[準備体操が1日の作業の始まり]として、「作業にかかる前に、準備体操を必ずおこない身体を十分にほぐしておきましょう。」としています。これは職場の労働安全衛生委員会が作ったマニュアルですので、内規として位置づけることも可能です。そうすると、形だけしか参加していない人が見受けられることは厳しく言えば内規違反、つまり合規性の点で問題あり、ということにもなりかねません。そこまで厳しく言わないまでも、このような準備体操は作業効率向上の観点から不可欠と言えますので、管理職がラジオ体操状況を点検して、動作緩慢な方には声をかけて十分な準備体操を促すなどすることが望まれます（3Eの観点からする意見）。また、そのような点検の最中に、動作緩慢な方に声をかけたところ、体調不良を申し出られる、というようなこともあるでしょう。その意味では、ラジオ体操状況の点検は職員の体調管理という点でも有効です。

出庫前の車両各部位の作動状況確認は、上記マニュアルの「5 運行前点検（架装部分）」の手順に沿った適切なものと言えます。

他方、**シートベルト未着用**は言うまでもなく道路交通法違反です。運転手が作業員のシートベルト着用を確認することはもちろん、出庫時に管理職が抜き打ちで点検するなどして着用を徹底させることが必要です（合規性の観点からする指摘）。「ゴミ収集作業における事故防止マニュアル」にも、「シートベルトは命綱、必ず着用しましょう。」と書かれてあります。特に、車窓側にグリップバーがある運転席と左側助手席とは違い、中央助手席には何も掴まるものがないので、急ブレーキの際はそのままフロントガラスまで頭から飛び込んでいく危険が大です。

5 収集・運搬業務実査

今回の監査では、平成30年9月18日午後からパッカー車の後を監査人が運転する車両についていく方法で収集・運搬業務を実査しました。

監査の経過

(1) 実査方法

一般家庭可燃ごみの収集運搬は、週2回ステーション収集にて、午前と午後に行われています。そのため、監査人及び監査人補助者の計4名を2名ずつのチームに分け、平成30年9月11日午後1時から、それぞれ別の車両を、自家用車で追尾する方法にて、1ルートの監査を行いました。



監査人撮影

(2) 実査内容

① 装備等

収集運搬に使用するパッカー車には、「高知市」等の表示があり、外見上、高知市が収集運搬業務を行っていることが一見明白でありました。

収集運搬業務を行う職員らは、作業服、作業帽、手袋、作業靴を着用していました。支給されている作業服は、夏服・冬服の2種類があり、安全確保の観点からいずれも長袖・長ズボンの仕様となっていました。

② 収集運搬体制

原則として、3名1組（運転手1名、作業員2名）体制で行っているとのことでした。道が狭い等の事情で、軽4ダンプに2名乗車で収集を行う地区もあるとのことでしたが、今回の実査では、3人1組体制の収集を追尾しました。

③ ルート

実査当日は、高須及び一宮の2ルートについて、二組に分かれて実査を行いました。ルートは事前に定められており、効率良い収集運搬のために、随時相談しながら改定がなされているとのことでした。

高知市クリーンセンターから出発し、高知市清掃工場にパッカー車から、ごみピットに投入し、クリーンセンターに戻るところまで、追尾を実施しました。

④ 運転

ドライバーは、常に運転席に座っていました。ドライバー以外の2名の職員が、バックの際等に必要に応じて誘導を担っていました。実査中、法定速度や一時停止等の交通法規を守りながら運転していると認められました。

⑤ 収集方法

ドライバー以外の2名の職員が、ステーション付近で、降車し、手で操作パネルを操作し回転板を動かしていました。その上で、ゴミ袋の結び目に手を引っかけて、パッカー車の回転板付近にゴミ袋を放り投げるようにしていました。これは、回転板に近づいてゴミを入れると、危険物等が混入している際に、怪我をする可能性が高まることから、少し離れた位置から、放り投げているとのことでした。



監査人撮影



監査人撮影

可燃ごみ以外の物が入っていると思われる（瓶や缶のぶつかる音がする等）場合には、音や半透明ゴミ袋の外から確認できれば、ごみ収集のルールを記載したシールを貼り、ステーションに置いたままにしておきました。ゴミ袋を開けなければ確認困難な場合には、開けた上で確認し、同様の対応をすることでした。実査中、不燃物の入ったゴミ袋への対応をすることが、2回ほどありました。

なお、収集業務中は、シートベルトの装着義務は免除となっていることもあってか、2名の職員は、ステーションからステーションへの、短距離の移動の際はシートベルトをしている様子が見られませんでした。

(3) その他実査で気づいたこと

- ① T字路交差点の信号直前にごみステーションがあるため、信号手前でごみ収集車を停車させて収集せざるを得ないというケースがありました。
- ② 収集運搬車の運転も、ごみステーションでの作業員の誘導も、ごみ収集も周囲に配慮しながら適切に行われていました。

監査の結果

後にも労働安全衛生委員会議事録分析の箇所でも触れる通り、交差点手前で停車してごみ収集をしなければならぬようなステーションの設置は道路交通法違反行為を誘発し、少なくとも安全性の面で大きな問題をはらみますので、早急に改善されるべきです（合規性の観点からする指摘）。

また、道路交通関連法令により、ごみ収集業務中のシートベルト着用義務

が免除されているものの、短距離の移動であれば事故が発生しないという
 ような保証はないのですから、たとえ至近距離であっても作業員の方々は
 可能な限りシートベルトの着用が望ましいと言えます（合規性～安全配慮
 義務～の観点からする意見）。

6 職員ヒアリング

5の収集・運搬業務実査に引き続き、高知市クリーンセンターで運転手、
 作業員の方々8名からお話を聞きました。

監査の経過

2018年9月11日（火）収集運搬業務従事者ヒアリング結果

（1） 経歴及び経験年数

職歴及び勤務年数をお教えてください。	・全員が20年以上収集運搬業務に従事していました。
（ドライバーの方）所持免許の種類をお教えてください。	・ドライバー：普通免許（8t限定中型）。 ・予備運転手（運転手が休みのときは運転することがある）：普通運転免許（8t限定中型）、普通運転免許。

（2） 業務中の危険に関する事項

事故防止のために、心がけていることがあれば、お教えてください。	・巻き込み確認（ドライバー）。 ・急がない、焦らないように心がけて運転する（ドライバー）。 ・窓開け（作業員乗せ）、車両右側は目視、左側は作業員と確認。声掛け（ドライバー）。 ・作業員、ドライバーと声を掛け合い、周囲の安全を確認する（作業員）。
事故が集中する時期があるか、またあるとすればそれはどのような理由からかお教えてください。	・特にないと思う。 ・梅雨時期は雨で視界が悪くなるため増加するように思う。 ・夏場は暑くて思考能力が低

	下する。
事故（交通事故，内容物破裂事故の双方を含む）が発生した際，どのような手順で対処しているか，お教えてください。	<ul style="list-style-type: none"> ・人身事故の場合には，相手と，救急車が必要か，相談して決めてもらう。警察に電話する。最後に職場に無線か電話連絡する。 ・事故対応時のマニュアルが，パッカー車にも搭載されている。
ゴミ袋の内容物につき，収集の際に中身を確認することがあるか，あるとすれば，どのような場合に，中身を確認するのか，お教えてください。	<ul style="list-style-type: none"> ・（可燃粗大ごみの収集担当者）びんやかん，スプレー等ある場合には，ステーション内で，対応の収集箇所に移動させている。エアコン等リサイクル家電は，違反シールを貼る。 ・（燃えるごみ収集担当者）重みや目視で，確認。わからない場合，開けることもある。違反物在中が確認できれば，違反シールを貼る。
台風・豪雨等の自然災害時の収集運搬における被災対策としてどのような対策が講じられているか，お教えてください。	<ul style="list-style-type: none"> ・待機し，出発を遅らせたことがある。 ・ヘルメットを着用することがある。 ・風が弱まるまでは待機，凍結時は平地を先に済ませてから山間部へ移動する。 ・出発してからは，各自で対応を判断している。

<p>業務中に、市民から苦情等を直接言われる等の経験があれば、お教えください。また、そのような経験がある場合、どのような対応を心がけているかお教えください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・電話での苦情が多いようなので、業務中に直接苦情を言われることはあまりない。 ・「収集に来る時間帯が今日は遅い」、もしくは「早い」とのクレーム（3人から同じ趣旨の意見あり）。市議会議員を通じてのクレームがあったことがあり、それ以降、午前・午後の範囲内で、スケジュールを変えることはあっても、普段、午後に収集に行くところに、交通事情等の理由で午前に収集に行く等を行わなくなった。 ・ウィンカーの際に発信される音がうるさいと、特定の方に何度も言われたことがある。 ・「ゴミ出しマナーが悪い」等の苦情があり、相談サービスにつないだ。
--	--

(3) 労働環境に関する事項

<p>スケジュール並びに収集地域について、どのようなことに配慮して決定されているか、お教えください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・(副主幹第2係) 積載量、遠近の平均化をして決定している。季節により変更有。容量オーバーでの後回し有。
<p>収集・運搬の際に体調不良を起こしたことはありますか。あるとすれば、その内容と原因について、お教えください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・同乗者が熱中症になったとき、本人の状況に応じて、少し休ませた。 ・冷やしタオルや水筒を持参するよう指導されている。 ・3人で様子を見ながら対応。 ・くし、ガラス、草木のとげで手を切るような事故が発生することはある。

<p>作業服は、季節によって服装等は変わりますか。また、現在の作業服について、業務の効率化や事故・怪我防止等の観点から率直なご意見をお教えてください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・作業服は夏服と冬服がある。夏は、汗だくになるので、午前午後でシャワーを浴びて着替える。 ・雨合羽のフードが、前部分透明のものが視認性が良い。 ・乗り降りが多いので、靴はクッション性の強いものが良い。
---	--

(4) その他改善を求める事項

<p>事故防止のための提案があればお教えてください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・基本を忘れないことが大切。 ・朝礼で事故報告して注意喚起，注意箇所告知をする。
<p>収集・運搬の効率化のための提案があればお教えてください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・効率化より安全を重視すべきだと思うので、今のままで良いと思っている。 ・パッカー車を低重心にしてほしい。年配の作業員は乗り降りやごみの投入に支障をきたす例がある。現時点でも低重心の車両も一部導入されている。 ・車両のこれ以上の大型化は道路事情との関係から困難と考える。 ・他都市と比較してステーションも集約されているので特にない。 ・事前のすり合わせなく、収集場所を自治会等が決めた上で連絡してきていた時期があり、このころの収集場所の中には、停車困難な場所がある。 ・「8時までにゴミ出しを。」というルールを徹底し、スケジュールの変更を臨機応変に行えるようにする。

監査の結果

作業員の乗り降りの負担軽減のため、パッカー車買替時には低重心のものを積極的に導入することが望まれます（3Eの観点からする意見）。

また、前にパッカー車追尾の箇所で触れ、後に労働安全衛生委員会議事録分析の箇所でも触れるように、交差点手前のような本来停車困難な場所に接近したステーション設置は避けられるべきです（合規性の観点からする指摘）。

7 交通事故一覧表分析

環境業務課に依頼して過去5年分のパッカー車事故一覧表を入手し、これを分析しました。

監査の経過

次の表は、監査人が上記一覧表から過去5年間に3件以上の事故を起こした運転手をピックアップしたものです。なお、氏名欄は個人が特定されないようにアルファベットで表示しています。

備考欄に「但し」として、相手方の過失について触れたのは、形の上では事故としてカウントできるとしても、相手方の過失が100%のケースはいわば「もらい事故」であって、実質的にこれを事故としてカウントするのはその運転手に過酷であり、公平にかける、という問題意識からです。相手方の過失が90%のケースも100%のケースと実態はほぼ同じとの判断から備考欄に同様の記載をしてあります。これらのケースは運転手の技量を評価するうえでの「事故」件数からはカットされてよいと思います。

次の表に記載したものの他、過去5年間に2件の事故を起こした運転手が13名（但し1件は相手方過失100%）、1件が32名（但し6件は相手方過失100%）でした。

個人別事故歴一覧表(過去5年間 3件以上)		
氏名	件数	備 考
a氏	5件	
b氏	5件	但し1件は相手方過失100%
c氏	4件	うち1件は人身
d氏	4件	
e氏	4件	但し1件は相手方過失100%
f氏	4件	但し2件は相手方過失100%
g氏	4件	但し2件は相手方過失100%, 1件は不可抗力
h氏	3件	
i氏	3件	
j氏	3件	
k氏	3件	
l氏	3件	但し1件は相手方過失100%
m氏	3件	但し1件は相手方過失100%
n氏	3件	但し1件は相手方過失90%
o氏	3件	
p氏	3件	

監査の結果

頻繁に事故を起こす運転手に対する特別な指導が必要ではないかと思いますが、この点については次の8で一定の対応が取られているようですので、ここでは指摘、意見を差し控えます。

ただし、後に「12 労働安全衛生に関するアンケート分析」の箇所で紹介するように、環境業務課の職場内ではこの点についてかなり厳しい意見が複数寄せられていることが注目されます。

8 交通事故についての注意文書分析

7で述べたように、頻繁に事故を起こす運転手に対する特別な指導が必要ではないかとの観点から、環境業務課に対策を尋ねたところ、平成30年度より過去3年間に3件以上の事故を起こした職員に対し、「交通事故について(注意書)」を渡すようになったとのことでしたので、その注意文書現物を入手し、これを分析しました。

監査の経過

「交通事故について(注意書)」は、環境部環境業務課課長名義のA4版文書で、日付と対象者が記載され、本文では過去3回の事故の日付と具体的な事故の状況とそれぞれの事故の顛末書での対象者の反省の弁とが指摘されたうえで、「その反省が全く活かされていない」として、「今後につきましては、二度と交通事故を起こすことなく、法令順守はもちろん市民に損害を与えることのないよう、気を引き締めて安全運転に徹してください

い。ここに文書にて嚴重注意を行います。」と締めくくられています。

監査の結果

これまでこのような文書による嚴重注意はなされていなかったことからすると一歩前進ですが、このような措置にどれほどの効果があるかは注意深く見守っていかねばなりません。そして、このような措置に出てもなお、4回目、5回目と事故が続くような運転手については、市民の安全及びご本人の安全のためにも運転業務から外して作業員として清掃業務に携わっていただくなどの対応も検討しなければならないのではないのでしょうか（合規性の観点からする意見）。のちに触れる職場アンケートでもこのことを提唱する声が複数見受けられました。

9 事故分析報告書分析

その他事故防止のための対策を環境業務課に尋ねたところ、平成28年7月より「交通事故発生に係る事故分析報告書」を作成しているとのことでしたので、これを入手し分析しました。

監査の経過

平成28年7月から平成30年3月末までの報告書19通を分析しました。

これは事故1件につき2枚の用紙が用意されています。1枚目には、事故を起こした運転手が氏名と事故発生日時、事故発生場所、事故状況、発生原因と再発防止対策、を手書きします。コンピューターで描かれた事故略図付きです。2枚目には、事故分析スタッフによる発生原因の分析結果と具体的な再発防止対策の提言とが書かれてあります。

一例を示すと次の通りです。なお、元の報告書に書かれてある事柄のうち、事故の加害者、被害者の特定につながる可能性のある部分はマスキングをしています。

交通事故発生に係る事故分析報告書	
高知市長 岡崎 誠也 様	
平成 28年 8月 19日 提出	
氏名	
事故発生日時	平成 28年 8月 18日 11時 5分頃 (晴) 曇 雨 雪
事故発生場所	その他
事故状況 収集車西方向転換のためバックしていたところ、コンクリート塀に衝突したものを。	
事故路図 	
発生原因と再発防止対策 (書ききれないときは別紙)	
発生原因は、せまい道での方向転換、サイドミラーバックモニターの確認が不十分、誘導してくれる人との意思疎通が十分にできていなかった事、再発防止策は、なるべく広い道での方向転換、周囲の状況の確認、作業員との十分な認識の共有だと思います。	

1 枚目

交通事故発生に係る事故分析報告書	
高知市長 岡崎 誠也 様	
平成 28年 8月 22日 提出	
事故発生日時	平成 28年 8月 17日 午前 11時 5分頃 (晴) 曇 雨 雪
事故発生場所	その他
事故状況 収集車両が方向転換のためバックしていたところ、コンクリート塀に衝突したものを。	
事故路図 	事故分析スタッフ
発生原因と再発防止対策 (書ききれないときは別紙)	
発生原因は、運転手が作業員の誘導を待たずに後方の安全が未確認のまま後進した。またその際の後進の速度が速い。通常とは異なる経路で収集したため普段使用しない側道での転回を行った。 再発防止策としては、後進するときは作業員の誘導がなければ絶対に車を動かさない。 転回場所の選択肢が複数ある場合は作業員とどこに進入するか確認を行う。収集作業中はラジオを消し窓を開け作業員の誘導の声や周囲の音が聞こえるように配慮する。収集前に作業員とその日の収集順と収集経路を確認し情報を共有する。	

2 枚目

上の例を見ると、発生原因について運転手の自己分析が「せまい道での方向転換、バックモニターの確認が不十分、誘導してくれる人との意思疎通が十分にできていなかった事」、というのに対して、事故分析スタッフの分析はもっと踏み込んで、「作業員の誘導を待たずに」、「後進の速度が速い」、「普段使用しない側道での展開」、と丁寧で具体的です。

再発防止策についても、事故分析スタッフは、「後進するときは作業員の誘導がなければ絶対に車を動かさない」、「ラジオを消し」、等々具体的でとても明快です。

これは他の 18 通についても同様でした。

このように、事故を起こした運転手が発生原因と再発防止対策とを自己分析したのちに、これを第三者である事故分析スタッフが検証し、それを運転手にフィードバックしていく方法は安全対策として極めて有効と思われます。

今後もこの仕組みを継続すること（ただし報告書の年間当たり通数は減ること）を望みます。

10 「ヒヤリ・ハット等報告書」

9と同じく、ヒヤリ・ハット等報告書を入手し、これを分析しました。

11 労働安全衛生委員会議事録

環境業務課では、労働安全衛生委員会を設置し、危険防止や労働災害の原因及び再発防止対策、健康障害等について調査審議しており、その中で個別の交通事故の報告及び交通安全研修等の協議をしているとのことであり、その委員会の平成 25 年度から平成 29 年度までの議事録の提供を受けましたので、これを分析しました。

監査の経過

合計 55 通の議事録を分析しました。文章の終わりに年月日を括弧書きしているのは、労働安全衛生委員会が開かれた日です。

目に留まった報告事項、意見、要望についての記載をいくつか抜粋すると次の通りです。

- (1) 職員個々に業務終了後にヒヤリ・ハット報告書を事務局にあげていただき、その要因や原因を記録分析し、現在の作業実態に合わせた労働安全の一助となるように、部局別労働安全委員会に報告提言します（平成 25 年 5 月 16 日）。
- (2) プラスチック収集において、次の集積所へ移動中道路上のマンホールの段差で左足をねじり受傷したものの一件の報告あり（平成 25 年 7 月 18 日）。
- (3) 労働災害
7 月 18 日から 8 月 14 日まで 2 件。
収集車から降車の際足をねん挫したものと、収集後集積籠に指をはさみ受傷したもの（平成 25 年 8 月 15 日）。
- (4) 9 月の交通事故及び公務災害・労働災害報告
かごの蓋により頭部を打撲し受傷というものがあったが、最近はかごのステーションが増えており、いっそうの注意が必要である。
また、このような事故が多いようならヘルメットの着用にも繋がる（平成 25 年 9 月 19 日）。
- (5) 飲酒検知機の故障
新規注文中。
朝の測定時値が高い場合は運転業務から外し他の業務を行ってもらおう（平成 25 年 10 月 31 日）。
- (6) 12 月の交通事故及び労働災害
収集車両に縦約 1 m、横約 1.5 m、厚さ約 5 mm の板を投入し回転板で巻き込んだ際、反動で跳ね上がった板が被災者の顎に直撃し受傷したもの（平成 25 年 12 月 19 日）。

(7) 協議報告事項

- アンケートによるとヘルメット、インナーともに必要でないという意見が多く、暑い、蒸れる、ずれるという理由が多かった、そのため今回の導入は見送られた。しかしながら頭部保護ということで帽子の着用を徹底していくこととした（平成 26 年 6 月 19 日）。
- (8) 再生資源処理協同組合の事故を受け軽 4 ダンプにバックモニターを設置することになったと課長より報告あり（平成 27 年 1 月 22 日）。
- (9) 2 ヶ月または 3 ヶ月に一度の頻度において、廃棄物処理法や高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例等、また現場での事例を題材とした学習会や研修会を開催し、収集現場での市民対応や事業所指導に役立てる（平成 27 年 8 月 31 日）。
- (10) ステーションのなかにパッカー車が**停車禁止区域に停車**して収集しなければならない等危険があるのだが、新設されるステーションについてはそのような危険がないようにしてもらいたいと職員さんから要望がありました（平成 27 年 9 月 17 日）。
- (11) 安全運行に向けてドライブレコーダーを装着してはとの提案がある（平成 27 年 12 月 17 日）。
- (12) 現在全車両にドライブレコーダーを設置しているが、事故が発生したときやヒヤリハットが起きたときの映像を活用したヒヤリハット研修を実施してはどうか、課長から提案があった（平成 28 年 4 月 21 日）。
- (13) 早急な対応として交通事故が発生した場合、事故の分析を行うために、環境業務課職員による専門チーム（事故発生係副主幹 3 名、労安事務局 2 名、管理職 1 名）を編成し、事故の原因分析及び対応策を検討、その結果を朝礼等で報告、速やかにフィードバックして事故ゼロを目指す（平成 28 年 6 月 23 日）。
- (14) 収集車の運転マナーについて、市民から厳しい指摘が時々寄せられている。～中略～朝昼のミーティング時等に必ず注意喚起を行うこと（平成 28 年 8 月 25 日）。
- (15) ○○自動車学校から交通事故防止対策として、安全運転指導員養成研修が提案された。～中略～環境業務課でも指導員配置を目指し、予算確保に前向きに検討していきたいと考えている（平成 28 年 9 月 15 日）。
- (16) 臨時職員が収集車の**回転板に巻き込まれ**、肋骨や左腕を骨折する事故が発生した。側溝のグレーチングの隙間に足を取られバランスを崩し、ホッパー内に倒れこんだ模様。回転板に巻き込まれれば、即重傷又は死亡事故に繋がる。毎朝のミーティングで安全作業の注意喚起は行っているが、作業中はステーションや周囲の状況を十分に確認し、決して慌てず落ち着いた作業を心がけてもらいたい（平成 28 年 10 月 20

- 日)。
- (17) ごみ収集作業における事故防止マニュアルについて見直しを行いたい (平成 28 年 11 月 17 日)。
- (18) 労働災害 1 件
可燃ごみ収集作業中、集積所の蓋を片手で支え、もう一方の手で可燃ごみを収集車に投入していたところ、蓋を支えていた手がすべり、蓋が頭部に落下してきた弾みで、集積所に歯をぶつけ、**歯の一部を欠損**したもの (平成 29 年 2 月 16 日)。
- (19) 高知南署の交通課長を招き、交通安全教育を実施しました (平成 29 年 6 月 15 日)。
- (20) 最近スピード超過について 2 名の運転手について面談を行いました。一件は職員からの指摘で、もう一件は市民からの電話での指摘でした。一人の運転手はスピード超過についてははじめは自覚がなかったが、面談をする中で午前中に 3 回転しているのでスピード超過になっているのかもわからないとの自覚がでてきた。3 回転しなくてはいけないわけではないので、スピード超過は大きな事故に繋がるので注意してもらいたい (平成 29 年 8 月 17 日)。
- (21) 公務災害では右膝切創・左前額部切創頭部切創の事故があった。今後続けて頭部への負傷があった場合、労働基準局からの改善命令 (ヘルメット着用) などが考えられます (平成 30 年 2 月 15 日)。

監査の結果

まず、労働安全衛生委員会を設置し、毎月定期的に会議を持っていること自体、労働安全衛生法第 19 条に沿った適法な対応です。

以下、監査の経過で抜粋した 21 件の記載についてコメントします。

(1), (11), (12), (13) は、具体的な事案の検証を通じた事故防止の取り組みであり、高く評価できます。ちなみに (1) は前述の 10「ヒヤリ・ハット報告書等」で紹介した通り実践されています。

(5) は飲酒検知結果がアウトの運転手をその日の運転業務から外すという、当然といえば当然のことながら、これを徹底することで飲酒事故を根絶するという、目に見える形での事故防止策であり、合規性の観点から評価できます。ちなみに、これが実際厳正に行われていることについては前述の「4 始業前呼気検査、ラジオ体操等実査等」の箇所で紹介した通りです。

(8) は平成 27 年 1 月の痛ましい死亡事故を受けて速やかに具体的措置が取られたものであり、これも見える形での事故防止策として合規性の観点から評価できます。

(9), (15), (19) は、安全衛生教育の実践であり、労働安全衛生法第 59

条、第 60 条の 2 に沿った（合規性）、適切な活動と言えます。

(2), (3), (4), (6), (16), (18), (21) を見ると、ごみ収集の現場がいかに危険であるかがよくわかります。いつ作業員が死亡事故に巻き込まれてもおかしくないという現実を目の当たりにする思いです。このことを踏まえた事故防止マニュアルの充実は切に望まれるところであり、(17)にある通り、見直しが提言され、実際前述の「1 収集・運搬マニュアル分析」の箇所で紹介したように、平成 29 年 4 月には「ゴミ収集作業における事故防止マニュアル」が改訂されています。

提言を実行に移していることを評価します。

その一方で、上記(4)でヘルメットの着用に言及しながら、(7)ではアンケート結果を理由にこれを見送り、他方上記(21)では労働基準局の改善命令を示唆する、という中途半端な対応に終わっていることは問題なしとしません。頭部保護の必要性が客観的に高いのであれば、アンケート結果が不評でも、労働安全衛生の観点からは着用を導入すべきです。労働基準監督署の改善命令といった後ろ向きな発想ではなく、労働者の安全のために積極的な導入の検討が望まれます（合規性の観点からする意見）。

(10)の指摘は前述の「5 収集・運搬業務実査」の箇所で述べたと同じく、停車禁止区域での停車収集の危険性を指摘するものです。

この点、高知市の「ごみ集積所の設置及び管理に関する要綱」（平成 28 年 11 月 1 日）によると、ごみ集積所の設置基準については、第 4 条で、「ごみ集積所は、可燃ごみ集積所にあつてはおおむね 20 世帯以上、資源・不燃ごみ集積所にあつてはおおむね 100 世帯以上の利用世帯につき 1 か所設置できるものとする。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。」と世帯規模の基準を定めるだけであり、集積場所をどこに設けなければならないかについての設置場所基準にまでは言及していません。また集積所設置の手続としてはその直前の第 3 条で、「ごみ集積所を設置しようとする者は、事前に市長との協議を行った上で当該ごみ集積所の区域の住民その他関係者との協議を行い、可燃ごみ集積所設置等届出書（様式第 1 号）又は資源物・不燃ごみ集積所設置等届出書（様式第 2 号）により市長に届け出なければならない。既に設置しているごみ集積所の場所を変更し、又は廃止しようとするときも同様とする。」として、市長との事前協議を義務付けており、一方的な届出で集積所を設けられるという仕組みにはなっていません。

そうであれば、新たにごみステーション設置の要望が起こった場合、市長としては要望のあった区域の住民との事前協議において、住民の要望する設置場所をそのまま了承しなければならないわけではなく、道路交通法に触れるか、あるいは触れなくても安全の観点から好ましくない場合には設置場所について再考を促し、変更を求めることも可能なはずです。

この点、安全性の判断は、日々ごみの収集運搬業務に携わっている方々の経験に基づく意見が何より尊重されなければなりません。

このようなことから、事前協議に先立って市長が設置箇所の適否について環境業務課に意見を求め、その意見を尊重する仕組みを作るなどして、実際に収集運搬に携わる職員や、その収集運搬現場周辺の市民の危険防止に努めるべきです（合規性の観点からする指摘）。

又、上記要綱は、区域の住民から新たなごみ集積所の設置、変更、廃止があった場合の市長との事前協議を定めるだけですが、いったん設けられた集積所が、実際に収集運搬を始めたところ危険であることが判明した場合でも、区域住民からの申出がない限り市からは場所の変更ができないとなると、収集運搬に伴う事故を予測しながらこれに対応できないという不合理が生じます。したがって、上記要綱には、「いったん設けられた集積所について後日安全の観点から変更の必要が生じた場合は、市長がその区域住民と事前協議を持った上で集積場所を変更できる」という条項を加える改正がなされるべきと考えます（合規性の観点からする指摘）。もちろん、そのような変更の必要性の判断には環境業務課の意見が反映される仕組みが必要です。

(14) は、環境業務課が市民目線を意識していることを表すものであり、「行政サービス」を志向するものとして3Eの観点から評価できます。

(20) も (14) 同様市民目線の意識を表すものであると同時に、速度超過を深刻に受け止め、対象者と面談して自覚を促すなど、事故防止のための積極的な対応として合規性の観点から評価できます。

12 労働安全衛生に関するアンケート分析

環境業務課では、平成29年に、交通事故を減らし、労働災害を防ぐための研修等について現場で収集・運搬業務に携わる職員に対し「労働安全衛生に関するアンケート」を実施しています。監査ではこれについて分析しました。

監査の経過

アンケート用紙は次の通りです。

労働安全衛生に関するアンケート

毎年10月～12月に開催している自動車学校での交通安全研修が予算の関係もあり、今年はありません。そのため労働安全衛生委員会では現場の意見を取り入れた研修を開催したいと考えています。大変な時期ではありますが、現場から事故や労働災害を少しでも減らすために、現場の皆さんから研修案を集めたいと思います。来年度以降の研修の参考にもなると思いますので、取られた時間ではありますが、積極的に斬新なアイデアを募集します。できる限り具体的をお願いします。

①～④の項目については必ず一つは案を出して頂くようお願いいたします。(8月31日(金)締め切り)

係 _____ 名前 _____

① 交通事故を減らすためにはどのような研修が必要ですか？

② 作業員の労働災害を防ぐためにはどのような研修が必要ですか？

③ バックモニター等を利用したバックの誘導についてどのような研修が考えられますか？

④ その他(標準業務課で開催してほしい研修)

回答結果はかなり膨大なものですので、ここでその一つ一つを紹介することはできませんが、①～④の設問それぞれについて多かった声(回答)及び有意義と思われる声を集約すると次の通りです。設問ごとに、それに対する回答総数と、回答種別ごとの件数とを数えて記しました。回答種別は、表現は別でも監査人が読んで趣旨として同じと思われるものを同一種類の回答として整理しました。

なお、設問はどのような「研修」が必要かを問うものですが、回答は研修にとどまらず、具体的な措置、対応に言及したものが多くみられました。ここでは研修に限定せず、職員の生の声を拾ってみることにしました。

①交通事故を減らすためにはどのような研修が必要ですか？

総回答数 138 件

- ・ドライブレコーダーを使った研修－16 件
- ・パッカー車の死角の研修－4 件
- ・過去に事故が発生した場所を地図に印をつける－1 件
- ・事故を起こした運転手に処罰を与える(1ヶ月運転業務停止等)－2 件

- ・交通事故を起こす頻度の高い運転手の講習－ 2 件
 - ・悲惨な事故等のビデオ研修－ 5 件
- ②作業員の労働災害を防ぐためにはどのような研修が必要ですか？
- 総回答数 137 件
- ・作業に明確なルールがなく、統一性がないので、皆で意見を出し合い作業の仕方のある程度統一させる研修－ 1 件
 - ・危険ステーションの情報を共有する方法（地図に情報を書き込む、写真撮影する、ステーションにシールを貼る）－ 22 件
- ③バックモニター等を利用したバックの誘導についてどのような研修が考えられますか？
- 総回答数 133 件
- ・バックモニターの死角－ 21 件
 - ・バックモニターはあくまで補助として活用する－ 7 件
- ④その他（環境業務課で開催してほしい研修）
- 総回答数 21 件
- ・仕事に対するプライドが足りない。市民サービスとしての意識を持つ。あいさつ等を中心としたビジネスマナー研修（市民に 1 番近くで接する業務なので）－ 4 件

監査の結果

収集作業現場で働く職員の方々の危機感が伝わってくるアンケート結果です。このようなアンケートを行うこと自体、職員の方々の意識向上に有益と考えます。3Eの観点から評価できます。

個別にみてゆくと、①の中で事故を起こした運転手に処罰を与えるという提案は前述の「7 交通事故一覧表分析」、「8 交通事故についての注意文書分析」の箇所で述べた監査人の問題意識、意見と同一であり、このような声が職場内で複数上がってくること自体、この職場の健全性を表すといえます。この健全な声を生かすためにも、8で述べたように、注意文書の効果が認められなかった運転手については（一定期間の）運転業務禁止措置を導入することが検討されなければならないと考えます（合規性の観点からする意見）。少なくとも、アンケート結果にある「交通事故を起こす頻度の高い運転手の特別な講習」は速やかに実施されるべきです（合規性の観点からする指摘）。

②の中で、「作業に明確なルールがなく、統一性がない」と言われていることについては、作業効率の観点から、「ゴミ収集作業における事故防止マニュアル」とは別に、「ゴミ収集作業マニュアル」を整備されることが望まれます（3Eの観点からする意見）。

③の、「バックモニター等を利用したバックの誘導についてどのような研修が考えられますか？」という設問は、バックモニターが安全確保のために有効であるという評価を前提とするものと読めます。

前述した、「10 労働安全衛生委員会議事録」の(8)で抜粋した部分で、「再生資源処理協同組合の事故を受け軽4ダンプにバックモニターを設置することになった」と報告されているのも、バックモニターについてのこのような評価を前提としたものと思われる。これに対して、回答が「バックモニターの死角」、「バックモニターはあくまで補助として活用する」としているのは、むしろバックモニターの限界を指摘する趣旨に読めます。環境業務課内でバックモニターの機能性評価がこのように大きく異なるのであれば、この点について専門家の文献やクリーンセンター車庫内での実験などを通じて検証し、評価を統一しておくことが安全確保のために有効であると考えます(3Eの観点からする意見)。

併せて、①の、「過去に事故が発生した場所を地図に印をつける」、②の、「危険ステーションの情報を共有する方法(地図に情報を書き込む、写真撮影する、ステーションにシールを貼る)」については危険防止のための効果的かつ実践可能な取組ですので、速やかな着手を望みます(合規性の観点からする意見)。確かに事故状況分析報告書、ヒヤリハット等報告書はいずれも意欲的かつ効果的な取組として高く評価できますが、これらはケースごと、発生日時順のレポートであり、**一覧性**という意味では必ずしも十分とは言えません。収集ルート of 地図に交通事故、収集事故の印および現場写真を貼ってこれをクリーンセンター内の誰もが目に付く場所に貼りだす、という方法が併せて取られると、危険防止対策としては一層充実すると思われる。

④の中で言われている「市民サービスの意識」は、前述した「10 労働安全衛生委員会議事録」の(14)で抜粋した、「市民から厳しい指摘」を受けての注意喚起に通じるもので、管理職と現場職員とが同じ問題意識を持っていることを物語っています。このこと自体は高く評価できます。この問題意識を問題意識にとどめることなく、ビジネスマナー研修をぜひ導入していただきたいと思います。市民からの**信頼、好感**は収集運搬への**協力**につながり、業務効率の向上が期待できます(3Eの観点からする意見)。

13 資源・不燃物収集運搬等業務委託契約書分析

前にお話しした通り、高知市が高知市再生資源処理協同組合に委託して行っている資源・不燃物収集運搬業務の過程で痛ましい死亡事故が発生しました。このことを受けての死亡事故再発防止策について環境業務課に尋ねたところ、事故発生後、委託契約書等にこのための特別の定めを入れた、とのこと

でしたので、これ入手し分析しました。

監査の経過

(1) 平成 28 年度 資源・不燃物収集運搬等業務委託契約書

これは平成 28 年 4 月 1 日に高知市（甲）と高知市再生資源処理協同組合（乙）との間で交わされた契約書です（以下「原契約書」といいます。）。

この原契約書は第 1 条の総則で、「乙は、別紙「平成 28 年度資源・不燃物収集運搬等業務仕様書」に従い、本業務を誠実に履行しなければならない」と定め、以下第 25 条まで、委託業務の内容、甲乙それぞれの契約上の権利、義務、権限、責任について定めたものです。

この原契約書については、平成 28 年 8 月 26 日に上記死亡事故に関する損害賠償責任についての高知地方裁判所の判決が出されたことを踏まえ、平成 28 年 11 月 1 日付で甲乙双方合意の上、一部その内容が変更されています。

主な変更点を二つ挙げると、一つ目は、原契約書第 7 条で乙が順守しなければならない法令として労働基準法、廃棄物処法等が掲げられていたところに、「道路交通法」を加えたこと。二つ目は、原契約書第 12 条で、甲に乙の業務処理状況についての調査、報告徴収権限を与えていた部分について、「業務における労働安全対策及び交通安全対策その他業務の処理状況について乙の事業場に立ち入り、検査をすることができる」として、事業所への立入検査を新たに設けるとともに、その検査の対象項目を具体化、明確化したこと。この二つです。

(2) 平成 28 年度 資源・不燃物収集運搬等業務仕様書

これは上記（1）の原契約書第 1 条にある仕様書です。原契約書の一部を構成することになります。

この仕様書も原契約の変更に併せて変更されました。

変更点は多々ありますが、いずれも新たな条項の追加です。

その主な点を挙げると、乙は、①委託業務の実施に当たっては、収集運搬車両 1 台につき 2 人以上で行うこと、②委託業務に従事する運転手の運転免許の資格に関し管理を行うこと、③運転手に対しアルコールチェックを必ず行い、飲酒運転の撲滅を図ること、④収集運搬業務に従事する運転手及び作業員（以下「業務従事者」）は、お互いに意思疎通を図り、連携し安全運行を行うこと、特に、収集運搬車両の死角となる部分については、作業員による的確な誘導や確認等を十分に行い、事故防止に努めること、⑤業務従事者に対し、常に安全運転の指導と意識の向上を図り、交通事故防止を徹底して行うとともに、新任時及び年 2 回以上、安全運転研修を行うこと、⑥機械式ごみ収集車については、安全作業マニュアルを作成し、業務従事者に徹底さ

せること、等です。

(3) 収集運搬業務実施状況調査結果書, 報告書

これは、(1) で変更された契約書第 12 条第 2 項に基づき、甲が平成 29 年 9 月 1 日及び平成 30 年 3 月 1 日に乙の事業所に立ち入り、上記(2)の①～⑥その他、乙の業務内容について調査をした結果が「調査結果書」、「報告書」の形で記載されたものです。

調査は甲が乙に対して事前にチェックシートを渡して記載してもらい、立ち入りの際、甲が乙の職員にヒアリングしたり、実際の業務状況を視察したりして行われていました。

これらの調査において、上記①～⑥については適正に行われていることが確認され、そのうえで平成 29 年 9 月 1 日の調査においては、春と秋の交通安全運動への参加、運転に支障をきたすおそれのある薬(風邪薬、解熱剤等)への注意喚起などが実施されていないとして見直し及び改善が求められていました。

監査の結果

収集運搬業務委託契約において上記(2)の①～⑥にみたような具体的な安全対策を事細かに記載し、かつその実施状況を立入調査するということは合規性の観点から高く評価できます。

今後も鋭意、業務委託契約書及び仕様書の点検を行い、必要に応じてこれを変更するとともに、定期的な立入調査を行うことを望みます。

14 「ごみ収集業務の今後の方向性に関する検討委員会中間報告書」分析

15 年監査では、「ごみの直営収集の外部委託について」という項目の中で、次のように述べられていました。

「ごみ収集の全国的な傾向は、外部委託を増加させる方向にあり、全体の 4 割近くは外注となっており直営を超えつつある状況である。ところで、高知市は家庭系の生ごみについては原則として全量直営で収集している。高知市における生ごみの収集委託コストに関するデータはないのであるが今回の分析によれば、高知市が外部に委託している資源物の処理費用が他のごみ処理費用に比較し際立って低くなっているという事実はある。今回の原価分析は、あくまで一定の条件の下での試算であるが、従来高知市が行っていた区分より格段に細かくしてある。高知市においても生ごみの収集方法について、経済性の側面から外部委託の可否を含めて検討すべき時期に来ていると思われる。」(15 年監査報告書 62 頁)。

そこで、この点の検討状況を市に尋ねたところ、平成 22 年度に中間報告

書をとりまとめた、とのことでしたので、その報告書を入手し分析しました。

なお、「中間」報告書とのことですので、今後「最終」報告書取り纏めの予定があるかどうかを同じく市に尋ねたところ、なしとのことでした。

監査の経過

「ごみ収集業務の今後の方向性に関する検討委員会 中間報告書」（平成22年10月）を分析しました。

これは、平成22年4月に環境部と総務部とが連携してそれぞれの部署から主に管理職クラスの職員を委員として出し、これに行政改革推進課課長も委員として加わって、総勢11名で組織された「ごみ収集業務の今後の方向性に関する検討委員会」が作成した、報告書です。

委員会は同年4月30日の初回から同年10月27日の最終回まで11回開かれ、本文14頁、資料6頁の合計20頁に及ぶ中間報告書がまとめられました（以下単に「報告書」と言います）。

紙面の都合上、ここでそのすべてを紹介することはできませんので、その要点を記すとともに、資料の一部を掲載します。

報告書は「はじめに」、として、高知市が平成25年度までに244億円の収支不足を見込むことから、財政再建のために外部委託等によって大幅なコスト削減を目指している中で、ごみ収集業務についても今後の方向性や業務体制等について検討・協議した、として、この委員会立ち上げのいきさつ、検討・協議のテーマを述べます。

そして以下、「1、ごみ収集業務におけるこれまでの取り組み」、「2、収集業務の現状」、「3、ごみ収集業務における直営収集の役割」、「4、効果的・効率的な収集業務のあり方」、「5、今後の環境業務課における収集体制」、と続き、「6、今後の課題等」で結んでいます。

1では、ごみ収集の、「健康で文化的な生活」を送る上での重要性に言及したうえで（本監査報告書5頁参照）、これまでの高知市におけるごみ収集業務の沿革を紹介しています。

2では、高知市の人口推移、ごみ総収集量の推移、職員体制、環境業務課決算額の推移、これらについて図示したうえで、ごみ処理コストに触れています。ごみ処理コストについて触れた部分を抜粋すると、「政令指定都市・中核市・県庁所在都市との比較」というタイトルのもと、「ゴミ処理にかかるコストを他都市との比較では、環境省の平成20年度「一般廃棄物処理実態調査」によると、清掃事業に関わる総事業経費において、平成20年4月現在で政令指定都市17市・中核市39市・県庁所在地14市（政令市・中核市を除く）、合計70市を家庭ごみ1tあたりの処理経費で比較してみると、

高知市は4位となっており非常に安価な経費となっている。(別添資料1)」、
というものです。別添資料1は「廃棄物処理事業経費(市区町村及び事務組
合の合計)【歳出】(平成20年度実績)」というタイトルの3枚にわたる一覧
表です。そのうち高知市が4位と表示されている1枚目を、参考までに次頁
に掲載します。

3では、「高知方式」に代表される、高知市の清掃業務における行政と市
民との協働の歴史とその今日的意義とが示され、ごみ収集現場での法令判
断や災害時の即応性などの観点からする直営方式のメリットが述べられて
います。

4では、安全確保の観点から、パッカー車1台3名乗車の体制は維持しな
がら、大型車両への買い替えなどを通じて収集効率を高めることにより、現
状の42台体制を36台体制にまでスリム化することが可能であるとの見通
しが示された上で、可燃ごみ・プラスチック製容器包装収集については、住
民と行政との協働による「高知方式」の有用性と災害時の機動力の観点から
直営方式の継続が必要とされ、これに対し、ペットボトルの拠点収集につい
ては地域住民との直接のかかわりが比較的少ないことから外部委託も必要
とされています。

5では、環境業務課の職員体制を現行定数142名から107名に削減する
ことが提案され、これらの取り組みにより年間221,500千円のコスト削減
効果が見込まれると推算されています。

最後に6では、老朽化著しいクリーンセンターについて、災害対応、業務
効率化、職場環境改善の面からの建て替えが喫緊の課題であると指摘した
うえで、「今回の中間報告書の内容を踏まえ、さらに検討が必要な事項につ
いての協議や、実施後の検証等についても、今後、必要に応じて行ってい
くものである」、として締めくくっています。

監査の結果

報告書は、ごみ収集コスト削減の観点から歴史と現状とを他の自治体との比較を交えながら精緻に分析し、今後の職員体制の見直しなどによるさらなるコスト削減の方向性を示しながら、結論的には、可燃ごみ、プラスチック製容器包装収集については直営方式の維持を、ペットボトルの拠点回収については外部委託の必要性を、各指摘しています。

そこで述べられていることは一つ一つもつともであり、この報告書それ自体は力作と評価できます。

ただ、15年監査が求めていたのは、「**経済性の側面**」からする**外部委託の可否の検討**です。つまり、ここで問われているのは「経済性」なので、**直営と外部委託とのコスト比較**がなされなければなりません。

報告書の視点は、高知市のごみ収集業務のコストが他の自治体と比べた場合どれほど安価であるか、という点とそのうえでこのコストを今後どれだけ減らせるか、という点から取りまとめられたものであり、外部委託コストとの比較という視点が抜けています。

直営と外部委託とのコスト比較をする方法としては、例えば、人口規模が高知市と同程度(34万人前後)の中核市の中で外部委託方式を採用しているものについての委託費を照会する、ということが考えられます。平成20年当時を例に挙げれば別添資料1では、2番の郡山市、10番の前橋市、12番のいわき市、このあたりの中で外部委託方式としているところに照会することが考えられます。これらの照会の結果を比較し、**外部委託コスト > 高知市直営方式コスト**という図式が成り立って初めて直営維持の結論が説得力を持って語られることとなります。

また、**外部委託コスト < 高知市直営方式コスト**という結果になった場合でも、その差を埋め合わせて余りある効果が現在の直営方式にあることが積極的に論証されれば、なお報告書の結論は支持されるでしょう。報告書が直営方式維持の論拠とする高知方式の有用性と災害時の機動力といった直営方式の有用性はこの場面で生きてくる事柄と思います。

以上の次第により、監査人としては、報告書は一つの到達点として位置付けながらも、15年監査の問題意識にこたえるという観点から、上記のような方法を用いるなどして今後も、外部委託の可能性を検討されることを望みます(3Eの観点からする意見)。なお、報告書は、高知市のごみ処理経費が70市中4位である、として別添資料1を示しますが、この表のどこをどのように見れば高知市が4位になるのか、表自体からはわかりません。表自体からわからないのであれば、表の欄外や本文でその見方を説明していただければより親切です。今後このような報告書を取りまとめられるこ

とがあればこの点にも留意願います。

ところで、報告書が指摘・提案した環境業務課のペットボトル拠点収集の外部委託は平成 24 年 4 月に実現し、高知市クリーンセンター建て替えについては、平成 27 年 3 月に北本町 4 丁目の旧センターから長浜宮田への新築移転という形で実現しています。また、人員についても平成 29 年 4 月 1 日時点で 106 名に減員されています。この点は、報告書の指摘・提案を市が真摯に受け止めこれを実行したのものとして高く評価できます。

15 H28 年度中核市ごみ排出量比較順位分析

15 年監査においては「ごみ収集手数料の有料化」という項目の中で、参考資料として高知市近隣の市町村のごみ収集手数料有料化の概要を示したうえで、「ごみの減量計画の具体的方策として、収集手数料の有料化の効果は先行自治体の実績で顕著に認められている。今回の原価計算の結果も参考に、さらに検討されたい。」と提案されていました。

そこで、この点の検討状況を環境政策課に尋ねたところ、「H28 年度中核市ごみ排出量比較順位」という一覧表の提出を受けましたので、これを分析しました。以下にそれを掲載します。

H28年度中核市ごみ排出量比較順位【平成29年度環境省一般廃棄物処理実態調査のデータを使用】

1人当り排出量(g) (家庭系+事業系)		1人当り排出量(g) (家庭系)				備考
			指定ごみ袋	有料化 (可処分等)	有料化 (粗大ごみ)	
1	松山市	789				
2	八王子市	798				
3	大津市	830				
4	奈良市	834				
5	八尾市	838				
6	豊中市	841				
7	坂方市	846				
8	越谷市	851				
9	川口市	852				
10	那覇市	865				
11	川越市	875				指定袋無料配布
12	沼市	875				
13	高槻市	893				
14	横須賀市	896				H30.2有料化
15	船橋市	903				
16	久留米市	908				
17	高松市	915				
18	長野市	915				
19	旭川市	924				
20	尼崎市	926				
21	大分市	928				
22	福山市	938				
23	奥市	948				
24	宇都宮市	950				
25	前橋市	950				
26	姫路市	956				粗大ごみ月2回ステーション収集
27	豊田市	957				
28	和歌山市	962				
29	明石市	964				H26.11有料化
30	長崎市	964				H24.7有料化
31	岐阜市	966				
32	宮崎市	967				
33	八戸市	968				
34	南州市	968				H16.10有料化
35	佐世保市	976				
36	西宮市	981				
37	高崎市	986				
38	豊橋市	991				
39	鹿児島市	993				H14.6有料化
40	鳥取市	998				
41	高知市	1,007				
42	いわき市	1,025				
43	下関市	1,030				
44	倉敷市	1,042				生ごみ分別あり(メタンガス発電)
45	金沢市	1,043				市の指定袋またはレジ袋どちらでも可
46	盛岡市	1,044				H14.4有料化
47	青森市	1,044				
48	松江市	1,045				
49	秋田市	1,058				
50	基大阪市	1,067				市の指定袋または半透明袋、有料戸別収集もあり
51	富山市	1,077				
52	岡崎市	1,148				
53	那山市	1,215				
54	福島市	1,258				
1	佐世保市	577	○	○	○	
2	鳥取市	578	○	○	○	
3	那覇市	585	○	○	○	
4	那珂市	588	○	○	○	
5	豊中市	588	○	○	○	
6	高松市	588	○	○	○	
7	奈良市	593	×	×	×	
8	久留米市	597	○	○	○	
9	坂方市	606	×	×	×	
10	柏市	609	○	×	○	
11	尼崎市	611	○	×	○	
12	八尾市	614	○	×	○	指定袋無料配布
13	大津市	615	○	○	○	
14	高槻市	616	×	×	×	
15	金沢市	617	○	○	○	H30.2有料化
16	西宮市	617	×	×	○	
17	東大阪市	624	×	×	×	
18	長野市	624	○	○	○	
19	下関市	624	○	○	○	
20	松山市	626	×	×	×	
21	福山市	626	×	×	×	
22	八戸市	639	○	○	○	
23	川口市	640	×	×	○	
24	旭川市	641	○	○	○	
25	倉敷市	643	×	×	○	
26	姫路市	645	○	×	×	粗大ごみ月2回ステーション収集
27	盛岡市	647	×	×	○	
28	越谷市	647	×	×	○	
29	川越市	648	×	×	○	
30	大分市	649	○	○	○	H26.11有料化
31	秋田市	649	○	○	○	H24.7有料化
32	明石市	651	×	×	○	
33	宮崎市	654	×	×	○	
34	高知市	656	×	×	×	
35	南州市	656	○	○	○	H16.10有料化
36	八王子市	662	○	○	○	
37	青森市	669	×	×	○	
38	船橋市	672	○	×	○	
39	岐阜市	672	×	×	○	
40	宮崎市	674	○	○	○	H14.6有料化
41	鹿児島市	676	×	×	○	
42	長崎市	680	○	×	○	
43	岡崎市	684	○	×	○	
44	豊橋市	688	○	×	○	生ごみ分別あり(メタンガス発電)
45	松江市	689	○	○	×	
46	和歌山市	691	△	×	×	市の指定袋またはレジ袋どちらでも可
47	盛岡市	707	○	○	○	H14.4有料化
48	横須賀市	709	×	×	○	
49	宇都宮市	715	×	×	○	
50	富山市	724	△	×	×	市の指定袋または半透明袋、有料戸別収集もあり
51	いわき市	751	○	×	○	
52	高崎市	741	○	×	○	
53	前橋市	748	○	×	×	
54	那山市	781	×	×	×	
55	福島市	946	×	×	×	

※ 指定袋及び有料化の有無については、照会(平成30年5月14日付)結果及び各市HPを参照して作成

なお、高知市では平成22年3月に市議会で、ごみ有料化等条例議案が提案されたものの否決されています。

監査の経過

上記の通り、環境政策課から提出された前掲の一覧表を分析しました。併せて、ごみ有料化等条例議案否決にかかる「平成22年第419回 3月26日 審査報告書」を分析しました。会派ごとに賛否の意見が示されており、反対意見の要点を挙げると、①高知方式崩壊のおそれ、②市民合意をはかるアンケート方法への疑問、③中核市中最低クラスのごみ処理経費、等でした。

監査の結果

この一覧表を見る限り、備考欄で「指定袋無料配布」とされている11位の八尾市を収集運搬手数料全面無料自治体(中核市)にカウントしたとして、1人当たり排出量(家庭系)の少ない方からランキングした上位5自治体中、

全面無料自治体はゼロ。すべてが有料自治体。

上位 10 自治体中、全面無料自治体は 1。9 自治体が有料です。上位 20 自治体中、全面無料自治体は 5。15 自治体が有料です。高知市は 54 自治体（中核市）中 33 位と、真ん中より下です。

このように見てくると、収集運搬手数料有料システムが家庭ごみ排出量を抑制しているという一定の図式（相関関係）が成り立つように思われます。

高知市のように財政のひっ迫した自治体において、いかに効率よく低コストでごみ処理を進めていくか、ということを考えるにあたり、有料化がごみ排出量抑制に有効であることを示すデータがある以上、有料化導入についてさらに踏み込んだ調査、分析がなされるべきです（3 E の観点からする指摘）。

この点、同様のことが 15 年監査で指摘されているにもかかわらず、今回の監査で尋ねた結果が前頁の資料だけであるということでは必ずしも十分とは言えません。

確かに、この間平成 22 年に市議会でごみ有料化等条例議案が否決され、いったんは民意が示されていますが、その際の否決の理由、経過が、今日もなお妥当なのかどうかも含め、十分な調査、分析が必要です。そもそも否決理由の一つとして「高知方式」の崩壊が挙げられていますが、高知方式は資源ごみ・不燃物の分別収集システムであり、家庭から出される可燃ごみには当てはまりません。また、市民合意をはかるアンケート方法への疑問をいうなら、アンケート方法を工夫して実施すればよいのではないのでしょうか。こう考えると、否決の理由、経過が果たしてその当時においても妥当性を有していたか、疑問無しとしません。

この点誤解なきように申し上げますと、監査人としては有料化の賛否について特定の意見を有しているわけではありません。監査人がここで問題としているのは、行政経費削減の観点から有料化が必要かつ相当かについて十分な検証、議論がなされたうえで結論を出す、という民主主義のプロセスそのものです。

第6 一般廃棄物中間処理事業

高知市では家庭から出される一般廃棄物のうち、生ごみは高知市清掃工場で焼却処分され、プラスチック製容器包装は、小売店等で拠点回収されるペットボトルと併せて菖蒲谷プラスチック減容工場で圧縮梱包されています。生ごみの焼却処分は直営ですが、プラスチック製容器包装等の圧縮梱包業務は高知市が公益財団法人高知市環境事業公社に委託して行っています。

今回の監査では、高知市清掃工場内の労務管理が適正に行われているか、焼却処分が安全、適切に行われているか、周辺環境に悪い影響を与えていないか、といったことを調べるため、出勤簿や各種マニュアルを分析したうえで清掃工場を訪問、見学し、そこで働く職員の方々からヒアリングをするなどした他、排ガスや排水調査資料も分析しました。

菖蒲谷プラスチック減容工場については同じく工場訪問、見学をしたほか、悪臭物質の測定結果を分析しました。併せて3Eの観点から、合理化拠出金と、容器包装分別収集量及び指定法人への引渡量の推移とについて、資料を分析しました。

1 高知市清掃工場出勤簿分析

監査の経過

平成29年1年分を分析しました。押印のみの出勤簿であり、出退勤時刻の記載欄はありませんでした。

監査の結果

「第5 一般廃棄物収集・運搬事業」の「3 出勤簿分析」の箇所で指摘した通り、ここでも厚生労働省の平成29年1月20日付「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」(基発0120第3号)に沿ってタイムカードなどを導入することが望まれます(合規性の観点からする意見)。

2 高知市清掃工場安全対策マニュアル、災害対策マニュアル分析

監査人が高知市清掃工場に、同工場における安全対策マニュアル、災害対策マニュアルの有無を尋ねるとともに、「有」の場合のマニュアル提供を求めたところ、いずれも「有」として、安全対策マニュアルについては3つ、災害対策マニュアルについては2つ、提供を受けました。

以下、監査の経過においてその内容を紹介します。

監査の経過

(1) 安全対策マニュアル

① 清掃工場の安全衛生管理

全 23 頁にわたるマニュアルです。

まず高知市清掃工場の安全衛生管理及び体制概要が、管理体制図などによって示された上で、安全衛生取組事項として、職員に対する教育・訓練メニュー、安全作業要領、健康診断、と 3 つの項目に沿った具体的な手順が示されています。

これに続き、「VDT[㊦]作業ガイドライン」において、作業環境及び作業時間の管理が呼びかけられ、「腰痛の予防」において、腰痛防止策がイラスト入りで説明され、「熱中症の予防について」において、熱中症の症状と、予防の十箇条が述べられ、「ごみピット転落事故時についての南消防署及び長浜出張所との協議」において、ごみピット転落事故発生時の対応について消防署と協議した結果が、転落者の容態に即した形で具体的に記載されるなどしています。

このほかにも「アンモニア漏洩対処訓練要領書」や「自動体外式除細動器（AED）について」、といったマニュアルが添付されています。各記載事項については必要に応じて労働安全衛生法や消防法などの根拠法令が示されています。

㊦ IT化が急速に進み、VDT（Visual Display Terminals）が広く職場に導入されるようになりました。その結果、職場環境、労働形態などが大きく変化し、心身の疲労を訴える労働者が増えています。そこで、「VDT作業における労働衛生管理のためのガイドライン」が 2002 年に厚生労働省より出され、労働者が VDT 作業を支障なく行えるように事業主が講じるべき措置などが示されました。

② 焼却炉整備マニュアル

全 22 頁にわたるマニュアルで、42 のヒヤリハット事例が〔どこで〕、〔どうしていたとき〕、〔ヒヤリとしたこと〕、の順で具体的に紹介された後、〔対策〕が記載されているほか、焼却炉の部位に即して整備要領がイラストや写真入りで解説されています。

ヒヤリハット事例は、例えば〔どこで〕 3 号炉内、〔どうしていたとき〕 昼休憩中、〔ヒヤリとしたこと〕 握り拳程度のレンガが炉内に 20 個程度（落下し）散乱していた、〔対策〕レンガの落下の危険性を認識し、作業時は強い衝撃を与えない、といった具合に記載されています（焼却炉整備作業表 No 1 より）。

なお、一つだけ〔対策〕が空欄のものが見られました。それは、〔どこで〕 3 号炉フィーダー金物、〔どうしていたとき〕 フィーダー鑄物をはずし、内部を清掃。その後、フィーダー鑄物を元に戻そうとしたとき、〔ヒヤリとしたこと〕 二人のタイミングが合わず、フィーダー鑄物と

隣の鋳物の間に小指を挟み内出血した，という事例です。

③ ごみピット転落者救助マニュアル

全 13 頁にわたるマニュアルで，ピット転落事故発生時の対応がフローチャートで図示され，各種スイッチの操作要領が写真入りで説明されています。

(2) 災害対策マニュアル

① 高知市清掃工場電気工作物保安に関する実施規程

これは，高知市清掃工場工作物保安に関する規程第 2 条の規定に基づき，その規程を「実施」するために必要な事項を定めた全 51 頁にわたるマニュアルで，12 個の条文に引き続き，運転・操作指令系統図や電気工作物の災害発生，電気火災の発生，電気工作物の短絡事故発生，地震発生，台風発生，と災害種別に対応手順がフローチャート方式で示されています。

② 震災時対応マニュアル

これは，①とは別に，震災時対応に特化した全 30 頁のマニュアルで，地震の規模に応じた対応手順がフローチャートで示されるとともに，工場及び周辺設備の震災時特別点検表が，点検箇所の写真と併せて添付されています。

監査の結果

安全対策マニュアルは，労働安全衛生法など関係法令を根拠に各法令が要求することを具体的にマニュアル化していて，合規性の観点から評価できます。これを含むいずれのマニュアルも，イラストや写真を使うなど分かりやすく作成されており，有効性（3E）の観点から評価できます。

ただし，前述のとおり，「焼却炉整備マニュアル」はヒヤリハット事例の中で 1 箇所，〔対策〕が空欄でした。この事例は小指を挟み内出血したという負傷ケースですので，再発防止のため是非とも具体的な対策を補充していただきたいと思います（有効性の観点からする意見）。

災害対策マニュアルは合規性，有効性（3E）いずれの観点からも評価できます。

3 高知市清掃工場見学（実査）

監査の経過

① 施設概要等

高知市清掃工場は，高知市の一般廃棄物の焼却施設です。

宇賀清掃工場の老朽化に伴い、平成14年4月から、本格稼働しており、今年で、操業17年目を迎えています。

同工場には、各家庭で排出された廃棄物に加え、各事業者が排出した事業系一般廃棄物（許可業者による収集ないし自己搬入の方法により工場に持ち込まれる）年間約11万トンの一般廃棄物を焼却処分しています。

② 施設実査

監査人は、平成30年10月15日午後2時30分より、以下の各設備について視察を行いました。

ア 計量棟

高知市清掃工場に廃棄物を搬入する車両は、まず、計量棟へと進み、車両ごと計量します。

計量後、車両は、投入ステージへと進み、投入後、再び車両ごと計量します。

投入前後の重量の差から、搬入された廃棄物の重量を計算する仕組みとなっております。

なお、市民が廃棄物を搬入する際は、最後に計量棟で搬入した廃棄物の量に応じて、処理料金を支払うこととなります。



計量棟（※資料は高知市提供）

イ 投入ステージ

廃棄物は、この投入ステージからごみピットへと投入します。

投入ステージには、投入口が、全部で9つあり、それぞれ1から9まで番号が振られており、それぞれの投入口は、廃棄物を一時保管す

るごみピットと投入扉を隔てて繋がっています。

通常時、パッカー車は2番から8番までの投入口を利用し、廃棄物を持ち込んだ市民は、主に1番と9番の投入口を利用しています。

もともと、年末等、市民の利用が集中する際には、その近傍の投入口も市民が利用することとしています。

パッカー車の場合、荷箱をダンプアップさせて集めた廃棄物を排出するため、作業員が投入口に近づくことは稀です。他方、市民による持ち込みの場合は、市民が直接、投入口にごみを投げ入れることとなっているので、誤って投入口からごみピットへと転落する可能性があります（ごみピットの深さは投入ステージを基準とした場合18.5メートルほどです）。

そこで、安全対策として、市民が通常利用する1番と9番の投入口は、投入扉が閉じられており、転落してもごみピットまでは落ちないようにしているとのことでした。

また、一部の投入口には、転落事故防止のための、安全バーが設置されています。この安全バーは、平成29年12月の転落事故後に設置されました。

他には、転落防止のための安全対策として、投入ステージに常に職員を配置し、監視を行うと共に、仮に転落した場合でも、すぐに緊急停止ボタンを押すこととしています。この緊急停止ボタンは、各投入口の脇にある柱に設置されており、同ボタンを押すと、ごみピット内の全ての作業が停止するようになっています。

監査人が清掃工場を実査した際、市民が廃棄物を搬入する場面に遭遇しましたが、投入ステージにおいて、職員は、市民が自ら廃棄物を投入する様子を傍で見守っていましたが、特段、職員が手助けする様子までは見られませんでした。



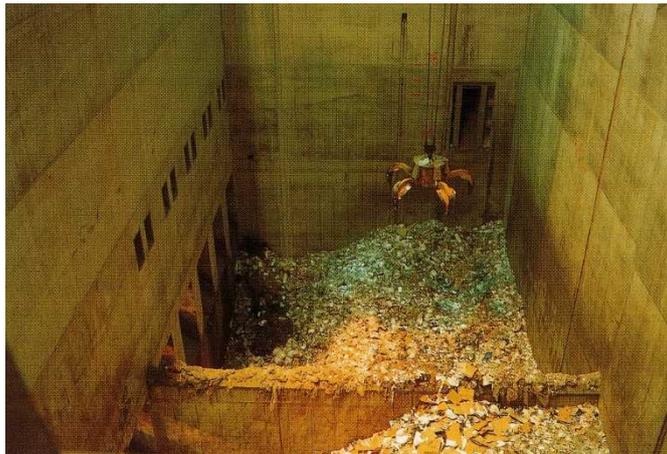
投入ステージ（※資料は高知市提供）

ウ ごみピット

ごみピットへと投入された廃棄物は、大型のクレーンを使い、1時間に約2回ずつ、それぞれ運転中の焼却炉に投入されます。

クレーンは、昼間は手動で、夜間は主に自動で運転しています。

誤って人が転落した際の事故防止と投入口が廃棄物で埋まらないよう廃棄物を常に移動させる必要があるため、ごみの搬入が行われる昼間は、手動でクレーンを操作しているとのことでした。



ごみピット（※資料は高知市提供）

エ 焼却炉

焼却炉は、1年に2回の掃除・点検作業の時期を除き、常時稼働し続けています。

焼却の様子は、中央管理室のモニターに常時映し出されており、必要に応じて、各機器をPCにより操作しています。

平成22年3月までは、焼却後に発生した灰を灰溶融炉で更に高温で熱し、「スラグ」と呼ばれるガラス状の粒を製造していましたが、現在は、灰をそのままセメントの原料として、セメント会社へと搬出しています。



焼却炉（※資料は高知市提供）

オ 中央監視制御室

清掃工場内の各機器の自動運転、遠隔操作等を行っています。

制御室には、複数のモニターが設置され、焼却炉やごみピット内の様子を確認できるようになっております。

異常を確認した場合は、人を派遣し、機器の補修や整備等も行っていきます。



中央監視制御室（※資料は高知市提供）

カ ボイラ

焼却により得られた熱は、ボイラにおいて回収され、蒸気となります。その蒸気は、蒸気タービン発電機で、電気へと変えられます。

この電気で、工場内の電気をまかなうと共に、余った電気は売電しています。

売電収入は、年間5億5200万円ほどとなります（平成29年度実績）。



ボイラ（※資料は高知市提供）

キ 煙突（サンプリング箇所）

監査人において、排ガス測定のためのサンプリング箇所の確認を
しました。

サンプリングは、炉から続く煙突に設置されたサンプリング口に
採取管を差し込み、排ガスを採取するとのことでした。



サンプリング口

採取管

（※資料は監査人撮影）

監査の結果

前述のとおり、市民が廃棄物を搬入する場面では、投入ステージにお
いて職員は、その様子を傍で見守っていましたが、特段これを手助けす
様子までは見られませんでした。

市民にとっては、廃棄物の投入は、慣れない作業となりますので、転
落事故等人身事故発生の危険性が伴います。高知市清掃工場は、高知市
が設置する「公の営造物」ですので、ここで人身事故などが発生した場
合、高知市に「設置、管理の瑕疵」ありとして、市が賠償責任を負うこ
とがあり得ます（国家賠償法第2条）。逆に言えば、高知市には、高知
市清掃工場を利用する一般市民との関係で、同工場における危険を回
避すべき（設置）管理責任があるということになります。そのような責
任の観点からも、必要に応じて可能な限り、職員による補助が望まれま
す（合規性の観点からの意見）。

4 高知市清掃工場職員ヒアリング

監査の経過

高知市清掃工場で働く職員の中から8名を五十音順に選抜していただ

き、ヒアリングを実施しました。

(1) 経歴及び経験年数

職歴及び勤務年数をお教えてください。	短い人で2年目，長い人で25年目。キャリアとしては市の他部署経験者や民間からの転職者も。
ご担当の作業内容等の詳細についてお教えてください。	<ul style="list-style-type: none"> ・搬入指導係（臨時2名，職員6名）係長。一般の搬入。受付，料金の徴収が同じ係。指導しているのは常時4，5名。受付1人，徴収が1人。 ・保全管理係（機械，電気，化学等）。工事の設計，工事管理監督。身体動かすのは，ごみのサンプリング（作った電気を売るときのバイオマス比率で売電単価が違うので，パーセンテージを出すため[㊤]）。ちょっとした機械の修繕。 ・運転管理と点検。機械の整備。第2運転管理係。中央監視制御室にいて，点検して回る。監視する班と，点検する班。整備の時間に現場に行ったりする。 ・第1運転管理係。運転管理。定期点検等。 ・クレーンの運転，機械故障の調査（電気担当）。 ・（ごみの）搬入指導係。 ・運搬管理係，炉の運転管理，機器の整備等。 ・設備管理係，クレーンの運転，整備，工場全体の管理。

㊤ 高知市清掃工場は廃棄物処理施設における固定価格買取制度により，発電した電気を売却しているところ，同制度によれば，焼却処分となる一般廃棄物中のバイオマス比率により売電単価が異なることとされています。そのため，高知市清掃工場においては，定期的に，廃棄物の中身を調べて，廃棄物中のバイオマス比率を算定しています。

(2) 業務中の危険に関する事項

<p>業務中に危険な出来事（事故等）に遭遇した経験があれば、その内容等につき、お教えてください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・係員の危険についていうと、一般トラック搬入時のアオりに指を挟んで少し怪我をした事故に遭遇したことがある。一般の受け入れ時に、ピット転落事故に遭遇した経験はある（去年年末）。緊急停止ボタン押しで、救急消防にレスキュー要請をする。全ての係にも応援要請をして、パッカー車等は外に出て入れないようにする。転落防止バーを設置した。 ・業務中の危険はある。ごみが入っているのかわからないので。手で持ってハサミで切ってごみを出すし、スコップで混ぜる。場所はクレーン整備する部屋で。 ・平成 19 年に溶融炉が動いているときに、土鍋の下が抜けて、スラグが溶け出た。その時、土曜日当直で、いたので、けが人はいなかった。怖い思いはした。その他は、あまり怖いことはない。 ・自分自身は危険な経験ない。1 年ほど前にピット転落時に、対応した。 ・作業中、機械の内側の灰を除去する際に、はがれた灰が手に当たったことがある。病院には行っていない。 ・昨年、お客が転落したこと、及び臨時職員が手を詰めたことがある。 ・ファンのベルトに指が挟まれかけたことがある。 ・ない。
<p>危険防止のために心がけていることはありますか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・怪我の経験は今まではないが、夏は暑いので、防護服で脱水症になりそうになったことはある。作業は1時間ぐらいだが、スコップでかき混ぜるとか大変。若い人ばかりでもない。水分も取れないし、耐えるしかない。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ミーティングに尽きる。作業前に、この点危険だから、こうやろう。道具こういうものがあるとか、近くにいないで（「近寄らないで」、「近づかないで」）等。情報共有。作業前のミーティング、作業中の連携。 ・下手なところを触らない。 ・周りの職員の作業にも気を配るようにしている。 ・手袋着用の際に袖口を止めること。 ・他人の作業手順を確認しておくこと。 ・慌てないようにしている。
<p>現状の危険防止の措置として有効だと感じているものがあれば、お教えてください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・柵の設置は有効だと思う。 ・今がベストかな。 ・思いつかない。 ・手袋着用の際に袖口を止めること及び声をかけ合うこと。 ・安全推進委員会、作業前のミーティングの実施。 ・可能な限り複数人で作業すること。 ・危険予知を共有していること（他の職場ではない）。
<p>危険防止の方策として、提案があればお教えてください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ゴミ持込み者に対する注意喚起も重要。 ・今はゴム手袋2枚だが、防塵手袋とか（刃物で切れない手袋）、踏み抜き防止の長靴に変えてもらうとか^⑧、民間では（セメントメーカー）破傷風の予防接種を打つとか、対応してくれたので、そういう対策はしておいた方が良いと思う。 ・KYTを共有。そういえばそうだね、というところを、思い起こせたり、普段作業しないところ。 ・普段から気を配ることが重要と考えています。 ・現状で足りている。 ・特にない。

④高知市清掃工場にヒアリングしたところ、防塵手袋や踏抜き防止長靴などは一定の周期（サイクル）で支給しているが、その周期（サイクル）と採用時期とがずれた新規職員にはこれらがいきわたらないとのことでした。

（３）労働環境に関する事項

勤務形態等について、お教えてください。	・日勤８時から４時４５分まで。基本土日が休み。祝日はシフト組んでいる。
	・交替性。土日祝日も勤務があり、５週間サイクルでシフトを組んでいる。５つの係が、ローテーション。
	・カレンダー通りで日勤。
	・８：００～１６：４５（夜勤はない）
	・８：００～１６：４５（夜勤はない）
	・８：００～１６：４５（夜勤あり、２週間に３～４日間夜勤する）
	・８：００～１６：４５（夜勤はない）
作業中に体調不良を起こしたことはありますか。あるとすれば、その内容と原因について、お教えてください。	・熱中症には気をつけている。
	・この業務特有の症例として、手に灰が付くと肌が弱いので荒れることがあり、一度産業医に診てもらったことがある。
	・ない。
	・ない。
公務災害を申請したことはありますか。また、申請の経験があるという場合、その内容につきお教えてください。	・暑い時期には、若干しんどくなることもある。
	・ない。
	・自分自身はない。同じ係の人でもいないと思う。
	・災害にあったことがない。
	・怪我や体調不良今まで自分はない。
	・ない。
	・ない。
作業服は、季節によって服装等が変わりますか。また、現在の作業服について、業務の効率化や事故・怪我防止等の観点か	・ない。
	・変わる。普通のスニーカーが支給されている。膝が悪いのではしていない。夏も長袖長ズボン。
	夏は暑いので涼しければ良いと思うが仕方ない。

<p>ら率直なご意見をお教えてください。</p>	
	<p>・胸ポケットが小さくて、手帳が入らない。手首に絞り入っているとか、改善があっけてるので、特に問題ない。暑いのでばてることはあるが、スポーツドリンク飲んだりしている。</p>
	<p>・自動車業界にいたことあるが、今はつなぎ。つなぎの方が安全だと感じる。ボタンの袖の作業服より、ゴム絞りは良いと思っている。</p>
	<p>・夏冬で年に2回変わる。夏場にもう少し涼しい服があれば良い。</p>
	<p>・問題ない。</p>
	<p>・防護服（タイベック）が使い捨てだが、少しの時間の業務であれば捨てずに使える。その保管場所が欲しい。</p>
	<p>・問題ない。</p>

(4) その他、改善を求める事項

<p>事故防止のための提案があればお教えてください。</p>	<p>・慣れてきたら良くないので、初心を忘れないこと。</p>
	<p>・ヒヤリハットは各係で、やること違うので、ピンと来ないこともある。</p>
	<p>・KYT 掲示板張り出し等、係で勉強会する等している。危険だなと思った係が作っている。考える機会になる。安全推進委員会も、活動はしている。</p>
	<p>・KYT や、安全推進委員会等がやってくれている。特に、報奨金が出たりはないが、自発的にやっている。</p>
	<p>・設備の大幅な改造は困難だと思う。</p>
	<p>・作業内容の正確な把握。</p>
<p>怪我防止のための提案があればお教えてください。</p>	<p>・注射針等の危険性の認識が低いような気がする。</p>

業務の効率化のための提案があればお教えください。	・もう少し人員がほしい。今は臨時職員の割合が増えた。1年ごとに変わるので、慣れない等。
	・暑いのをどうにかしてほしい。ファン付空調服はゴミが服の中へ逆流するので使用できない。可能であれば、ホースで室外の空気を服の中へ取り込むことが出来るような作業服の導入を希望する。 ^⑨
	・マニュアル化。そこそこされているが、個人個人のノウハウが、手帳に埋もれている部分はあると思う。次の若い世代に使いやすいように、できたら良いと思う。口頭伝承もしやすい環境があれば。
	・十分効率化されていると思う。
	・人員が少ない。もう少し人数がいればよい。
	・人員を増やしてほしい。休暇を取る者が2人いると、交代等はずらくなる場合がある。
	・他施設の見学はどうか。

^⑨高知市清掃工場にヒアリングしたところ、ホースで室内の空気を服の中へ取り込むことができるような作業服は導入されているものの、ピット作業の現場まではいきわたっていないので、これはピット作業現場でのことと思われる、とのことでした。

監査の結果

作業員の方々の安全確保の観点から、破傷風等の予防接種の実施、踏抜き防止の長靴、作業着内の送風アイテムの充実、が望まれます（合規性～安全配慮義務～の観点からする意見）。

5 高知市清掃工場排ガス・排水測定結果分析

高知市清掃工場は大気汚染防止法及びダイオキシン類対策特別措置法の特定施設として排ガス基準の規制を受けるほか、下水道法の特定施設として排水基準の規制を受けますので、それらについての検査、測定に関する平成27年度から平成29年度までの3年分の資料を清掃工場より入手し、これを分析しました。

なお、同工場は都道府県知事が指定する規制地域にはないため、悪臭防止法の適用は受けないことから、悪臭の測定は行われていません。

監査の経過

(1) 排ガス測定・分析結果

いずれの年度においても、3つある焼却炉について4回に分けて行った測定・分析結果が、ばいじん濃度、塩化水素、硫黄酸化物、窒素酸化物、といった各項目において管理目標値以内に収まっていることが確認されました。

4回の測定の日付も具体的に記載されていました。

(2) ダイオキシン類測定結果

① ダイオキシン類測定結果

いずれの年度においても、3つある焼却炉の排ガス、焼却飛灰、焼却灰（細粒灰）について、 $0.1\text{ng-TEQ}/\text{m}^3\text{N}$ あるいは $3\text{ng-TEQ}/\text{m}^3\text{N}$ といった基準値を大幅に下回っていることが確認されました。

② ダイオキシン類作業環境測定結果

いずれの年度においても、9か所の作業区域について、管理濃度 $2.5\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ を大幅に下回っていることが確認されました。

測定の日は前期と後期とに分かれ、それぞれ始期と終期とが記載されていました。

(3) 下水放流水・水質試験

いずれの年度においても、月1回の水質試験の結果が、測定日時とともに記載されており、水温、PH、BOD、SS、n-ヘキサン抽出物質、のすべての項目において放流基準値内であることが確認されました。

監査の結果

法令に沿った測定・分析の結果が、法令の基準を満たしていることが確認され、「合規」と言えます。

6 菖蒲谷プラスチック減容工場見学（実査）

監査の経過

① 施設概要等

選別・圧縮の施設として、高知市菖蒲谷プラスチック減容工場（以下、「減容工場」という。）が平成2年1月24日から運転を開始することとなりました。

また、減容工場においては、平成2年から、ペットボトルの再資源化も行っております。ペットボトルは、市内量販店等にある収集拠点から、随時、減容工場へ運搬され、フレークとして生まれ変わっています。

平成12年4月に、容器包装リサイクル法（以下、「容リ法」という。）が、その対象をガラスびんとペットボトルから、プラスチック製の容器包装、紙パック以外の紙製容器包装に拡大しました。前述のように（第2 廃棄物処理関連法令のあらまし）、市町村には、分別収集^④の役割が期待されている（義務ではない）ことから、高知市においても、平成13年11月から、プラスチック製容器包装の収集を開始しました。

^④分別収集とは、容器包装廃棄物を種類ごとに収集することの他に、必要に応じて選別や圧縮してリサイクルしやすい状態にする行為を含んでいます。

② 工程等

ア 搬入・選別

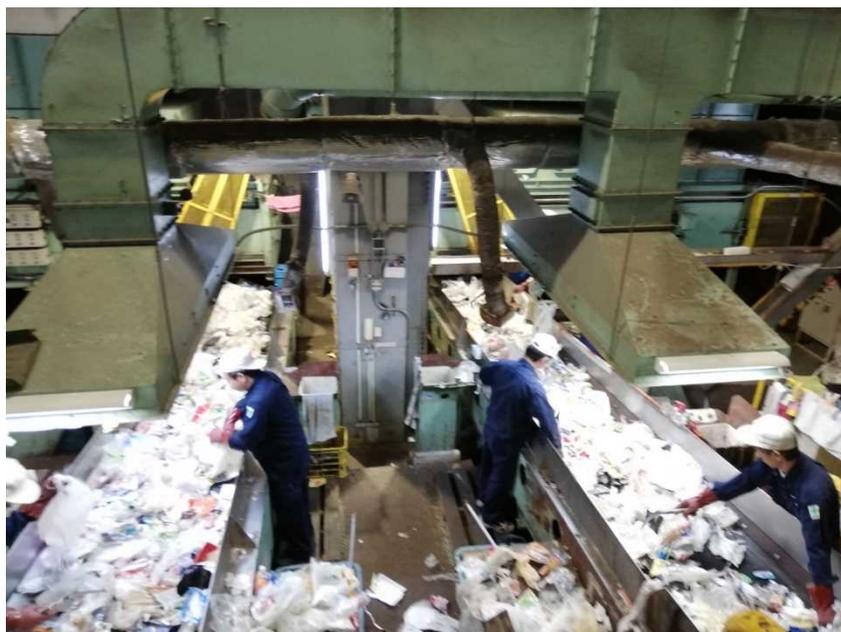
減容工場には、1週間で40～50トンのプラスチック製容器包装が搬入されます。

搬入されたプラスチック製容器包装は、手作業で選別が行われます。作業員の方たちは、大変な臭気に包まれながら、立ったまま、黙々とこの作業に従事されていました。現場管理職に尋ねたところ、この作業は終日行われているとのことでした。

この工程において、燃えるゴミ・生ごみ等のプラスチック製容器包装以外のごみ（以下、「不適物」という。）が除去されてゆきます。

こうして除去された燃えるゴミ・生ごみ等は、高知市清掃工場へと搬送されますが、その重量は、1週間で約13.6トンにも達します。

また、手作業による選別の後、磁石により自動的に、金属類を取り除く工程に入ります。



選別の様子（監査人撮影）

イ 圧縮

不適物が除去された後のプラスチック製容器包装は、機械でプレスされます。

このようにして出来上がったリサイクルのための原料をベールと言います。



ベール（監査人撮影）

ウ 搬出

ベールは、その後、リサイクル工場に搬出されます。

搬出作業は、減容工場の職員は行わず、リサイクル業者ないし委託を受けた運送会社が行います。

なお、不適物の混入が多いベールは、リサイクル工場での引き取りを拒否されることがあり、リサイクルを行うことが出来ません。

③ その他

減容工場内には、以下のように不適物が区分けされ管理されていました。



不適物（監査人撮影）

監査の結果

不適物の除去作業等は、手作業で行われていることから、不適物の混入が多い場合は、完全に除去することが出来なくなり、リサイクルに適さないベールを製造することとなってしまいます。

そのため、プラスチック製容器包装のリサイクルのためには、排出者である、市民の協力が必要不可欠であることを実感しました。

今後も、高知市には、プラスチック製容器包装の適切な分別・排出についての啓発活動に積極的に取り組むことを求めます（3Eの観点からする意見）。

ただ、手作業での選別は、ごみ内容物如何によっては危険を伴うほか、長時間の立ち仕事をもたらす労働コスト、作業員の負担、さらに、選別された不適物の再搬送費用等々を考えると、このような選別工程そのものも抜本的に見直す必要があるように思います。このことは後に「8 合理化 抛出金、分別収集量・引渡数量推移」の箇所でまとめて触れることにします。

7 菖蒲谷プラスチック減容工場悪臭測定結果分析

菖蒲谷プラスチック減容工場は大気汚染防止法，ダイオキシン類対策特別措置法，下水道法，いずれの規制対象でもありませんので，これらの法令に基づく排ガス，排水の測定は行われていませんでした。

ただし，悪臭については，同工場が都道府県知事の指定地域にないため規制対象ではないものの，東部環境センターが，株式会社東洋技研（高知市大津乙 1902 番地 4）という民間の調査会社に委託して，任意に毎年，敷地境界 2 箇所で悪臭測定を行っていましたので，平成 27 年度から平成 29 年度までの測定結果を分析しました。

監査の経過

測定は，「特定悪臭物質の測定の方法」（昭和 47 年環境庁告示第 9 号）に基づく方法により行われ，測定年月日と測定結果とがアンモニアとメチルメルカプタンとについて記録されていました。

前述のとおり，菖蒲谷プラスチック減容工場は都道府県知事の指定地域にないため，悪臭の基準値というものがこれについては存在しませんが，指定地域中，第 2 種区域についての基準値を用いた場合，いずれの年度も基準値を下回っていることになることが注記されていました。

監査の結果

法律上義務付けられたものではない悪臭検査を任意，定期的におこなっていることは高知市の環境意識の高さを物語るものであり，合規性の観点から高く評価されます。

8 合理化拠出金，分別収集量・引取量推移

合理化拠出金については，この制度が始まってから現在まで，指定法人等から高知市に対して支払われた金額の推移について，容器包装の分別収集量と指定法人への引取量とについては，過去 5 年分の推移について，環境政策課にヒアリングしました。

監査の経過

両者について金額，量の推移を示す一覧表の提供を受けました。次頁にこれを掲載します。

合理化拠出金(容器包装リサイクル法10条の2)について

単位(円)

年 度	合理化拠出金額
平成20年度	79,713,400
平成21年度	66,423,198
平成22年度	59,070,509
平成23年度	32,727
平成24年度	19,584
平成25年度	7,313,176
平成26年度	3,328,523
平成27年度	5,980,367
平成28年度	9,461,759
平成29年度	64,431

容器包装収集量(搬入量)及び指定法人への引渡量

単位(kg)

品 目		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
ビン	収集量	1,880,030	1,815,080	1,788,770	1,708,250	1,677,890
	引渡①(無色)	1,011,020	1,009,130	907,400	1,047,730	851,430
	引渡②(茶色)	603,390	702,450	526,640	631,910	528,110
	引渡③(その他)	213,640	362,000	305,070	290,340	311,910
プラスチック製容器包装	収集量	3,113,380	2,887,520	2,848,640	2,684,290	2,610,810
	引渡	2,537,340	2,256,530	2,063,080	2,131,860	1,847,680
ペットボトル	収集量	199,880	161,810	183,590	160,480	161,110
	引渡					
カン	収集量	711,360	660,060	599,410	571,680	568,170
	引渡					
紙類	収集量	4,915,680	4,554,510	4,259,070	4,090,310	3,712,195
	引渡					

監査の結果

見てのとおり、合理化拠出金は制度導入当初の3年間は6,000万円～8,000万円レベルで推移し、インセンティブとしてそれなりの意義を有していたと思われませんが、その後は多くて1,000万円弱、少ないときは数万円にとどまっており、インセンティブとしての意義はかなり薄れているように思えます。

このことに対応して、プラスチック製容器包装の収集量も引渡しも年々減少傾向にあります。

以上に加え、先に見たような手作業選別に伴う労働コスト、危険、選別作業後の再搬出コスト等、そして近頃日常的に報道される「マイクロプラスチック」問題の発生、等々にかんがみると、少なくともプラスチック製容器包装の分別収集・リサイクルのシステムを今後もこのまま維持していくかどうか、検討を要すると思われ（3Eの観点からする意見）。

この点、15年監査においても次のように意見が述べられています。

「プラスチック、～中略～については、～中略～国の方針に従った再資源化方向で処分しているのであるが、処分の手法をリサイクルの1つとして位置付けられているサーマルリサイクルに移行し全量焼却処理に変更した場合、下記試算のように年間2億円を超える歳入増歳出減が見込まれる。逼迫した市財政を考慮するとき、現在の廃棄物処理行政の基本的理念とは若干離反するとの批判もあることを承知の上で、当分の間分別収集体制は維持するとしても、処分過程を思い切って変更し全て焼却処分し、サーマルリサイクルを有効に活用することを検討すべきである。」（15年監査報告書63頁）。

15年監査では、「現在の廃棄物処理行政の基本的理念とは若干離反するとの批判もあることを承知の上で」サーマルリサイクルによる全量焼却が提言されていますが、前述のとおり、この当時はいまだ浮上していなかった「マイクロプラスチック」問題が地球規模で議論される今日にあっては、この15年監査の提言は一層現実味を帯びているものと思われれます。

第7 一般廃棄物最終処分事業

高知市では、家庭から出される不燃物を三里の最終処分場に搬入し、そこで破碎の上、埋め立てています。この最終処分場での破碎、埋立作業が適切かつ安全に行われているか、周辺環境に悪い影響を与えていないか、といったことを調査するために、作業マニュアルや大気、水質調査資料などを分析したうえで、実際に最終処分場を訪問して現地を見学し、処分場で働く職員の方々からヒアリングを行いました。

併せて、震災発生時の対応マニュアルも確認しました。

1 作業マニュアル分析

三里最終処分場には、「埋立作業マニュアル」という2012年4月1日作成のA4版19頁のマニュアルが備えられています。これを分析しました。

監査経過

大項目として「埋立て作業のルール」、「重機」、「埋立て作業」、「ガス抜き管の増設」、「不織布」、「〇〇[㊦]さんの田へ水を送るポンプの設置(3月上旬)」、「モニタリングカウンターのリセット」、「公園の花壇のパンジーとつつじ」、以上の8個が立てられ、その中でまたいくつかの中項目、小項目が立てられ、具体的な作業手順が書かれてありました。

例えば、大項目「埋立て作業」の中項目「3. 整地」の箇所では、小項目として「① 車両の通行する所は、50cm以上の土を入れていくこと。

最終覆土は50cm以上、それ以外は使用頻度を考慮し、その都度決めること。」、「② 地固めは重機走行と散水を繰り返し、最低10日間を行うこと。」、といった具合に、具体的な場所や数値が記されていました。

このほか、実際の図面の掲載は省略しますが、同じ大項目「埋立て作業」の中項目「4. 勾配」、「5. のり面」、「6. 土手」、「8. 集水場所」、では、それぞれ具体的な作業要領や注意点が図示されていました。

ところで、監査人が「作業員の安全」の観点からこのマニュアルを分析したところ、この観点から作業要領や注意点が記載された部分は次頁の合計8箇所でした。

なお、大項目「〇〇さんの田へ水を送るポンプの設置(3月上旬)」の箇所では、中項目「準備するもの」の箇所で小項目として、「① 水中ポンプ、透明ホース、青ホース(プレハブ倉庫)」、中項目「手順」の箇所で小項目として、「④ 青ホースと透明ホースをつなぎ、透明ホースはひもで道路沿いの雨水マスのパイプの中に2mくらい入れて固定する(写真2, 3)」、中項目「注意点」の箇所で小項目として、「① 階段下の部屋にある照明主幹が

ポンプのメイン電源となる」, 等々記載されていました。

④現物は固有名詞です。

・「重機」

- ① 作業前, 作業中は周囲の安全確認をすること。
- ⑥ 重機は崩落の危険のないところに置き, バケットは地面につけること。
- ⑦ バケットは油圧が抜けて落下する危険があるので, 作業をしていないときは地面につけること。
- ⑧ バックホウの作業は原則として左旋回で行い, 十分な安全確認をすること。

・「埋立て作業」

4. 勾配

- ② 降雨時に車両が安全に通行できるような角度で作成すること。

11. 土運び

- ② ダンプはのり面に近づけさせないようにすること。また, ダンプと重機の位置関係に十分注意すること。
- ③ ダンプが水平な状態でいられる安全な所で作業(積み込み, 荷降ろし)すること。

14. ごみの破砕

- ② 危険物がないか確認してから破砕すること。

監査の結果

三里最終処分場の限られた埋立容量をどれだけ有効に活用し同処分場の延命を図るか, この観点から詳細で具体的な作業要領が記載されている点は3Eの観点から評価できます。

では, 作業員の安全確保という合規性(安全配慮義務)の観点からはどうでしょうか。

全19頁のマニュアルの中で安全の観点からの記載が8箇所というのは必ずしも十分ではないように思えます。

また, その記載自体も, 「安全確認をすること」, といった抽象的なものにとどまっています(「重機」①, ⑧)。この点は, 想定される危険を示したうえで, その危険を避けるために**何をどのように確認すれば「安全確認」なのか**を具体的に記載することが作業員の安全意識向上に役立つと思われます。

「ダンプと重機の位置関係に十分注意すること」(11. 土運び②)との記載についても, ダンプと重機との位置関係がどのようになるとどのような

危険が発生するのかを具体的に記載することで、作業員が注意を向けるべきポイントが明確になって危険防止に役立つと思われます。可能であれば、危険な位置関係をイラストで示されることが望まれます。

本マニュアルは 2012 年 4 月 1 日に作られてからすでに 6 年以上を経過しています。この間に発生した事故やヒヤリハット事例などを検証し、安全の観点からの記載個所を増やすことと、その記載内容を上記のように具体化することが望まれます（合規性の観点からの意見）。後に紹介する作業員（職員）の方々のヒアリング結果なども参考にいただければと思います。

ところで、大項目「〇〇さんの田へ水を送るポンプの設置（3月上旬）」の箇所で記載されてあることは、特定の民間の田に水を送るために「水中ポンプ、透明ホース、青ホース（プレハブ倉庫）」、「雨水マスのパイプ」、「階段下の部屋にある照明主幹」、等々の行政財産が民間に無償で提供されていることを意味するものと思われます。この経緯について、三里最終処分場を所管する東部環境センターにヒアリングしたところ、「最終処分場の造成により水源であった山がなくなり、水田への給水ができなくなったことから、代替処置としてポンプを貸し出して給水しています。」との説明でした。そのような経緯を踏まえれば、このケースについて行政財産の民間への無償提供には十分合理的な理由があると言えます。ただしそのことによって行政財産の民間への無償提供という性格が変わるものではありません。

このような、行政財産の民間への無償提供については「行政財産の目的外許可の手続をとる必要がある」と 15 年監査で厳しく指摘されたところ（15 年監査報告書 30 頁，34 頁）。将来ともこの「〇〇さんの田へ水を送るポンプの設置（3月上旬）」が続くのであれば、行政財産の目的外使用許可（地方自治法第 238 条の 4 第 7 項）を経るべきです（合規性の観点からする指摘）。民主主義において大事なのはこのような「手続」です。

2 大気，水質調査資料分析

高知市では、株式会社東洋技研（高知市大津乙 1902 番地 4）という調査会社に委託して毎年三里最終処分場の大気（含ダイオキシン類）、放流水等の水質（含ダイオキシン類）、悪臭物質、などを調査しています^④。三里最終処分場は今回の監査ではその調査報告書を平成 25 年度分から平成 29 年度分まで確認、分析しました。

^④平成 26 年度，平成 28 年度のダイオキシン類調査は株式会社住化分析センターテクニカルソリューション本部愛媛ラボラトリーに委託しています。

監査の経過

(1) 三里最終処分場他環境調査業務報告書

毎年度、本文 50 頁強にサンプリング状況写真が添付されたものが提出されています。

① 放流水及び浸出水

毎年度、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」別表第 1 及び別表第 2 で定める排水基準の各項目について、いずれも基準値以下であることが具体的な数値で報告されています。

② 地下水

毎年度、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」に基づき定められた「一般廃棄物の最終処分場又は産業廃棄物の最終処分場に係る水質検査の方法」（平成 10 年 6 月 16 日環境庁厚生省告示第 1 号）に従った検査がなされ、その都度 1.2 mg/ℓなどと、環境基準値を超えるほう素が検出されていますが、これについては「ほう素は全海洋平均濃度が 4.5 mg/ℓと海域には多く含まれており、当施設の地下水が、直ちに海域に流れ込むことを考慮すると、当施設周辺の環境への影響は少ないと考えられる」とコメントされています。

③ ガス抜き管発生ガス

毎年度、廃棄物処理法や大気汚染防止法、悪臭防止法等環境法令上の義務とは別に、任意にガス抜き管発生ガスを分析し、酸素については酸素欠乏空気濃度（労働省令第 42 号「酸素欠乏症等防止規則」）、窒素については一般大気組成比率、二酸化炭素については許容濃度、一酸化炭素については定量下限値、メタンについては発火限界、エタン、プロパン、ブタンについては、爆発下限値、アンモニア、硫化メチルについては特定悪臭物質基準値（悪臭防止法上の第 1 種区域臭気強度参照）、といった指標と比較した結果が報告されています。

毎年酸素が 13～15%と、酸素欠乏濃度基準の 18%を下回っていますが、この点については毎年、「脱臭設備では環境大気を同時に吸引しているため、管内ガスを直接無希釈で吸入するとは考え難い。大気による希釈作用のため作業環境及び周辺環境では酸素欠乏障害が発生するとは考え難い」とコメントされています。

二酸化炭素についても毎年 4.2%と、許容濃度基準の 0.5%を上回っていますが、この点についても毎年、「許容濃度の定義のように直接 8 時間連続して管内ガスを吸入し続ける作業は考え難い。ガス抜き管に設けられた脱臭設備では環境大気を同時に吸引しているため、ガス抜き管に近接した作業や周辺環境で、二酸化炭素が障害を引き起こすことは考え難

い」，とコメントされています。

その他一酸化炭素は定量下限値以下，メタンは発火限界未満，エタン，プロパン，ブタンは爆発下限値未満，アンモニア，硫化メチルについては第一種区域臭気濃度を基準とした場合の基準未満，と報告されています。

(2) 三里最終処分場他ダイオキシン類調査業務報告書

三里最終処分場について毎年度，環境大気と放流水等について測定分析されています。

平成 25 年度分を紹介すると次の通りです。

① 環境大気

「ダイオキシン類にかかる大気環境調査マニュアル（平成 20 年 3 月環境省 水・大気環境局総務課，ダイオキシン対策室大気環境課）」に沿った測定分析がなされています。

測定分析項目であるダイオキシン類の濃度基準が， $0.6\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ ，全国 721 地点平均（「平成 25 年度ダイオキシン類に係る環境調査結果」平成 27 年 3 月環境省）が $0.023\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ であるところ，三里最終処分場については $0.0086\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ とこれらを大幅に下回っていることが報告されています。

このことは平成 26 年度～平成 29 年度いずれも同様でした。

② 放流水等

「工業用水・工場排水中のダイオキシン類の測定方法（JIS K0312(2008)）」に沿った測定分析がなされています。

測定項目であるダイオキシン類の濃度基準が，放流水，浸出水については $10\text{pg-TEQ}/\ell$ であるところ，三里最終処分場についてはそれぞれ $0.00064\text{pg-TEQ}/\ell$ ， $0.00072\text{pg-TEQ}/\ell$ ，地下水についての濃度基準が $1\text{pg-TEQ}/\ell$ ，全国 556 地点の平均が $0.26\text{pg-TEQ}/\ell$ であるところ，三里最終処分場については，1 箇所が $0.0024\text{pg-TEQ}/\ell$ ，もう 1 箇所が $0.0016\text{pg-TEQ}/\ell$ ，といずれもこれらを大幅に下回っていることが報告されています。

このことは平成 26 年度～平成 29 年度いずれも同様でした。

監査の結果

法令に沿った大気，水質の測定分析が毎年実施され，その結果がいずれも国の基準を満たしていることから「合規」と言えます。

さらに，法令上の義務とは別に任意，独自の大気，臭気の測定分析も毎年実施され，その結果がいずれも特段の問題なしとされていること，このことももとより「合規」と言えます。

3 三里最終処分場訪問見学

監査人は平成30年10月26日午前10時、三里最終処分場を訪問し、処分場を見学しました。

(1) 監査の経過

最終処分場訪問、見学の経過は次のとおりです。

① 施設概要等

三里最終処分場は、昭和60年4月10日から、埋立処分が開始されました(写真1)。

当初は、平成34年には、埋立残容量がなくなり、埋立処分が終了する予定でした。しかしながら、3Rの促進等により、埋立処分をする廃棄物が減少したことから、当初の計画よりも埋立残容量が減っておらず、今後約20年以上は、埋立を行うことができるとのことでした。



(写真1 - 監査人撮影)

かつては、清掃工場から、灰やスラグ等が持ち込まれていましたが、現在は、清掃工場ではスラグの製造を止め、また灰は、すべてセメントの原料として民間会社へと引き渡していることから、現在、埋立処分の対象となっている廃棄物は、不燃ごみのみとなっています。

また、不燃ごみの中でも、資源物(ビンや缶等)や容器包装等については、高知市再生資源処理センターや菖蒲谷プラスチック減容工場に持ち込まれ、リユースやリサイクルのルートに乗りますので、リユースやリサイクルに適さない(例えば、化粧品が入っていたビンや消毒液が入っていたビン、ペンキ等で内部が固まっている缶等)資源物や、ガラス・陶器製品のみが、現在、埋立処分の対象となっています。

現在、一日約6.8tもの廃棄物が最終処分場に運びこまれているそうです。

なお、現在、人員は臨時職員も含めて、5名です。

② 視察内容等

ア 計量所（料金所）受付

ごみの積まれたトラックを計量し、ごみを下ろした後に再度トラック等を計量して、ごみの量を計量しています。計量器は一つでした。

イ 解体場

主に、ソファやマットレス等を手作業で解体するとのことでした（写真2）。

解体の後、燃えるごみは清掃工場へ、資源ごみは再生資源処理センターへと搬入するとのことでした。

解体場は屋外にあり、夏場等は、頭上に遮光シート等を張り、作業するとのことでした（写真3）。



（写真2－監査人撮影）



（写真3－監査人撮影）

ウ 埋立場

埋立場では、廃棄物の破砕と埋立を行っています。

破砕は、廃棄物の上をキャタピラーで踏みつぶして行い、その後、飛散防止の措置として、土砂と混ぜているとのことでした（写真4）。



（写真4－監査人撮影）

埋立場の地面は、全て防水シートで覆われており、その上に、不織布、灰、スラグと順番に敷いており、埋立の際には、その上に0.5メートル土を被せて、その後2.5メートルの高さになるまで、廃棄物を敷き詰めるとのことでした。

この0.5メートルの土と2.5メートルの廃棄物の計3メートルを1層とし、順々に、層を積み重ねていくことで、埋立処分を行うとのことでした。積み重ねる高さについては、これまで目分量で行っていたが、正確な高さが把握できた方がよいということで、鉄パイプに、3メートルの高さを示したものを設置するようになったそうです(写真5)。

勾配等については、2年に1度、測量技術のある職員に来てもらい、目安となる勾配を示してもらい、通常時は、示された勾配を参考に、感覚でそろえて行っているとのことでした。

また、埋立場の最下部からは、ガス抜き管が設置されており、これも、層が重なるにつれて、上部へと伸ばす工事をしていました。



(写真5－監査人撮影)

なお、灰とスラグについては、清掃工場からの持ち込みが終了していることから、現在、最終処分場に運び込まれた分しか在庫がなく、代替品を探すのが今後の課題であるとのことでした。

埋立場内に留め置かれた廃棄物を観察すると、リユースやリサイクルが可能なビンや缶、また大量のビニール袋(写真6)、段ボール等(写真7)が散見されました。



(写真6－監査人撮影)



(写真7－監査人撮影)

エ 汚水処理施設

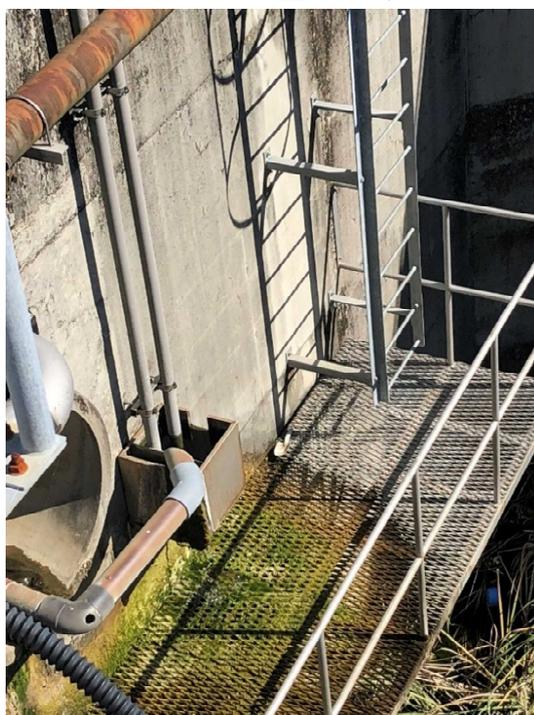
処分場から流れ出た汚水及び、菖蒲谷プラスチック減容工場から

運び込まれた汚水は、いったん最終処分場内の調整槽に貯められ（写真8）、同処分場内の汚水処理施設での処理を終えた後、最終処分場内の調整槽を取り囲む調整池に流されます。監査人が確認したところ、調整池内の水は、特段の濁りもなく、臭気も感じられませんでした。

併せて地下水の水質検査を行う際の、試料採取場所を確認しました（写真9）。また、汚水処理の過程で生ずる汚泥は、埋立処分を行っているとのことでした。



（写真8－監査人撮影）



（写真9－監査人撮影）

監査の結果

埋立場内に留め置かれた廃棄物の中には、本来の埋立処分の対象とはならないリユースやリサイクルが可能なビンや缶、また大量のビニール袋、段ボール等の廃棄物が多く含まれていました。

ビニール袋や段ボールについては、焼却処分が可能です。これらを焼却処分せずに埋立てを行うことは、最終処分場の埋立残容量を無駄に消費することとなります。

他方、廃棄物が最終処分場に運び込まれた時点で、再度、段ボールやビニール袋を分別するとなると、そのために、余分な労働コストが発生すること等を考えると経済的ではありません。

どの時点において、分別を徹底することが一番経済的であるかを検証し、埋立処分の対象外の廃棄物が最終処分場に運び込まれないような仕組みを作ることを望みます（3Eの観点からする意見）。

4 職員ヒアリング

監査人は上記処分場訪問、見学の際、処分場で働く職員5名全員からヒアリングをいたしました。

監査の経過

ヒアリングの経過は次のとおりです。

(1) 経歴及び経験年数

職歴及び勤務年数、ご担当の作業内容等の詳細についてお教えてください。	<ul style="list-style-type: none">・5名の職員のうち、1名は臨時職員。1名が技術管理者。・有資格者が、ユンボとショベルを使っての埋め立て作業を行っている。・臨時職員は、解体と場内清掃のみ行っている。
------------------------------------	--

(2) 業務中の危険に関する事項

業務中に危険な出来事（事故等）に遭遇した経験があれば、その内容等につき、お教えてください。	<ul style="list-style-type: none">・解体作業中に、ベッドのスプリングのバネやガラスでの、切り傷。・ブレーキをかけ忘れた散水車が無人で走行し、壁に衝突。・パッカー車にソファを入れて巻き込む際の指詰め。・降雨時に重たいごみを降ろす際、側溝の天板の上で滑って転倒。・荷下ろしの際、側溝の隙間に転落。
---	---

危険防止のために心がけていることはありますか。	<ul style="list-style-type: none"> ・無理をしない。 ・きれいなものでも、ゴミとして扱う。 ・ゴーグルや安全靴、手袋を着用。破損したらすぐに交換。 ・パッカー車の回転板が回っているときには、手を出さない。
現状の危険防止の措置として有効だと感じているものがあれば、お教えください。	<ul style="list-style-type: none"> ・以前はなかった安全靴の支給。 ・先輩に言われたことを守る。 ・2人以上で作業をするときには、なるべく離れて作業する。
危険防止の方策として、提案があればお教えください。	<ul style="list-style-type: none"> ・ヒヤリハット事例を書面にまとめ、職員間で共有する。

(3) 労働環境に関する事項

勤務形態等について、お教えください。	<ul style="list-style-type: none"> ・始業：8時30分（東部環境センター）朝会実施 ・移動：8時45分（三里最終処分場） 午前受付9時30分から11時30分 ・昼休：12時から13時 午後受付13時から15時 ・移動：16時45分 最終処分場から東部環境センター ・終業：17時15分 ・終わらない業務は翌日に回す等対応可能なので、残業はあまりない。
作業中に体調不良を起こしたことはありますか。あるとすれば、その内容と原因について、お教えください。	<ul style="list-style-type: none"> ・腰背痛（原因：無理な姿勢や重量物の持ち上げ下げ）。
公務災害を申請したことはありますか。また、申請の経験があるという場合、その内容につきお教えください。	<ul style="list-style-type: none"> ・10年以上前、ガラスで切り傷を負った際、公務災害として申請した。 ・クリーンセンター勤務時に、ゴミの籠の蓋で、手を挟み公務災害申請した。 ・申請しにくいということはない。

<p>作業服は、季節によって服装等が変わりますか。また、現在の作業服について、業務の効率化や事故・怪我防止等の観点から率直なご意見をお教えてください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・夏服と冬服がある。 ・臨時職員には、ジャンパーの支給がなく、寒い。 ・夏は暑いので、脇の下に通気口があったり、送風機能のついた作業服を支給してほしい。
---	--

(4) マニュアル等について

<p>埋立作業マニュアルは利用されていますか。仮に、利用されているという場合、使い勝手等についてご意見があればお教えてください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・存在は知っているが、先輩職員に聞く等して対応しており、利用していない。 ・先輩から後輩に、業務内容を教える際には、マニュアルも参照するが、現場で作業を実際に見ながら教えることが大切だと思う。 ・マニュアルは、若干言葉が足りないと思う。
<p>その他、必要性を感じるマニュアル、作成を希望するマニュアル等があればお教えてください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今年 10 月から運用が開始された、小型家電リサイクル法も踏まえたマニュアルを作りたい。 ・危険防止マニュアルがあると良いのではないか。 ・会計システムについて等、機械的なことについては、マニュアルがあると良い。 ・大規模災害時の対応方法に関するマニュアルがほしい。

(5) その他、改善を求める事項

<p>事故防止のための提案があればお教えてください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・予算のない年度末は、手袋が古くなっても、そのまま使わざるを得ないことなどがある。しっかりとした手袋と安全靴を使いたい。 ・緊張感と安全確認。 ・ヒヤリハット事例等を皆で共有する。
<p>怪我防止のための提案があればお教えてください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特になし

業務の効率化のための提案があればお教えください。	<ul style="list-style-type: none"> ・暑さ対策のため、解体場等を屋根付にしてもらいたい。 ・進入車両感知センサー設置により、外待機職員配置をなくす。
--------------------------	---

監査の結果

ヒヤリハット事例の共有や暑さ対策のため解体場に屋根を設置することは、作業員の危険防止、健康保持のために速やかに検討することが望まれます（合規性～安全配慮義務～の観点からする意見）。

5 部局別対策編「非常時優先業務」分析

高知市では、南海トラフ地震などの大地震が発生した場合の対応について部局別の対策を立てており、三里最終処分場については「非常時優先業務」の項で、環境部東部環境センターが所管する〈東部環境センター担当分〉、〈団地下水道担当分〉、と並んで〈三里最終処分場・菖蒲谷プラスチック減容工場担当分〉、として対応マニュアルが定められています。

監査の経過

この対応マニュアルは、いわば総論として【応急対応業務】、【優先する通常業務】、【休止する通常業務】、の骨子が分類され（21頁～22頁）、これに続き各論として、「地震対策行動計画表」の形式で、上記総論に即した形で、具体的な対応、業務手順が、地震発生から「第1フェーズ（3時間以内）」、「第3フェーズ（3日以内）」、「第4フェーズ（2週間以内）」、「第5フェーズ（1か月程度）」、等時間軸に沿って示されています。コンピューターのエクセルを使って作成された一覧表形式のものです。

例えば総論では【応急対応業務】において、「No.1 来庁者の安全確保及び職員の安否に関すること」と記され、各論では「地震対策行動計画表」の〈三里最終処分場〉の箇所で、この総論で記されたことについて、来庁者に関しては、「来庁者の有無、運転管理委託業者の安否を確認、状況により応急処置の実施、医療機関への搬送」、職員に関しては、「安否確認システムや電話、点呼での確認を実施」、といった具合に具体的に記されていました（25頁）。

なお、総論で【優先する通常業務】と記されている事柄が各論では「優先対策②」と記されているなど、総論と各論とで用語の不一致が見受けられました。

監査の結果

時間軸に沿って何をどうするかを具体的に記載してあることは評価できますが、緊急事態に直面した際、「**今、何をどうすればよいか**」を**瞬時**に読み取るという「使い勝手」の観点からは、フローチャートにするなどの工夫が望まれます（3 Eの観点からする意見）。

また、総論部分と各論部分とで用語が一致していないと思われる部分は、混乱防止のため速やかな修正が望まれます（3 Eの観点からする意見）。

第8 産業廃棄物処理業に対する規制業務

廃棄物処理法は第14条第1項で、「産業廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない」と定め、同条第6項では「産業廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない」として、産業廃棄物処理業を許可制としています。許可制とは、国民が本来持っている活動の自由を、ある種類のものについては一般的に規制（禁止）したうえで、一定の要件を満たした者にはその規制（禁止）を解く、という制度です。このことによって、その種類の活動を放任しておくことから発生する害悪を未然に防止しようというものです。このような意味で、許可権限は規制権限の一種と言えます。

ところで、このように廃棄物処理法は、許可権限を都道府県知事にゆだねているところ、高知市が平成10年に中核市に移行したことから、産業廃棄物処理業の許可をはじめとする規制権限が高知県から高知市にシフトしました。

したがって産業廃棄物処理業について廃棄物処理法が「都道府県知事」としている箇所はそのまま高知市長に置き換えられることとなります。すなわち、前述した許可（廃棄物処理法第14条第6項）に始まり、事業の停止（同法第14条の3）、許可の取消し（同法第14条の3の2）、産業廃棄物処理施設設置許可（同法第15条）、定期検査（同法第15条の2の2）、管理票（マニフェスト）交付者からの報告書受領（同法第12条の3第7項）、廃棄物処理業者等からの報告徴収（同法第18条）、産業廃棄物処理施設等への立入検査（同法第19条）、産業廃棄物処理業者等への改善命令（同法第19条の3）、同じく措置命令（同法第19条の5）、といった権限はすべて高知市が持っているわけです。

今回の監査では、高知市が産業廃棄物処理業に対して持っている規制権限が適切に使われているかを、対象業者ごとに許可関係資料、報告徴収資料、立入検査資料等を分析し、所轄の廃棄物処理課担当者をヒアリングするなどして調べました。

1 産業廃棄物収集運搬業許可に係る資料分析

過去5年間について、62業者中、10業者についての許可資料を無作為抽出して分析しました。うち7業者分が新規許可にかかるもので、残りは更新許可にかかるものでした。このほか、特別管理産業廃棄物収集運搬業者9業者中、2業者についての許可資料を無作為抽出して分析しました。うち1業者分が新規許可にかかるもので、もう1業者分が更新許可にかかる

ものでした。

すべてが新規又は更新の許可が出されているものであり不許可ケースはありませんでした。

以下その分析による監査の経過と監査の結果とを述べるのに先立って、産業廃棄物収集運搬業許可の要件として法律がどのようなことを定めているか、その概略をここで説明します。なお、更新許可の要件も新規許可の要件と同じです。

産業廃棄物収集運搬業許可及び更新許可の要件

廃棄物処理法はその第 14 条第 5 項で産業廃棄物収集運搬業の許可要件として（１）施設及び申請者の能力に関する基準に適合していること（１号）、と（２）欠格事由に該当しないこと（２号）、との二つを定めています。

以下分けて説明します。

（１）施設及び申請者の能力

法律の定めは上記のとおり抽象的であるため、これを具体化するために、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下単に「規則」と言います）が定められ、「産業廃棄物処理業及び特別産業廃棄物処理業並びに産業廃棄物処理施設の許可事務等の取扱いについて」（平成 30 年 3 月 30 日環産産発第 18033029 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知（以下単に「通知」といいます）が発せられるなどしています。

① 施設の基準（規則第 10 条第 1 号）

産業廃棄物の飛散、流出や悪臭漏れのおそれのない運搬車両等を有すること。一方、積替保管施設においては、産業廃棄物が飛散、流出及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないような施設施設であること。

② 申請者の能力

ア 知識及び技能（規則第 10 条第 2 号イ・通知）

（公財）日本産業廃棄物処理振興センターが行う産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（新規・更新）の収集運搬の課程を受講し、修了証の交付を受けていること。

イ 経理的基礎（規則第 10 条第 2 号ロ・通知）

i 利益が計上できていること。（原則直前 3 年の各事業年度の損益平均値）欠損であっても直前期が黒字に転換しており、かつ、経営の改善の見込みがあるときは容認される余地があること。

- ii 直前の事業年度の自己資本比率が 10%以上あること。自己資本比率が 10%未満の場合であっても、少なくとも債務超過の状態ではなく、かつ、持続的な経営の見込み又は経営の改善の見込みがあるときは、容認される余地があること。
- iii 上記 i , ii を満たさず、経理的基礎を有しないと判断するにあたっては、金融機関からの融資の状況を証明する書類、中小企業診断士の経営診断書等を必要に応じて提出させ、～中略～などして慎重に判断すること。

(2) 欠格事由 (法第 14 条第 5 項第 2 号及び法第 7 条第 5 項第 4 号)

- ① 成年被後見人、被保佐人、破産者
- ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
- ③ この法律及びその他の法令～詳細略～に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者。
- ④ 廃棄物処理法 (重大な違反のみ)、浄化槽法の営業許可取消の日から 5 年を経過しない者
- ⑤ 一般廃棄物処理業・産業廃棄物処理業、浄化槽清掃業の許可取消しに係る聴聞通知後、処分決定までに事業の全部の廃止の届をした日から 5 年を経過しない者
- ⑥ その業務に関し不正又は不誠実な行為をする恐れがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- ⑦ 暴力団員等

監査の経過

11 件の新規・更新許可の案件いずれについても上記(1)及び(2)①～③、⑧の要件についてはすべて満たされていることが資料から確認されました。

具体的には、(1)、①については、運搬車両、運搬容器の写真や積替保管場所の写真が添付されており、(1)、②、アについては、受講終了証が、(1)、②、イについては、納税証明書や過去 3 年分の決算報告書などが提出されていました。

経理的基礎に関する (1)、②、イを詳細にチェックしたところ、台帳番号 1637 の業者については、直前期の自己資本比率が 0.048%、過去 3 年間の損益平均がマイナスであり、直前期の純損が 34,993,770 円と、経理的基礎の要件を満たしていませんでしたが、これには、赤字の原因として「重機 (油圧ショベル) の購入時に、特定生産性向上設備投資促進税制により、

特別償却したこと」が記載され、これが単年度の特別要因であることが、関与税理士により説明されていました。他にも、台帳番号 1971 の業者について、過去 3 年間の自己資本比率が、6.9%→6.38%→9.7%、といずれも 10%未満になっていることに関連して、「累積利益についてマイナスになっていることについて、「太陽光発電設備の設置が原因であり、特別償却準備金が繰越利益剰余金を超えているとともに、単年度決算としては毎年黒字決算です」、という関与税理士の説明が記されていました。

欠格事由については、(2)、①が法務局の発行する証明書（被後見人、被保佐人の登記がなされていないことの証明）及び市町村長の発行する証明書（破産者等に該当しないことの証明）、(2)、②は市町村長からの回答書（禁錮以上の刑に処せられるなどの事実があるかどうかについての高知市長からの照会に対する回答）、(2)、③は検察庁からの回答書（罰金刑に処せられるなどの事実があるかどうかについての高知市長からの照会に対する回答）、(2)、⑦は都道府県警からの回答書（暴力団員等に該当するかどうかについての高知市長からの照会に対する回答）、という各公文書によってこれらに該当しないことがいずれのケースでも確認できました。

ただし、(2)、④、⑤についてはこれらに該当しないことについての資料がなく、そもそもこれらに該当するかどうかについての高知市としての判断も示されていませんでした。

監査の結果

経理的基礎についてやや難点のある台帳番号 1637 の業者、1971 の業者について許可としたことは、税理士の具体的かつ詳細な注記があることからして「通知」の趣旨に照らすと合規性の点で問題ないと考えます。

他方、いずれの許可ケースについても(2)、④、⑤についての資料がなく、該当非該当の判断すら示されていないことは合規性の観点から問題があります。確かに、この点を資料によって確認の上該当・非該当を判断することを求めた通達は見当たりません。しかし、そのような通達がなくとも、これら欠格事由に該当しないことが法律上の許可要件である以上、(2)、④、⑤についてもしかるべき資料を揃え、該当非該当の判断を明示すべきです（合規性の観点からする指摘）。

2 産業廃棄物中間処理・最終処分業許可に係る資料

産業廃棄物中間処理業に関しては、過去 5 年間について、31 業者中、5 業者分についての許可資料を無作為抽出して分析しました。新規許可案件はなく、いずれも更新許可についてのものでした。全件「許可」の結論でした。産業廃棄物最終処分業については、同じく過去 5 年間について 2 業者中その

2業者の許可資料を分析しました。いずれも更新許可についてのものであり、両者とも「許可」の結論でした。

以下その分析による監査の経過と監査の結果とを述べるのに先立って、産業廃棄物中間処理・最終処分業許可の要件として法律がどのようなことを定めているか、その概略をここで説明しますが、産業廃棄物収集運搬業許可の要件と重なる部分が多いので、重なる部分の説明は割愛し、産業廃棄物中間処理・最終処分業許可に固有の要件のみを説明します。なお、許可の要件と更新許可の要件とは同一です。

産業廃棄物中間処理・最終処分業許可及び更新許可の要件

前に産業廃棄物収集運搬業の許可要件として概説したもののうち、(1)の②(申請者の能力)と(2)(欠格事由)は、そのことを定めた規則の条項こそ違いますが、趣旨、内容は産業廃棄物中間処理・最終処分業についても同様です。ここでも同じ記号を使います。

産業廃棄物処分業固有の許可要件としては、規則第10条の5第1項第1号イにおいて、中間処理場については汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴムくず、といった廃棄物の種類に適した処理施設であることを(以下(1), ①, アとします)、同じく第2項イにおいて、最終処分場(埋立処分場)については産業廃棄物の種類に応じ、当該産業廃棄物の埋立処分に適する最終処分場及びブルドーザーその他の施設を保有することなどを(以下(1), ①, イとします)、それぞれ定めています。

なお、産業廃棄物中間処理・最終処分業の(更新)許可申請があった場合には、申請に係る施設の構造が施設(の能力)に係る基準に適合しているかどうかについては「必ず実地に確認すること」とされています(平成30年3月30日環循規発第18033029号「産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業並びに産業廃棄物処理施設の許可事務等の取扱いについて(通知)」環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長)。

監査の経過

まず、産業廃棄物中間処分業5業者分の更新許可案件の資料を分析したところ、いずれも(1), ①, アについては、申請書に記載された施設と実際のものとは一致しているか、このことを現地に立ち入り検査し(のちに説明する法第19条の立ち入り検査の一つです)、その状況を写真で撮影して、「適合」といったコメントをつけていました。

(1), ②と(2), ①~③, ⑦については産業廃棄物収集運搬業の許可ケースと同じく資料によって要件が満たされていることを確認しました。

(2), ④, ⑤について資料も該当・非該当の判断も示されていないこと

は産業廃棄物収集運搬業許可ケースと同じでした。

次に、産業廃棄物最終処分業2業者分の更新許可資料を分析したところ、このうち、いずれの業者についても、業者からの最安定型最終処分場^④についての産業廃棄物（最終）処分業更新許可申請を受けて立入検査がなされ、その立入検査報告書が作成されていました。各報告書には、ブルドーザー、パワーショベルが写った写真が添付されていました。

両者とも（1）、②及び（2）についての資料の有無、該当・非該当の判断状況などは産業廃棄物中間処分業5業者分の更新許可資料と同じでした。

④安定型最終処分場とは、3種類ある最終処分場のうちのひとつで、廃棄物に雨水が接触しても水質汚濁を伴わないものを指します。後の二つのうち一つは、有害な廃棄物を処分するため、雨水等から隔離する遮断型最終処分場、もう一つは、雨水等に接触した廃棄物からの浸出水を集め処理する管理型最終処分場です。

監査の結果

産業廃棄物中間処理・最終処分業の許可更新に際していずれのケースにおいても立入検査がなされていることは、「実地に確認」することを求めた通知に即したもので、「合規」と言えます。また、ブルドーザー（（1）、①、イ）についても写真撮影がなされており、更新許可要件が確認されている点でも「合規」と言えます。

ただし、産業廃棄物中間処理・最終処分業の更新許可に際して（2）、④、⑤について資料とともに該当・非該当の判断が示されるべきことは収集運搬業許可について述べたことと同様です（合規性の観点からする指摘）。なお、（2）①～③、⑦については法令に即した資料が添付されていたことは前述のとおりです。

3 産業廃棄物処理施設定期検査に係る資料（2件）

過去5年間について、産業廃棄物処分業（最終処分）2業者中、2業者分についての定期検査資料を分析しました。

以下その分析による監査の経過と監査の結果とを述べるのに先立って、産業廃棄物処理施設についての定期検査がどのようなものであるか、その概略を説明します。

産業廃棄物処理施設定期検査

法は、産業廃棄物**処分業の許可とは別に**、産業廃棄物処理**施設の設置についても**都道府県知事の許可を要することとし、具体的な許可基準として、「構造耐力上安全であること」、「腐食を防止するために必要な措置が講じられていること」、「産業廃棄物の飛散、流出、悪臭発散防止のために必要な構造」、等々を掲げています（法第15条第1項、法第15条の2、規則第

12条、第12条の2)。

これとは別に最終処分場においては、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」は、「地滑り防止工又は沈下防止工」(以下 a とします)、「擁護壁の構造耐力・腐食防止措置」(以下 b とします)、「産業廃棄物最終処分場であることを示す立札」(以下 c とします)、「囲い」(以下 d とします)、安定型最終処分場にあつては、「雨水等排出設備」(以下 e とします)、「水質検査用浸透水」(以下 f とします)、といった設備の設置を求めています(省令の細かな条文の引用は省略します)。

産業廃棄物処理施設については前述した基準に合致するものとして一度その設置が許可されると、処分業のように「**更新許可**」というものは**ありません**。**その代わりに**、令第7条の2で定める産業廃棄物処理施設の設置者には、上記基準が継続的に満たされているかどうかについて定期的に検査を受けなければならない制度が設けられています。これが「**定期検査**」です(法第15条の2の2第1項、規則第12条の5の2から第12条の5の4まで)。

監査の経過

台帳番号458、597の業者について定期検査の資料を分析しました。いずれも法定期間内に、a～fの基準が満たされていることが現地確認され、「適合」と記載されていました。

監査の結果

台帳番号458の業者についても台帳番号597の業者についても、法定期間内に技術上の基準が満たされていることが確認されており「**合規**」と言えます。

4 管理票交付者からの報告書(1,483件)分析

廃棄物処理法は第12条の3第1項において、「その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者(中間処理業者を含む。)は、その産業廃棄物(中間処理産業廃棄物を含む。第12条の5第1項において同じ。)の運搬又は処分を他人に委託する場合(環境省令で定める場合を除く。)には、環境省令で定めるところにより、当該委託に係る産業廃棄物の引渡しと同時に当該産業廃棄物の運搬を受託した者(当該委託が産業廃棄物の処分のみに係るものである場合にあつては、その処分を受託した者)に対し、当該委託に係る産業廃棄物の種類及び数量、運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称その他環境省令で定める事項を記載した産業廃棄物管理票(以下単に「管理票」という。)を交付しなければならない。」と定め、同条**第7項**では「管理

票交付者は、環境省令で定めるところにより、当該管理票に関する報告書を作成し、これを都道府県**知事に提出**しなければならない。」と定めています。

産業廃棄物管理票制度は、事業者が産業廃棄物の処理を委託する際に、受託者に対して産業廃棄物管理票（以下単に「管理票」という。）を交付し、処理終了後に受託者からその旨を記載した管理票の写しの交付を受けることにより、委託内容通りに産業廃棄物が処理されたことを確認することで、適切な処理を確保する制度です。

また、排出事業者に対して当該道府県知事等に対する1年間の管理票の交付状況報告書の提出義務を課しているのは、行政機関においても廃棄物の流れを把握するためです。

今回の監査では、高知市が産業廃棄物排出事業者から提出を受けた管理票交付状況報告書の平成29年度分全1483件を合規性（適法性）の観点から分析しました。

監査の経過

報告書全件を確認し、分析しました。

監査の結果

報告書としては問題があると判断した事項は以下の通りです。問題点として挙げられたものは分量が多くなりますので、別途資料2として巻末に添付いたします。

- ① 報告書提出根拠条文が「廃棄物処理法第12条の3 **第6項に基づき**」との記載となっていた報告書…389件
- ② 報告書に年度の記載がなかったもの…171件
- ③ 報告書の年度に不備があったもの…73件
- ④ 事業者の「名称」の記載がなかったもの…36件
- ⑤ 事業者の「業種」の記載がなかったもの…35件
- ⑥ 事業者の「所在地」の記載がなかったもの…45件

この点、①に関しては、従前は廃棄物処理法第12条の3第6項に基づいて報告書の提出義務が排出事業者に対して課されていたところ、法改正により報告書提出義務が同条の3第7項に基づく義務へと変更になったことへ各事業者が対応出来ていないことが原因とと思われますが、法律に基づいた行政が原則であるところ、形式面であったとしても根拠条文が異なれば、それは適法な行政処理とはいえず、この点について留意されるべきです。

②～⑥についても、各事業者による過去の報告書の**使い回しが疑われ**、この点について何らの指摘も指導もないまま報告書として受領していることからすると、行政による産業廃棄物の処理の適正な監視が全うできている

か、廃棄物の流れの把握が完全であるのか、監査人としては疑問を呈せざるを得ません。

今後は、各事業者に対して報告書の形式面については適正な記載を行うよう指摘及び指導を徹底し、行政機関による廃棄物の流れの把握という法の趣旨を貫徹できるような報告書管理を行うべきです（合規性の観点からする指摘）。

5 産業廃棄物処理業者からの報告徴収資料（5件）

廃棄物処理法は第18条で、「都道府県知事・・・は、この法律の施行に必要な限度において、事業者、・・・産業廃棄物・・・の収集、運搬又は処分を業とする者・・・に対し、廃棄物・・・の保管、収集、運搬若しくは処分・・・に関し、必要な報告を求めることができる」と定めています。

これは、行政が産業廃棄物の不適正処理に対して迅速適正な対応ができるようにするための情報収集権限を定めたものです。

今回の監査では、過去5年間について、高知市が産業廃棄物処理業者から報告を徴収した2業者5案件（うち1社2件、もう1社3件）についての資料を分析しました。

監査の経過

(1) 台帳番号886の業者

① 平成27年12月2日付報告徴収—同年11月16日の立入検査において、施設外への汚泥流出及び施設直下の県道での汚濁水が認められたことから、汚泥流出原因、対応状況、再発防止策、の説明及び汚泥処理に係る委託契約書・産業廃棄物管理票・帳簿の写し提出等、5項目の報告を徴収。➡平成27年12月14日付回答—上記報告徴収の項目に沿った回答が資料添付の上具体的になされた回答書が提出される。

② 平成28年4月21日付報告徴収—同年4月12日の立入検査において、焼却施設が構造基準に適合していないこと、処分前保管場所の保管量が基準を大幅に超過していること、産業廃棄物の一部が敷地外に流出していること、などが認められたことから、これらの対応策と工程表など4項目の報告を徴収。➡平成28年5月10日付回答—図面、写真その他資料を添付の上、具体的な数値、工法、工程を報告。

(2) 台帳番号1428の業者

平成29年6月13日の立入検査時の従業員ヒアリングから最終処分未了の産業廃棄物について、最終処分が完了した旨を記載した産業廃棄物管理票の写しを排出事業者に送付した疑いが浮上。また、一般廃棄物処分

業の許可を受けずに、小売業者から一般廃棄物の処分を受託した疑いも浮上。

そこで、同年8月21日、11月10日、12月8日、の三度にわたり、このような疑いに該当する事実の有無とこれらについての認識等の報告を聴取。報告徴収が三度にわたったのは、業者の回答が報告徴収で求めた事柄とかみ合わなかったため。

業者の回答は、当初事実関係を否定するも後に肯定に変遷したり、あるいは「退職したものが携わっていた」ことを理由に回答を事実上拒んだり、というもの。市の2度目以降の報告徴収文書は、「当該行為は既に事実認定されており、当該行為は貴社・・・以外の回答は考えられないので申し添える」旨が付記されています。

なお、本件についてはのちに触れるように、事業停止処分が取られています。

監査の結果

(1) 台帳番号 886 の業者

報告徴収の経緯が立入検査の結果を踏まえて具体的に記載され、報告徴収を求める事項も具体的。これに対する回答も報告徴収に即したものであり、いずれも「合規」です。

(2) 台帳番号 1428 の業者

報告徴収の経緯が立入検査の結果を踏まえて具体的に記載され、報告徴収を求める事項も具体的。これに対する回答が不十分であることに照らすと、一定の事実認定を突き付けこれを認めさせようとする姿勢も、環境（権）保全の責務を担う行政の対応として評価できます。いずれも「合規」です。

6 産業廃棄物処理業者施設への立入検査報告書・立入調査計画書

廃棄物処理法は第19条で、「都道府県知事・・・は、この法律の施行に必要な限度において、・・・事業者・・・産業廃棄物・・・の収集、運搬若しくは処分を業とする者・・・の事務所、事業所・・・産業廃棄物処理施設のある土地若しくは建物・・・に立ち入り・・・検査・・・することができる」と定めています。

これも法第18条と同じく、行政が産業廃棄物の不適正処理に対して迅速適正な対応ができるようにするための情報収集権限を定めたものです。

この立入検査については、環境省が、①年間計画の作成、②事前連絡なしの立入検査実施、③立入検査等の基本方針並びに立入検査等の回数、指示した事項及びその件数等についての公表、を技術的な助言として通知している

ほか（環産産発第 080516001 号平成 20 年 5 月 16 日「産業廃棄物に関わる立入検査及び指導の強化について（通知）」環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長），特に食品廃棄物については，平成 28 年に愛知県内で，食品製造業者等から処分委託を受けた食品廃棄物が産業廃棄物処理業者により食品として転売される，という事案が発生したことから，食品廃棄物を処理する産業廃棄物処理業者に特化した，事前連絡なしの立入検査等についてのマニュアルが示されています（平成 28 年 6 月「食品廃棄物の不正転売防止に関する産業廃棄物処理業者等への立入検査マニュアル」環境省大臣官房廃棄物対策課・リサイクル部産業廃棄物対策課）。

今回の監査では，このような通知，マニュアルなども参照しながら，過去 5 年間について，高知市が産業廃棄物処理業者の施設等に立ち入り調査した 31 業者 70 案件のうち，5 業者 11 案件の立入検査報告書を無作為抽出して分析したほか，年間計画等について所轄部署にヒアリングしました。

監査の経過

(1) 立入検査報告書

5 業者 11 案件のうち，2 業者 2 案件は，台帳番号 458，同 597 の業者について産業廃棄物最終処分業の更新許可に際してのものとしてすでに該当箇所で紹介していますので，ここではそれ以外のものについて触れます。

① 台帳番号 458 の業者

ア 平成 28 年 1 月 29 日

動物性残さ（食品廃棄物）についての無通知検査を実施し，適正を確認。

イ 平成 29 年 1 月 27 日

アに同じ。

② 台帳番号 1648 の業者

ア 平成 28 年 1 月 22 日

更新許可に伴う立入検査を実施。掲示板の未設置や，記載内容の誤り（処分前保管について，記載内容は「網かご」保管とのことだが，実際は「ポリ袋」保管）について指導《要経過観察》。

イ 平成 28 年 4 月 11 日

上記アの指導についての実施状況を確認するための立入検査。実施を確認。（監査人注記：記録上は事前通告の記載がないため，事前連絡なしの立入検査と思われます。）。

③ 台帳番号 886 の業者

ア 平成 27 年 12 月 11 日

肥料化施設の場内排水が排出されている谷川において土石流が発生したとの連絡を受け立入検査（監査人注記：連絡者は記録上不明。）。現場では肥料由来の異臭を感じ、次の通り行政指導（以下監査人要約）。

- i 道路堆積物の確実な除去。
- ii 崩壊法面の土石流再発防止策。
- iii 新たな排水ルートを検討。
- iv 汚泥流出防止のための緊急掘削部分の埋め戻し。

イ 平成 28 年 1 月 22 日

上記アの指導についての実施状況を確認するための立入検査。

ii, ivについては実施を確認（写真有）。iiiについては引き続きの検討事項として「水路を切るなどして施設北西方面から〇〇川に向けての排水も検討すること」を指導。（監査人注記：iについては特にコメントも写真もありませんでしたが、報告書の文脈からして除去されていることが前提と思われます。）。

ウ 平成 28 年 1 月 25 日

食品廃棄物についての立入検査を実施し、適正を確認。

エ 平成 28 年 4 月 12 日

付近住民から粉塵、黒煙についての苦情が寄せられ立入検査を実施。焼却施設の基準不適合、燃え殻、煤塵の施設敷地外流出を確認。

（監査人注記：本件についてはその後「報告徴収」の措置が取られており、このことは報告徴収の箇所でも説明した通りです。）。

④ A社（許可取消につき台帳番号なし）

平成 21 年 3 月 26 日から平成 25 年 9 月 19 日まで 24 回にわたり積替え保管場所に立入検査。当初平成 22 年 3 月 11 日までの 5 回については特に問題なし。以後 21 回にわたり種々問題点の指摘と厳しい指導。

（監査人注記：最終的には改善命令を経て許可取消し。これらについては該当部分で説明します）。

(2) 年間計画等

所轄部署である廃棄物対策課にヒアリングしたところ、事務事業台帳の中で簡易事務事業評価として立入件数の目標値を設定し、その実績値を記録している、として該当部分の資料を提供されました。次のとおりです。

部課コード	1814			事務事業台帳(30年度見積) (調査票B)			担当代表者								
課名	廃棄物対策課			01 一般会計		4228		連絡先							
01	04	01	04	04	04	04	29年度事業費(千円)	30年度見積(千円)							
個別事務コード				事務区分				個別事業費	個別事業費						
1814 - 010401040404 - 101				単独				65,740	65,740						
1814 - 010401040404 - 101				産業廃棄物等の適正処理				65,740	65,740						
A 民生の課				03 地域の資源や再生可能エネルギーを有効活用した地球環境にやさしいまち				<積算内訳>							
03				06 産業廃棄物等の適正処理				<積算内訳>							
【目的】 産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第1条の目的を達成するため、(特別措置)産業廃棄物収集運搬業者処分量の許可・更新許可及び処理施設の設置許可申請の審査を適切に実施する。また、自動車リサイクル法においては、同法第1条の目的を達成するために登録や許可審査について円滑に実施する。加えて、立入検査等を適宜に実施し、廃棄物の再資源化や適正処理に対する指導・監督を実施する。				【業務概要】 産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく産業廃棄物の適正処理、自動車リサイクル法に基づく自動車の引取り引渡し並びに再資源化等の適正処理				法改正等に連動して改正・見直し <見直し時期> 平成21年度 法で定められており、市独自に見直しはできない。							
【期間】 通年				【内容説明】 ・産業廃棄物及び一般廃棄物処理業許可、更新事務、適正処理指導等 ・自動車リサイクル法に基づく許可・登録、更新事務及び適正処理指導等 ・建設リサイクル法に基づく届出、適正処理指導等				【関係区分】 法定委託							
【開始時期】 平成10年度から				【要因】 保健所設置市となり産業廃棄物行政担当市となった。				【手 法】 法律等に基づく許可・登録申請の審査を適正に実施し、審査基準に合致する場合には許可証を交付する。許可業者に対しては、適宜、立入検査等を実施する。							
【対象】 産業廃棄物処分施設及び産業廃棄物収集運搬業者並びに当該申請者、許可・登録業者等				【事業費】 不明											
評価指標		平成29年度		平成30年度		平成31年度		平成32年度		平成33年度		平成34年度		平成29年度簡易事務事業評価(平成28年度実績)	
【評価指標1】 産業廃棄物収集運搬業者への立入件数		70		70		70		70		70		70		【所属長意見】 産業廃棄物の処理業者の廃棄物不適正処理を防止するためには立入が効果的であると考えている。今後も継続し取り組んでいく。	
【評価指標2】 産業廃棄物処分業者への立入件数		12		12		12		12		12		12			
【評価指標3】 自動車リサイクル法に基づく立入件数		4		4		4		4		4		4		【達成度評価】 A:達成度100%以上 B:達成度80~100%未満 C:達成度60~80%未満 D:達成度60%未満	
		A		A		A		A		A		A		【評価実施日】 2017/10/01	

監査の結果

(1) 立入検査報告書

環境省のマニュアルに沿って食品廃棄物について、事前連絡のない立入検査がなされている点(①のア、イ、③のウ)、「合規」と言えます。

その他、更新許可時の立入検査での指導事項(②のア)について、後日その実施状況を確認している点(②のイ)、立入検査が名目だけのものにとどまらず、産業廃棄物の適正処理に向けた実効性確保が図られていることがうかがわれ、合規性、3Eいずれの観点からも評価できます。

また、近隣住民からの通報などを受けた立入検査においては、具体的かつ明確な行政指導(③のア)やその実施状況確認のための立入検査(③のイ)、さらには報告徴収につなげている点(③のエ)、再三にわたる立入検査において善処の認められないケースについては改善命令、許可取消しへと移行している点(④)、産業廃棄物適正処理確保のための情報収集という、立入検査の制度趣旨に沿った運用がなされており、合規性、3Eいずれの観点からも評価できます。

(2) 年間計画等

環境省通知の趣旨に沿った計画と認められ、合規性を満たすものと考えます。その上で、この通知で助言されている、「立入検査等の基本方針並びに立入検査等の回数、指示した事項及びその件数等についての公表」

がなされれば、産業廃棄物排出事業者、処理業者に対し良い意味での**緊張感**をもたらし、産業廃棄物の不法投棄始めとする不適正処理を未然に防ぐ効果が見込まれると思いますので、このことの実施を望みます（合規性・3Eの観点からする意見）。

7 産業廃棄物処理業者への事業停止命令資料（1件）

廃棄物処理法は第14条の3で、産業廃棄物処理業者に違反行為があったときや、その事業用施設又は能力が法令の基準に適合しなくなったときに、事業の停止を命ずる権限を都道府県知事に与えています。

産業廃棄物処理業の許可制度は、産業廃棄物の処理を業として行うことを一般的に禁止した上で、事業の用に供する施設及び事業を行う者の能力が事業を的確かつ継続的に行うに足りるものとして一定の基準に適合すると認められるときに限って許可することにより、産業廃棄物の適正な処理を確保するというものです。一定の違反行為などのあった業者は、事業を的確かつ継続的に行うことに疑問符が付けられることとなりますので、その者に対して直ちに事業の停止を命ずることは当然です。

今回の監査では、過去5年間について、高知市が産業廃棄物処理業者の事業停止命令を出した1件について、その資料を分析しました。

なお、事業停止の処分に際しては、どのような事実に対し、どの程度の期間の停止処分を以て臨むか、について、環境省が基準を定めています（平成23年3月15日環廃産発第110310002号。以下11031002号通知といいます）ので、監査の経過を述べる前に、この11031002号通知について触れます。

11031002号通知

本通知は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の3、第14条の3の2、第15条の2の7及び第15条の3に係る法定受託事務について、地方自治法第245条の9第1項に規定する法定受託事務の処理に当たりよるべき基準は別紙のとおりであるので、**違反行為等に対して、本基準に基づき厳正かつ迅速な行政処分を行われたい**」、として、その別紙において具体的な違反行為とそれに相当する処分内容とを一覧表形式で示しています。

例えば、無許可営業、不法投棄、改善命令違反は許可取消し、虚偽管理票交付は事業停止90日、管理票虚偽記載は事業停止30日、といった具合です。

監査の経過

台帳番号1428の業者（以下1428業者といいます）については、報告徴収の箇所で見たとように、産業廃棄物Aの排出事業者に対し、実際は最終処分が

完了していないにもかかわらず、これが完了したと記載した産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写しを送付した、という産業廃棄物虚偽記載の疑い（以下甲事実と言います）、そして、一般廃棄物処分業の許可を受けずに小売業者から一般廃棄物の処分を受託した疑い（以下乙事実と言います）、この二つの疑いについて高知市より3度にわたって報告徴収され、その都度市に回答を提出しています。

市はこの回答を踏まえ、さらに関係証拠を検討したうえで、甲、乙各事実について事実を認定し、その認定した事実を法令にあてはめ、11031002号通知に即した情状判断を行って結論を導き出しています。

そのプロセスは以下の通りです。

なお、①～③の番号と各見出しは原資料にはなく監査人が説明のためにつけたものです。また、A、X、B等の記号や（・・・と言います）とある記載も原資料にはなく、監査人が説明のためにつけたものです。

併せて市の処分に先立ち、行政手続法に基づき、1428業者には弁明の機会が与えられ、同社は弁明書を市に提出していますが、ここではその内容には立ち入りません。

（1）甲事実

① 証拠による事実認定

報告徴収で得られた内容を検証するため、産業廃棄物Aの一部の排出事業者（以下Xと言います）から、1428業者がXに送付した管理票の写し（以下一次マニフェストと言います）と、1428業者が最終処分業者から受け取ったものとして高知市に提出した管理票の写し（以下二次マニフェストと言います）、とを突合したところ、一次マニフェストと二次マニフェストとで最終処分の日付が一致しない。虚偽記載の事実を確認。

加えて、1428業者に関して二次マニフェストで確認できる産業廃棄物Aの最終処分総重量と、一次マニフェストの受託総重量とを比較すると、最終処分された総重量が受託総重量の3割にとどまっている。

このことから、1428業者は、最終処分が終了していないにもかかわらず一次マニフェストを排出事業者に送付したことが明らか。

② 法令へのあてはめ

上記①の行為のうち、虚偽記載は法第12条の3第5項に違反するものであり、法第29条第6号（管理票写し虚偽記載。監査人注記：条文の号数は当時のもの）の罰則規定に、一次マニフェスト送付は法第12条の4第4項に違反するものであり、法第29条第10号（虚偽管理票送付。監査人注記：条文の号数は当時のもの）の罰則規定に該当する。

③ 11031002号通知に即した情状判断

通知によれば、法第 29 条第 10 号（管理票虚偽送付。監査人注記：条文の号数は当時のも）及び法第 29 条第 6 号（管理票写し虚偽記載。監査人注記：条文の号数は当時のも）は「事業停止 30 日」の行政処分が相当とされている。

同社は、本市が二度にわたって行った報告の徴収に対し不適切な回答内容が多数見受けられ、到底誠実な対応を取っているとは言えないことから、重大な違反行為に対する反省は認められない。

よって、行政処分を判断するにあたり情状を勘案する必要はない。

④ 結論

産業廃棄物処理業の全部停止 30 日が適当であると判断する。

(2) 乙事実

① 証拠による事実認定

計量票、納品書、領収書から、1428 業者は小売業者 Y が排出した一般廃棄物（以下「対象物」）の処分を業として行ったことを確認。

1428 業者は、市の報告徴収に対する回答で対象物は小売業者 Y が製造したもので、「産業廃棄物」に該当するとの主張を行っているが、Y からは創業以来対象物の製造事業を一度も行ったことがないとの報告を受けている。

また、Y の履歴事項全部証明書^④においても製造事業を営んでいることを確認する法人登記事項は存在しない。

このことから、Y が対象物の製造業を営んでいないと判断するのが妥当であり、1428 業者が処分を行った対象物は産業廃棄物には該当せず、必然的に一般廃棄物に該当することとなる。

^④履歴事項全部証明書とは、法務局に登録されている会社の商号、目的、役員等のすべての事項について過去から現在までのものを証明する書類です。

② 法令へのあてはめ

①の行為は、法第 7 条第 6 項に違反するものであり、法第 25 条第 1 項第 1 号に規定する「一般廃棄物処分業の無許可営業」に該当する。

③ 11031002 号通知に即した情状判断

通知によれば、法第 25 条第 1 項第 1 号に該当する違反行為は、「許可取消し」の行政処分が相当とされている。

しかし、当該行為の事業範囲が〇〇くずに限定的であることや生活環境の保全上の支障が生じた事実は確認できず、また、本市の嚴重な指導を受けた時点で中止したことを考慮すれば、法第 14 条の 3 の 2 第 1 項第 5 号に規定する許可の取消し要件となる「情状が特に重い」との判断を行うことはできず、行政処分としては事業停止が妥当と考え

る。

本市が当該行政処分に係る違反行為を確認した日は、甲事実について30日間の事業停止を命じた行政処分に起因した違反行為日と同一である。二違反を併せた行政処分を勘案すれば、「産業廃棄物処理業の事業の全部停止90日間」が相当である。

④ 結論

このため、同社に対して既に事業停止を命じた30日間の期間を除斥し、「産業廃棄物処理業の事業の全部停止60日間」の行政処分を行う。

監査の結果

甲事実についても、乙事実についても、具体的な証拠を丹念に分析しながら慎重に事実認定を行い、その結果を法令にあてはめ、11031002号通知に即した丁寧な情状判断に基づき結論を導いています。

そのプロセスは裁判所の判決を想起させるものであり、「リーガルマインド」がここに息づいています。もとより「合規」です。

ただ、欲を言えば、乙事実に関し、Yが対象物の製造事業を行っているかどうかの点を事実認定するについては、Yからの報告とYの履歴事項全部証明書に加え、法第19条に基づきYの事業所を立入検査して確認していれば完璧であったと思います。履歴事項全部証明書の法人目的欄には通常「前各号に付帯する一切の事業」という記載があるところ、対象物の製造事業はYの対象物販売事業に付帯するものとして実際上行われている可能性がありますし、Yからの報告の裏付けを取ることも精密な事実認定にとっては有益と思われるからです。今後同種事案で同種事実を認定する際にはこのような立入検査も実施されることを望みます（合規性の観点からする意見）。

なお本件では、甲事実の違反行為と乙事実のそれとが同じ日に確認されていることから、同一の機会に判明した複数の事実を別個に処分することの可否という、行政法上の興味深い論点が含まれています。1428業者はこの点を弁明書で指摘し、市も処分理由の中でこれについての判断を示していますが、ここでは深入りしないことにします。

8 産業廃棄物処理業者への改善命令、措置命令資料

廃棄物処理法は第19条の3で、都道府県知事は、産業廃棄物排出事業者、産業廃棄物処理業者が産業廃棄物処理基準・保管基準に適合しない産業廃棄物の処理・保管を行った場合、産業廃棄物の適正処理を確保するため、期限を定めて、廃棄物の処理・保管方法の変更その他必要な措置を講じるよう命じることができる、と定めています。これを改善命令と言います。

同じく廃棄物処理法は第19条の5で、都道府県知事は、産業廃棄物処理

基準・保管基準に適合しない産業廃棄物の処理（収集・運搬を含む）・保管が行われ、生活環境保全上の支障が生じ、又は生じるおそれがある場合、期限を定めて、その支障の除去等を講ずることを命じることができる、と定めています。これを措置命令と言います。

改善命令が、公衆衛生の向上や生活環境の保全を目的として、**将来に向け**再びその違法な処理状況が継続しないようにするためのものであるのに対し（**再発防止**）、措置命令は**既に行われた**違法な処分に起因する環境汚染を防止・取り除くための措置（**原状回復**）であると言えます。

過去5年間に高知市で措置命令の案件はなく、改善命令の案件が1件ありましたので、その資料を分析しました。

監査の経過

立入検査の箇所で触れたA社の件です。

同社については前述のとおり、平成21年3月26日から平成25年9月19日まで24回にわたり積替え保管場所に立入検査がなされました。当初平成22年3月11日までの5回については特に問題が認められませんでした。平成23年12月1日以後平成25年9月19日までの間、21回にわたり種々問題点の指摘と厳しい指導がなされ、平成25年12月26日に改善命令が出されました。

その内容は次の通りです。

(1) 命令事項

貴社が〇〇の産業廃棄物積替え保管場所において保管している産業廃棄物の処理について、法で定められた基準に適合させること。

(2) 期限

平成26年3月31日

(3) 理由

貴社は△△において、法で定められた保管の上限を超えて産業廃棄物を保管しているため（法第12条第1項及び法第14条第12項）。

監査の結果

保管上限超過という違法状態が継続している以上、改善命令が出されるのは当然であり、命令自体は「合規」ですが、問題は、違法状態判明から発令までの期間の長さです。

最初に問題点が指摘された平成23年12月1日の立入検査から、改善命令が出されるまで**2年以上**が経過しています。この間20回にわたる立入検査において種々の問題点が指摘され、厳しい指導がなされたにもかかわらず違法状態は解消されていません。

産業廃棄物処理業に対する行政の規制権限が環境（権）保全のためにあることを考えると、2年はいかにも長いと言わざるを得ません。

少なくともこのように違法状態が継続する案件については、継続期間とその間の立入検査の回数とに一定の基準を設け、その基準に達したら特段の猶予事由のない限り改善命令を出す、という内規が設けられるべきです（法規性の観点からする指摘）。いわば「イエローカード」の発想です。

9 産業廃棄物処理業者への許可取消資料（3件）

産業廃棄物処理法は第14条の3の2で、欠格事由に該当することとなった産業廃棄物処理業者に対する許可取消を定めています。

前述のとおり産業廃棄物処理業の許可制度は、産業廃棄物の処理を業として行うことを一般的に禁止した上で、事業の用に供する施設及び事業を行う者の能力が事業を的確かつ継続的に行うに足りるものとして一定の基準に適合すると認められるときに限って許可することにより、産業廃棄物の適正な処理を確保するというものです。欠格事由は、法が事業を行う能力を否定する物差しとして定めているものですから、これに該当することとなった業者に対する許可を取り消すことは当然です。

高知市では過去5年間に3件の許可取消し処分があり、その3件の資料を分析しました。うち2件は役員、株主が禁錮刑（執行猶予付き）に処せられたことにより欠格事由に該当することとなったことが許可取消し理由です^④。事案そのものに特筆すべきことはありませんので、事案の詳細は割愛します。もう1件は改善命令の対象となったA社です。

^④厳密に説明すると、これら2社は、高知市を含む高知県内の広域で産業廃棄物処理業を営んでいたところ、役員、株主が禁錮刑（執行猶予付き）に処せられたところから、高知市を除く高知県内の産業廃棄物処理業について許可及び許可取消し権限を持つ高知県知事より、まず高知県の与えた許可が取消され（法第14条の3の2第1項第1号、同第14条第5項第2号イ、同第7項第5項第4号イ）、そのことが法第14条の3の2第1項第1号、同第14条第5項第2号イ、同第7条第5項第4号二により高知市における許可取消し事由に該当することになり、高知市長より高知市の与えた許可が自動的に取消された、というものです。

監査の経過

（1）平成26年6月13日付許可取消し通知

貴社は△△の自己の産業廃棄物積替え保管場所において保管している産業廃棄物の処理について、法第19条の3の規定に基づく、平成25年12月26日付重廃対第26号の改善命令の期限である平成26年3月31日までに法で定められた基準に適合させなかった。

このことは法第19条の3に違反し、法第14条の3の2第1項第5号に該当したと判断し、許可を取り消すものである。

(2) 行政処分を検討

(110310002 号通知を引用するなどしながら) 改善命令後にも産業廃棄物を搬入し、改善命令に従わず、～中略～法第 14 条の 3 の 2 第 1 項第 5 号に規定する「情状が特に重い」と認められることから、許可を取り消すと判断せざるを得ないものである。

監査の結果

情状判断含め、結論には異論のないところですが、改善命令後にも産業廃棄物を搬入しているという、まさに「情状が特に重い」ケースであるにもかかわらず、改善命令の期限である平成 26 年 3 月 31 日から許可取消しとなされるまで 2 か月半を要したことには、環境（権）保全の見地から疑問が残ります。

改善命令の期限から処分までの期間についても、内規を設定するなどして速やかな対応が取られるべきです（合規性の観点からする指摘）。もちろん、すべてのケースに一律に適用される期間を設定することは困難であり、却って行政の機動性を損なうおそれもあります。したがって、処分期間についての内規を設定するとしても、産業廃棄物の種類、違反の態様、周辺環境への影響度合い等による大まかなランク付けをおこない、ランク毎に処分期間を設定する、といった工夫が必要になると思います。

ところで、事案の詳細を割愛した執行猶予付き禁錮刑の 2 件は、法律を適用した結果としての許可取消しの案件ですので、処分としては適法（合規）そのものです。事案に特筆すべきところがないというのはこの意味です。ただし、役員、ましてや株主が禁錮刑に処せられたというだけで、処罰の対象となった事件が産業廃棄物処理事業と直接の関連性があるかどうかを問わず、しかも執行猶予付きの判決であっても一律許可取消しというのは過酷な印象を受けます。かつて裁量取消（取り消すことができる）だったものが、裁量権行使に対する不当な圧力事案を受けて義務的取消し（取り消さなければならない）に改められた（平成 15 年法改正）、という経緯を踏まえたとしても、「廃業」という結果の重大さとの均衡を著しく欠くこのような規定は、憲法第 22 条が保障する「営業の自由」を過度に制約するものではないか、との疑念が拭い切れません。この点はすでに地方公共団体の行政活動に対する監査の範疇を越えるものではありませんが、たとえば義務的取消しは「産業廃棄物処理業務の過程で発生した刑法事案について、禁錮以上の実刑判決を受けた場合」に限定する、というような再改正を検討することが望まれます（国に対する立法提言）。

10 高知市産業廃棄物処理指導要綱

ところで冒頭で述べた通り、本書では、高知市における廃棄物処理業行政の合規性を判断する際の物差しとして、事実上「法令」として通用している「要綱」も取り上げました（本書 68 頁、「ごみ集積所の設置及び管理に関する要綱」についての記載参照）。高知市の産業廃棄物処理業規制行政においても、「高知市産業廃棄物処理指導要綱」が事実上「法令」として通用しています。ただし、冒頭説明したように、そもそもこのような「要綱」が「法令」として通用することそれ自体が「適法」なのか、という問題点もあります。

このことについてはこれまで保留してきましたが、ここで少し突っ込んで検討したいと思います。

要綱とは

最初に、要綱とは何か、要綱の法的性質等について、述べることにします。

要綱は、主に、**行政指導**を行うための、**行政内部の基準**として、地方公共団体において策定されます。あくまで、行政内部の基準ですので、要綱は、当該地方公共団体の住民を法的に拘束するものではありません。平易な言い方をすれば、要綱は、行政指導を行うにあたっての、行政機関内部の職員向けのマニュアルに過ぎません。

理論的にも、要綱は、行政規則の一種とされており、行政規則は、「行政機関が策定する一般的な法規範であって、国民の権利義務に係る法規の性質を有しないもの」と定義されていますので（宇賀克也・『行政法概説 I（第 5 版）』（有斐閣・2013 年）285 頁）、要綱について、議会の承認を得ようとも、あるいは、公表しようとも、住民を法的に拘束する外部規範となることはありません（橋本博之、櫻井敬子・『行政法（第 2 版）』（弘文堂・2009 年）73 頁においても、同趣旨の記述があります。）。

つまり、高知市が策定した要綱は、高知市で勤務する職員に向けられたものであって、市民に向けられたものではないということです。

監査の経過

監査人は、「高知市産業廃棄物処理指導要綱」（巻末に資料 3 として綴っています。）の内容を検討すると共に、担当課にヒアリングをする等して、監査を行いました。

監査の結果

本要綱第 1 条において、「事業者及び産業廃棄物処理業者…が産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理を行う場合に、廃棄物の処理及び清掃に関す

る法律…に定めるもののほか、産業廃棄物の適正な処理に関して必要な事項を定める」と規定しており、要綱全体が、事業者等に向けられたものとなっています。各規定も、「**事業者等は**」との書き出しで始まっているものが大部分を占めており、事業者等に対して義務を負わせる規定も数多く存在しております。

しかしながら、前述のとおり、要綱とは、行政内部の基準に過ぎず、住民を法的に拘束するものではありません。ですので、仮に、本要綱に基づき、事業者等に対し、廃棄物処理法に定めのない手続等について強制している場合（要綱第10条及び11条は、事業者に対し手続を強制しているように読めます。）は、行政の内部基準によって、住民に義務を課すものとなっている点で、その適法性につき、大きな問題を抱えていると指摘せざるを得ません。

本来、住民に法的義務を課す決まりについては、議会の承認を経て、条例として策定されるべきであり、それが住民自治のあるべき姿です。

そこで、監査人としては、本**要綱**を可能な限り、**条例化**することが望ましいと考えます（合規性の観点からする意見）。

従来、要綱に基づく行政指導によれば、行政指導に従うか否かは、事業者等の意思に委ねられ、事業者等が行政指導に従わない場合、市として、それを強制することは出来ず、その実効性にも問題がありました。しかしながら、条例であれば、その内容が事業者等にとっても「守らなければならないルール」となるため、実効性を担保することができます。この点でも、条例とすることは有用であると考えます。

もっとも、条例で定めさえすれば何でもできる、というわけではありません。条例は、「法律の範囲内で」（憲法94条）、「法令に違反しない限りにおいて」（地方自治法第14条1項）制定することができるとされているため、法令に抵触する条例は、違法となります。もちろん、憲法に反する条例は違憲無効です（憲法第98条）。それではどのような定めが合憲、適法になるか、このことについては徳島市公安条例事件判決、奈良県ため池条例判決、等々様々な「判例」が出されています。ここでその詳細について触れることはしませんが、以下の提言はこのような「判例」の見解を踏まえたものです。

今後の条例化への提言

以上、本要綱を可能な限り条例化することが望ましい、というのが、監査人としての意見となりますが、以下では、補足的に、今後の条例化に向けての提言をさせていただきます。

① 第6条 住民同意 について

本件規定のように、（条例によって）同意取得を法的に義務付けるのは

違法という評価が、一般的である（北村喜宣・『同意制条例』17頁、自治総研33（7）（地方自治総合研究所・2007年7月）とされています。

同意取得を義務付けてしまうと、周辺住民に、事業者の財産権の行使について、他人に「拒否権」を与えてしまうのと同様な結果となり、憲法によって保障された財産権を侵害することとなってしまうからです。

この点を踏まえながら、監査人は、要綱において、最終処分場の設置に際し、あらかじめ住民の同意を得ることを求めている理由につき、担当課にヒアリングを実施しました。

そうしたところ、住民同意は、「円滑な施設の設置や運用のために非常に重要である」旨の回答を得ました。

監査人としても、紛争の未然防止の観点からすれば、最終処分場を設置する前の段階において、事業者が、住民へ理解を求める努力をすることが必要であると考えます。もっとも、先ほども述べさせていただいたように、同意取得を義務付けることは、その適法性に疑問が生じます。

この点、監査人が調査したところによれば、住民同意の取得を、施設設置のための絶対的要件とせず、同意が取得できない場合には、その理由書を添付することで施設設置を認めるという内容の条例で対応している自治体もあるようです。

例えば、福岡県では、以前は、同意を求める行政指導を行っていたようなのですが、それに代わる手続として、1990年に「福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例」を制定しています。この条例では、住民との合意形成のための、説明会の開催等の一定の**事前手続を義務付け**るものとなっており、参考になるものと考えます。

② 第7条等 事前協議手続 について

要綱では、第7条において、産業廃棄物処理施設の許可申請の前に、高知市長と事前協議をしなければならないと定めています。

そして、事前協議の結果、内容に問題があれば、市長は事業者に対し、協議内容の変更又は計画の廃止の勧告を行い（要綱第10条）、事業者が、勧告に対し必要な措置を講ずることができない場合は、事業者は事前協議書を取り下げる（要綱第11条）ものとされています。

その上で、許可申請は、事前協議の完了後でなければできない（要綱第20条）としています。

つまり、事前協議が完了しなければ、許可申請が出来ない仕組みとなっています。

このような事前協議手続を定める条例の適法性については、かつて、同じく事前手続を規定した「三重県生活環境の保全に関する条例」が廃掃法に抵触しないか、その適法性を争われたことがあります。高等裁判所レ

ベルで、適法であると判断されています（名古屋高判 2003 年 4 月 16 日判決，最高裁ホームページ下級裁判所判例集掲載）ので，事前手続自体を定める条例は適法なものと考えます。

もともと，現在の要綱に定める事前手続は，どのような内容や計画であれば，市長の勧告を受けないのか，明確になっておりませんので，条例化にあたっては，手続の透明性の担保のためにも，その内容を具体化する必要があるように感じられます。

また，事前手続の意義は，周辺住民の不安を解消することにあります，本要綱では，事業者は市長と協議することとなっています。

監査人としては，事業者は周辺住民と協議をし，双方のコミュニケーションの中で，住民の不安を解消する，**行政はその調整役を担う**，という制度の方が，より適切ではないかと考えています。

例えば，2005 年に成立した「鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防，調整等に関する条例」は，事業者と住民の当事者同士が主体となってコミュニケーションを行い，行政は，それが円滑に進むよう関与する形がとられています。

同条例は，簡潔に説明すれば，事業者の対応が不十分であれば，行政から事業者に対し，指導通知が出される一方，事業者が合理的に対応しているにもかかわらず住民の側に不合理な点があると判断されるときには，事前協議手続は終了となり，許可申請が可能となる，という仕組みとなっています。

このような制度設計は，事前協議手続を条例化するに際して，大変参考になるものと考えます。

第9 行政計画目標の到達度

廃棄物処理法第6条第1項に基づいて策定された第3次高知市一般廃棄物処理基本計画が定める目標値と、現状との乖離及び計画最終年度における到達見込みと達成のための具体策に着目して監査を実施しました。

監査の経過

現時点における一人一日当たりのごみ排出量、リサイクル率及び平成34年度時点におけるこれらについての予測等についての資料分析及び計画達成のための具体策についての担当者ヒアリングを行いました。

1 資料分析

次々頁に、環境政策課から提供を受けた「第3次高知市一般廃棄物処理基本計画目標値と実績値（平成28年度実績）との比較」を掲載します。

この表を参照しながら、その分析を兼ねて次のとおり担当者からヒアリングを行いました。

2 ヒアリング

(1) 現在の一人一日当たりのごみの排出量、平成34年度における一人一日当たりのごみの排出量の、現時点での予測値と、達成の見込みについて

最新の実績データのある平成28年度の数値で到達度等を検討します。

平成28年度の、一人当たりの排出量の目標値は、1011gでしたが、実績値は1007gでした。そのため、目標値を達成できており、達成率は100.4パーセントということになります。

今後の目標達成に関する見込みについては、現状の排出量のままで推移した場合、平成34年度の推計値は、一人当たりの排出量が1045gになる見込みですが、目標値は991gにしています。

排出抑制に関しては、現在、施策の成果が出ているため、平成34年度にも目標値が達成できていると考えられ、3Rの周知徹底、事業所ごみの減量等、今後も計画に基づいた施策を継続していきたいとのことでした。

今後、高齢化が進むと予想されており、単身高齢世帯のごみ排出量は、それ以外の世帯のごみ排出量よりも少ない傾向にあることから、世帯ごとのごみ排出量は今後減少する見込みとのことでした。

(2) 平成28年度における一人一日当たりのごみのリサイクル率、平成34年度における一人一日当たりのごみのリサイクル率についての現時点での予測値と、達成の見込みについて

平成28年度のリサイクル率(監査人注記:リサイクル率の算出方法 リサイクル率(%) = (直接資源化量 + 中間処理後の再生利用量) / ゴミ総搬入量)の目標値は、21.3パーセントでしたが、実績値は18.1パーセントでした。そのため、目標値を達成できませんでした。

目標値が達成できなかったことについて、正式な分析はなされていませんが、資源物全般の排出量が減少していることも原因と思われるとのことです。店頭で独自に資源物を回収する店舗があるため、高知市が回収する資源物が減少していることから、リサイクル率の上昇が伸び悩んでいる可能性が高いとのことでした。

平成34年度のリサイクル率の推計値は20.4パーセントですが、目標値は、22パーセントに設定されています。しかし、平成28年度の時点で、21.3パーセントの目標を達成できておらず、今後、特に新しい施策を実施する計画もないため、平成34年度のリサイクル率について、目標を達成することは困難であると予想されます。

そもそもこの点は、計画策定の時点で、「今後もリサイクル率の上昇は見込みがたい」とされていたところ（基本計画26頁）。

(3) 計画の見直し状況等

基本計画は、概ね5年ごとに見直しを行うものとされていますが（基本計画5頁）、第3次基本計画においては、ごみ処理システムに変更等が発生していないこともあり、見直しは行われていないとのことでした。

監査の結果

基本計画それ自体一つの規範であるところ、この基本計画において5年ごとの見直しが言われていること、リサイクル率向上のためには目標達成ができていない理由、今後目標達成のために必要事項の分析、また、必要に応じて目標を再設定しなおすことが、有効と考えられること、からして概ね5年ごとに見直しを実施されることが望ましいと考えます（合規性・3Eの観点からする意見）。

第3次高知市一般廃棄物処理基本計画目標値と実績値(平成28年度実績)との比較

項目	推計値	目標値	実績値	達成率	H34推計値	H34目標値(最終)	目標達成まで	
行政区域内人口	人	332,608	332,608	334,334	319,015	319,015		
総搬入量	t	125,335	122,744	122,836	121,685	115,385	6.1%	
内訳	家庭系可燃ごみ	t	64,043	62,219	62,900	61,709	57,390	8.8%
	可燃粗大ごみ	t	4,439	4,130	4,333	3,975	3,180	26.6%
	不燃ごみ	t	1,348	1,321	1,112	1,292	1,228	達成
	資源物	t	10,832	10,832	8,464	10,115	10,115	
	ペットボトル	t	224	269	160	224	336	
	プラスチック製容器包装	t	3,340	3,884	2,684	3,289	4,605	
	水銀含有廃棄物	t	138	138	108	133	133	達成
	美化ごみ	t	190	190	109	183	183	
	災害廃棄物	t	323	323	130	310	310	
	事業系ごみ	t	40,456	39,437	42,836	40,456	37,907	11.5%
1日当たり排出量	t	343	336	337	333	316	6.2%	
1人1日当たり排出量	g	1,032	1,011	1,007	1,045	991	1.6%	
〃(資源物除く)	g	943	922	937	958	904	3.5%	
〃(資源となる物除く)	g	914	888	914	928	862	5.7%	
【家庭系】1人1日当たり排出量	g	699	686	656	698	665	達成	
(うち資源となる物を除く)	g	581	563	563	581	536	4.8%	
【事業系】1人1日当たり排出量	g	333	325	351	347	326	7.1%	
資源物分別収集量	t	10,832	10,832	8,464	10,115	10,115		
ペットボトル再商品化量	t	213	255	167	213	319		
プラスチック製容器包装再商品化量	t	3,141	3,654	2,132	3,013	4,332		
中間処理施設からの資源回収量	t	11,719	11,403	11,476	11,439	10,671		
再資源化量合計	t	25,905	26,145	22,239	24,779	25,437		
リサイクル率	%	20.7	21.3	18.1	20.4	22.0		



第10 終わりに

今回の包括外部監査では、環境権、労働者の人権、3E（経済性・効率性・有効性）、という三つの観点から高知市の廃棄物処理行政を見てきました。

環境権の観点からは、まず、廃棄物抑制のためのパトロールや防犯カメラが有効に機能していることが確認される一方で、パトロールについては、民有地への廃棄物についてもより積極的な対応を求める旨の意見を述べさせていただきました。次に、高知市の廃棄物処理施設が、法令で定める環境調査を定期的実施しており、基準値を満たしていること、さらに、法令で定める以上の環境調査まで定期的実施されていること、が確認され、高知市の廃棄物処理行政における環境意識の高さがうかがわれました。さらに、産業廃棄物処理業規制業務については、許可、許可取消し、事業停止、定期検査、立入検査、といった規制権限が適切に使われていることが確認される一方で、管理票交付者から提出された報告書については、記載の不備を見逃していることの問題点を、改善命令の発動については、違法状態判明から長期間を要していることについての問題点を、各指摘させていただきました。

労働者の人権の観点からは、監査人がごみ処理業務の実査や職員の方々からのヒアリングを通じて実感したその業務の危険性について、日々労働安全衛生委員会でその防止策が熱心に討議され、作業マニュアルの改訂やヒヤリ・ハット等報告書の作成、各種研修の実施、といった具体策につなげられている状況が確認されました。このような防止策の一層の充実が望まれます。

3E、すなわち限られた税源の有効活用の観点からは、15年監査で指摘されたごみ収集業務の外部委託について、平成22年にまとめられた報告書は、これを一つの到達点として位置付けながら、今後も外部委託の可能性を検討されることを望むとともに、ごみ収集手数料有料化については、同年にいったん民意が示されたことを踏まえつつも、さらに突っ込んだ調査、分析がなされるべきである旨を指摘させていただきました。

最後に、日常の多忙かつ危険を伴う業務の合間、あるいはその最中に、施設の案内やヒアリング、業務実査に快く応じていただいた職員の方々、大量の記録を整理して提供していただいた管理職の方々、これらの方々から心から感謝を申し上げるとともに、本書での指摘（結果）、意見が今後の高知市の廃棄物処理行政のさらなるレベルアップにつながることを祈念して監査報告を終えさせていただきます。 以上

資料 1

番号	受付日	発生源 (所在地)	発生源 (所有者)	申立人	苦情内容	処理 状況	備考
2	4月3日	伊勢崎町	民地	パトロー ル	ソファ等が捨 てられている	継続	「継続」とされるもその後 の対応の記載なし
3	4月3日	神田	民地	パトロー ル	平成28年春以降 に発生場所に放 置されはじめた 廃棄物の撤去状 況を確認。	継続	古物商●●経営▲▲につい て、「継続」として何ら改善 がないが、他に取るべき手 段はないか。
5	4月4日	薊野	民地	パトロー ル	民有地のマット とテレビ。民有地 であるため経過 観察。	継続	「継続」とされるもその後 の対応の記載なし
7	4月6日	神田	高知市	パトロー ル	高知市道脇の廃 棄物。「管理者が 定期的にごみを 回収しているので 経過を見守る ことにする」	継続	経過観察後の記載なし。
11	4月11日	種崎	民地	パトロー ル	●●名義の民有 地に、▲▲が廃棄 物を数年来、放 置。廃棄物につ いて当該土地管 理者と面接して 現状を説明。	継続	数年来放置のまま、改善が 見られていない。
12	4月11日	横浜	高知市	パトロー ル	経過観察	継続	経過観察後、撤去を確認し た旨のメモがある。経過観 察後の対応を効率的に記録 する方法はないか検討を要 する。
13	4月12日	瀬戸南町	民地	市民	私有地に、タイ ヤの投棄。 投棄者につな がるおそれある 給与明細を発見 したため、南署 担当課員に引き 継いだ。 投棄者が見つ からなかった場 合のゴミの処分 について、管理 者に指導。	引継	民有地について、投棄者が 見つからなかった場合には、 管理者にごみを処分す るよう指導。これ以外方法 はないのか。
17	4月14日	一宮西町	高知市	パトロー ル	パトロール中 に市道沿いに冷 蔵庫投棄を発見	継続	経過観察後、撤去を確認し た旨のメモがある。経過観 察後の対応を効率的に記録 する方法はないか検討を要 する。
21	4月18日	上町3丁 目	高知市	市民	リサイクル店が 汚い、不法占領	継続	●●に対して、市道道路占 拠に関する指導。 指導以上に、何ら解決方法 はないのか。

番号	受付日	発生源 (所在地)	発生源 (所有者)	申立人	苦情内容	処理 状況	備考
24	4月19日	浦戸	民地	パトロー ル	建設用コンパネ, 足場等の放置。少 量であるため,指 導する状況でな いため現状を見 守る。	継続	「少量である」の判断基準 が不明確。継続後の対応に ついて記載なし。
25	4月20日	新井田	高知県	パトロー ル	野焼き	一旦解 決	野焼きの際(氏名等聴取せ ず)聴取しない理由は
26	5月8日	七ッ淵	高知県	パトロー ル	野焼き	一旦解 決	野焼きの際(氏名等聴取せ ず)聴取しない理由は
27	5月10日	上町3丁 目	高知市	パトロー ル	不法占拠	継続	●●に対して,市道道路占 拠に関する指導。 指導以上に,何ら解決方法 はないのか。
29	5月10日	高須	高知市	パトロー ル	平成28年春以降 に発生場所に放 置されはじめた 廃棄物の撤去状 況を確認。	継続	古物商●●経営▲▲につい て,「継続」として何ら改善 がないが,他に取るべき手 段はないか。
31	5月11日	北秦泉寺	民地	パトロー ル	不法投棄につき, 民地なので経過 観察。	継続	民有地である場合には,経 過観察で良いのか。 継続とされているもその後 の対応の記載なし。
35	5月18日	上町	民地	パトロー ル	古物店の管理物 品が道路にはみ 出している等の 苦情を受けてい るため,パトロー ル実施	継続	●●に対して,市道道路占 拠に関する指導。 指導以上に,何ら解決方法 はないのか。
41	5月26日	種崎	私人	パトロー ル	管理者が自宅,及 び借地などに数 年来ためている 廃棄物の状況確 認	継続	(●●氏の件)数年来放置 のまま,改善が見られてい ない。
42	5月26日	神田	業者	パトロー ル	平成28年春以降 に発生場所に放 置されはじめた 廃棄物の撤去状 況を確認。	継続	古物商●●経営▲▲につい て,「継続」として何ら改善 がないが,他に取るべき手 段はないか。
45	5月30日	大津	業者	パトロー ル	市議会議員から, 堤防散歩の市民 による悪臭につ いての苦情の連 絡。大津の●●か ら悪臭がするの こと。状況を確認 。	継続	これまでも苦情があるが, 状況を確認して継続という 処理しかできないのか。

番号	受付日	発生源 (所在地)	発生源 (所有者)	申立人	苦情内容	処理 状況	備考
46	5月30日	孕西町	高知県	市民	野焼きの煙が臭く、灰で洗濯物が汚れるとの苦情があり、野焼きをしていた人物に指導。	一旦解決	一旦解決となっているが、その後のフォローなし。
48	5月30日	池	民地	市職員	県道の橋下にゴミが捨てられているとの苦情があり、撤去した。	一旦解決	民地内でも、相談を受けたら撤去。どのような基準に基づくものなのか。
50	6月2日	深谷町	民地	パトロール	テレビが捨てられている。	継続	民地なので経過観察。その後撤去確認のメモはある。
56	6月2日	介良	国道	パトロール	不法投棄について、搬送処理。投棄者確認につながる資料あるも、警察通報はしていない。	一旦解決	国道でも少量だったら搬送処理。搬送処理する場合としない場合の基準は？本人に厳重注意のメモあり。それ以外に、警察通報はしていない。警察通報の基準は？
58	6月29日	神田	民地	パトロール	パトロール中に、空き地に墓石が山積みとなっていた。徐々に増えているので経過を見守る必要がある。	継続	産業廃棄物と思われるところ、継続とされつつ、その後の処理・フォローに関する記載なし。
61	7月6日	久礼野	民地	パトロール	冷蔵庫等の不法投棄	継続	対応方法に疑問。「民地と思われるので経過観察することとする」
62	7月10日	春野町	民地	パトロール	冷蔵庫、風呂釜、ソファ等の不法投棄	継続	対応方法に疑問。「民地と思われるので経過観察することとする」
65	7月12日	春野町	民地	市民	コンクリート殻（産業廃棄物）が放置されている事案。現在の管理者は「●●」。「過去に▲▲が廃棄物を埋めており、掘り出して処分する必要がある」との聴取記録あり。高知市に、掘り出した廃棄物の処分先に困っているなどの相談が来ていることが判明⇒次回接触時に、本件についても聴取の上指導する。	継続	高知市が直に対応しないのはどうしてか。規制権限の行使は検討しないのか

番号	受付日	発生源 (所在地)	発生源 (所有者)	申立人	苦情内容	処理 状況	備考
66	7月13日	種崎	民地	市民	●●借地,ゴミ屋敷案件。賃貸人に対応を要請	継続	行政として行えることは他にはないのか
68	7月19日	種崎	民地	パトロール	冷蔵庫等の不法投棄	継続	対応方法に疑問。「民地と思われるので経過観察することとする」
70	7月20日	布師田	高知県	パトロール	不法投棄	継続	対応方法に疑問。「県道上であるので経過を見守ることとする。」
71	7月21日	薊野	民地	パトロール	空地にコンクリート殻(約ダンプ2台分)が山積みされているのを発見したものであるが,付近には誰も居らず詳細は不明。空地は以前に火災があった場所で,コンクリートの土台等が残されていたものの,最近になって土台が壊され,空地の一部に放置されているものと思われるが,そのまま放置される恐れもあるので,経過を見守る必要がある。	継続	空地の登記を調査する等して,所有者を特定し,事情を聴取する必要があるのではないか。
72	7月24日	一宮西町	高知市	パトロール	不法投棄,市道上にあるので,高知市道路管轄課に引き継ぐこととする。	引継ぎ	対応に問題なし
74	7月12日	春野町	民地	市民	65の継続案件。●●に聴取の結果,「10年以上前に同所に●●が埋めたものを掘り出し,工事完了後に処分するまで自己物として保管している。」	継続	廃棄物性判断につき,管理者の言い分のみを聞いている。より突っ込んだ調査をする必要性は検討したのか
77	7月27日	春野町	国土交通省	パトロール	プラスチックケース等の不法投棄	継続	対応方法に疑問。「投棄者が判明する資料は存在しなかったため,経過を観察することとした。」

番号	受付日	発生源 (所在地)	発生源 (所有者)	申立人	苦情内容	処理 状況	備考
81	8月3日	長浜	民地及び 高知市	市職員	タイヤ・自転車・ 家電等が空地に 捨てられている。 空地に捨てられ たごみ処理を市 でやってもらえ ないか。 ⇒私人管理地の ゴミの撤去はし ていないので各 人で処理して貰 いたい。	引継ぎ	ゴミ屋敷の問題と一緒に、 何か行政として取り得る方 法はないか。
83	8月3日	東秦泉寺	高知県	パトロー ル	バイク用の部品 の不法投棄	継続	対応方法に疑問。 「同所は管理者が定期的に ゴミを回収しているので経過 を観察することとする。」
84	8月3日	春野町	民地	パトロー ル	ビニールや枯れ た蔓等の不法投 棄	継続	対応方法に疑問。 「同所は民地と思われるた め経過を見守る。」
86	8月3日	種崎	民地	市民	バイク部品, 空き 缶等の不法投棄	継続	対応方法に疑問。 「同所は, 管理者が定期的 に巡回しているので経過を 観察することにした。」
91	8月22日	神田	民地	パトロー ル	テレビ等の不法 投棄	継続	対応方法に疑問。 「同所は地域住民の美化活 動により撤去される可能性 があるため経過を観察す る。」
94	8月29日	一宮	高知市	パトロー ル	小動物のゲージ 等の不法投棄	継続	対応方法に疑問。 「同所は地域住民の美化活 動により撤去される可能性 があるため経過を観察す る。」
95	9月4日	春野町	国土交通 省	パトロー ル	テレビ台, くつ等 の不法投棄	継続	対応方法に疑問。 「廃棄者が判明する資料が 存在しなかったため, 経過 を観察することとした」

番号	受付日	発生源 (所在地)	発生源 (所有者)	申立人	苦情内容	処理 状況	備考
107	9月12日	宗安寺	高知県	パトロー ル	敷布団の不法投 棄	継続	対応方法に疑問。 「同所は地域住民の美化活 動により撤去される可能性 があるため経過を観察す る。」
110	9月16日	神田	民地	市民	産業廃棄物業者 の積み替え,騒音 等 →当該業者の許 可権限は高知県 にあるため,高知 市では対応でき ず。高知県に連絡 済み	継続	特に問題なし
121	10月1日	長浜	高知県	パトロー ル	県道に敷布団や 一升瓶が投棄さ れている。	一旦解 決(「10 月10日 に回収」 と記載 有)	「10月10日に回収」の経 緯が不明。
122	10月2日	西久万	民地	通報	山中の遊歩道脇 に,庭木や鉢植え が投棄されてい る。	保留	申立人が,投棄した者の氏 名等の申述を頑なに拒否し たため,「保留」とした。「保 留」とはその後どういう流 れで処理されるのか?
124	10月10日	天神町	高知県	パトロー ル	路上に大量の草 木	完全解 決	清掃作業をした落ち葉等 (30kg)が運搬車の荷台か ら落ちたもの。回収したと のこと。回収事案としてチ ェックした。
127	10月11日	駅前町	高知市	通報	水路に暖房器具 (オイルヒータ ー)が投棄されて いた。	完全解 決	搬送可能なので回収したと のこと。回収事案としてチ ェックした。
128	10月12日	比島町	高知市	市職員	資源・不燃物ステ ーションに産廃 が投棄されてい た。	継続	投棄者は「とりあえず収集 する」と回答したので,継続 対応したとのこと。その後 はどうなっているのか?
129	10月13日	北秦泉寺 町	民地	パトロー ル	ビール缶等が投 棄されていた。	継続	「民地なので経過を見守 る」と記載。その後はどうな っているのか?
131	10月25日	中久万	民地	通報	廃棄物がマンシ ョン(人居者な し)の敷地内に放 置されている。* 添付写真を見る 限りかなりの量 である。	一旦解 決	「管理者が屋外に置いたま まにしていると認められ」 との記載がなされていた。 何故,「一旦解決」との処理 区分なのか?

番号	受付日	発生源 (所在地)	発生源 (所有者)	申立人	苦情内容	処理 状況	備考
133	10月27日	神田	高知県	パトロー ル	県道上に布団,衣 類等を発見。	継続	「経過を見守る」との記載 だが, その後の経過はどう なっているのか?
134	10月30日	東秦泉寺	高知県	パトロー ル	道路脇に家庭ご みが投棄されて いた。	一旦解 決	「経過を見守る」との記載 だが, 何故「一旦解決」とな っているのか?
135	10月30日	長浜	高知県	パトロー ル	県道に電気マッ サージ機が投棄 されていた。	継続	「経過を見守る」との記載 だが, その後どうなった か?
136	11月1日	春野町	高知県	パトロー ル	道路脇にショウ ガの廃棄物(20 kg)が投棄されて いた。	継続	「経過観察」と記載されて いたが, 何故?
137	11月6日	東孕	高知市	パトロー ル	道路沿いに洗濯 機が投棄され たいた。	継続	「市道・民地の境界」という 理由で「経過を見守る」とな っていた。この妥当性。また その後はどうなったか?
138	11月9日	長浜	民地	パトロー ル	民地にテレビが 投棄されていた。	一旦解 決	「経過を見守る」と記載さ れていたが, 何故, 処理区分 が「一旦解決」となっている のか?
140	11月8日	布師田	民地	市民	民地で野焼き	継続	その後はどうなったか?
144	11月13日	初月	民地	市民	民地にダンプで 出入りして土を 捨てている。	継続	「出入口が封鎖されてお り, 現地確認にまで至って いない」との記載有。その後 はどうなったか?
149	11月21日	春野町	国	パトロー ル	河川敷にテレビ 等が投棄されて いた。	継続	「河川敷であり経過を見守 る」と記載されていたが, そ の後はどうなったか?
151	11月13日	布師田	民地	市民	野焼きをしている。	継続	その後どうなったか?
152	11月21日	高知市堺 町	民地	市民	旧●●廃ビル内 の大量の廃棄物	一旦解 決	「管理者に連絡をして事後 対応を要請し了解を得た」 とされているが, その後の 状況は?
155	11月30日	長浜	民地	パトロー ル	道路脇にプラズ マテレビが投棄 されているのを 発見した。	継続	何故回収しなかったのか?

番号	受付日	発生源 (所在地)	発生源 (所有者)	申立人	苦情内容	処理 状況	備考
156	11月28日	長浜	高知市	市民	不法投棄禁止の看板設置の申し入れ。申入れた人は「何年も前から生活ごみが捨てられており、都度回収している」とのこと。	完全解決	対処は看板設置をしたのみであり、その後の不法投棄の状況は不明。
158	12月5日	朝倉	高知市	パトロール	道路沿いにタイヤ・パソコンケース等が投棄されていた。	継続	「交通に支障がないことや付近住民の美化活動によって撤去される虞(原文ママ)もあるので、経過を見守ることとする」と記載されているが、経過観察という対応で相当だったのか、その後の確認はなされているのか？
160	12月7日	三里	高知県	パトロール	家庭ごみが投棄されているのを発見した。	継続	「地区の美化活動もあるから、経過を見守る」と記載されているが、経過観察という対応で相当だったのか、その後の状況はどうか？
161	12月8日	初月	民地	市民	無人のマンション敷地内に不法投棄されていた	一旦解決	申立人に対して「民地なので投棄物はそのまま」と説明をすることで「一旦解決」と処理区分はされているが、その対応で相当か？
166	12月14日	旭町	民地	市民	空き地に冷蔵庫やテレビが捨ててある。	一旦解決	申立人に対して「行為者がわかれば撤去させるが、不明の場合には所有者(土地?)をお願いするしかない」と説明したとされているが、これで「一旦解決」の処理区分で相当か？
168	12月21日	春野	民地	パトロール	空き地にテレビが投棄されていた。	継続	民地なので経過観察とあるが、その後の状況はどうか？
169	12月21日	春野	高知県	パトロール	モニター2台が投棄されていた。	継続	「同所は高知県が管理し、定期的に清掃している」として、経過観察とされていたが、その後の状況はどうか？
170	12月22日	三里	民地	パトロール	●●の敷地内に冷蔵庫、テレビ等が収集されていた。●●には個人宅から料金を徴収して回収していた疑い(違法収集)がかけられている。	継続	「今後、情報収集を行う」とあったが、その後の状況はどうか？

番号	受付日	発生源 (所在地)	発生源 (所有者)	申立人	苦情内容	処理 状況	備考
171	12月20日	南町	高知県	市民	歩道上に家庭ごみが放置されていた。	完全解決	「管理者へ報告を要請して了承を得た」とのこと。搬送処理事例として確認。
172	12月20日	鴨部	民地	市民	●●社案件	継続	その後どうなったか？
173	12月22日	一宮	高知県	市民	歩道上にボックス(中身はゴミ)が放置されていた。	完全解決	搬送処理事例として確認。
177	12月27日	高須	民地	市民	●●氏土地案件	継続	その後どうなったか？
178	12月28日	三里	高知県	パトロール	県道上に家庭ごみ投棄	継続	経過観察となっているが、その対応で相当か、またその後の状況はどうか？
179	12月28日	東城山町	民地	市民	空き地に廃棄物交じりの土砂を確認	継続	その後どうなったか？
180	1月4日	円行寺	高知県	パトロール	河川敷にゴミ発見	継続	「投棄者資料なし、少量」という理由で経過観察なされているが、その対応で相当か、その後の状況はどうか？
181	1月4日	春野	高知県	パトロール	県道に、車用オイル空き缶等が投棄されていた。	継続	経過観察となっているが、その対応で相当か、またその後の状況はどうか？
184	1月9日	鏡	民地	パトロール	民地に倉庫、アルミサッシ等が投棄されていた。	継続	民地なので経過観察とあるが、その対応で相当か？その後の状況はどうか？
185	1月10日	池	民地	パトロール	廃棄物が投棄されているのを発見	完全解決	回収した(投棄者資料なし)とあるが、他の未回収事案との比較のためにこの表に残した。
186	1月10日	仁井田	民地	パトロール	野焼きを発見するも、行為者不明。	継続	その後どうなったか？
187	1月12日	長浜	民地	パトロール	発砲スチロール・段ボール等投棄(民地)	完全解決	民地だが回収して「完全解決」区分としているが、他との比較のためにこの表に残した。
192	1月18日	朝倉	高知市	市民	道路脇に一輪車が放置されていた。	引継	産業廃棄物としての認定が出来ず、道路管理課に引き継いだとあるが、その対応で相当か？
194	1月18日	長浜	民地	パトロール	布団が投棄されていた。	完全解決	「新たな不法投棄を誘発する恐れが有る」として回収されていたが、他との比較のためにこの表に残した。

番号	受付日	発生源 (所在地)	発生源 (所有者)	申立人	苦情内容	処理 状況	備考
195	1月18日	仁井田	高知県	市民	高知●●●●学校敷地内に土が捨てられている。	継続	その後どうなったか？
197	1月22日	福井町	民地	パトロール	タイヤが投棄されていた。	継続	民地なので経過を見守るとあるが、その対応で相当か？その後はどうなったか？
198	1月22日	種崎	民地	パトロール	●●案件	継続	その後どうなったか？
208	1月29日	長浜	民地	パトロール	ブラウン管テレビの民地への投棄	継続	「民地と思われる」との記載があるが、その疎明資料はない。
209	1月31日	神田	民地	パトロール	民地への麻雀台、クーラーボックスの投棄	継続	「民地と思われる」との記載があるが、その疎明資料はない。
210	2月2日	一宮	民地	パトロール	市道斜面への飛散ゴミ	継続	「比較的少量である」として経過観察としているが、写真を見る限り「比較的少量」とは見えない。
211	2月5日	三里	民地	市民	医療センター南東の●●造成地でガラ埋立	一旦解決	「適正処理を指導した」との記載。「適正処理」の内容及び指導結果が不明。●●の産廃処理業の以後の許可への影響如何。
215	2月6日	大津	民地	パトロール	ドラム缶に廃材約30キロを入れて焼却	完全解決	「行為者に指導するもその氏名は聴取していない」とされているが、氏名不聴取は何故か。
216	2月9日	春野	民地	パトロール	管理者不明の用地に廃材等50キログラム投棄する現場を目撃。	継続	「声掛けをすることなく注視」とされているが、何故声掛けをしなかったのか。
217	2月13日	春野	民地	パトロール	(216の継続) 前回よりも廃材が5袋増加。	継続	「経過観察」とされているが、対応は相当か？
229	3月1日	鴨部	民地	パトロール	●●社案件(写真の状態はひどい)	継続	その後の状態はどうか？
230	3月1日	三里	民地	パトロール	●●氏土地案件(写真の状態はひどい)	継続	その後の状態はどうか？
234	3月7日	高知市鏡梅ノ木	民地	市民	高知市朝倉の●●なる人物が自己所有と称する土地に、コンクリートガラなどを投棄	継続	「撤去を指導」とあるが、撤去の確認はなされたのか？廃棄物処理法違反の問題はないのか(産廃の野積)？

番号	受付日	発生源 (所在地)	発生源 (所有者)	申立人	苦情内容	処理 状況	備考
237	3月15日	春野	民地	パトロー ル	竹(50本)を野焼 き	継続	「指導警告」しているが、そ の後の状況は？氏名不聴取 案件。何故か。
239	3月22日	春野	民地	パトロー ル	ブロック作りの 焼却炉でポリエ ステルを焼却	完全解 決	指導した。氏名不聴取、何故 か？
240	3月28日	江の口	民地	市民	木くず約50キロ グラムを野焼き	一旦解 決	指導した。氏名不聴取、何故 か？

資料 2

番号	問題点
1	「12 条の 3 の 6 項に基づき」との記載
2	年度不記載, 「12 条の 3 の 6 項に基づき」との記載
5	「12 条の 3 の 6 項に基づき」との記載
6	「12 条の 3 の 6 項に基づき」との記載
7	「12 条の 3 の 6 項に基づき」との記載
8	年度不記載
9	年度不記載
11	「12 条の 3 の 6 項に基づき」との記載
14	年度不記載, 「名称」, 「業種」, 「所在地」の記載なし, 「12 条の 3 の 6 項に基づき」との記載
16	年度が「平成 27 年度」との記載
17	「12 条の 3 の 6 項に基づき」との記載
20	年度が「平成 27 年度」との記載, 「12 条の 3 の 6 項に基づき」と記載
30	「12 条の 3 の 6 項に基づき」との記載
31	年度が「平成 23 年度」との記載, 「12 条の 3 の 6 項に基づき」と記載
32	「12 条の 3 の 6 項に基づき」との記載
33	「12 条の 3 の 6 項に基づき」との記載
34	「12 条の 3 の 6 項に基づき」との記載
35	「12 条の 3 の 6 項に基づき」との記載
36	「12 条の 3 の 6 項に基づき」との記載
37	「12 条の 3 の 6 項に基づき」との記載
38	「12 条の 3 の 6 項に基づき」との記載
40	年度が「平成 26 年度」との記載, 「12 条の 3 の 6 項に基づき」と記載
42	年度不記載
43	年度が「平成 27 年度」との記載
58	「12 条の 3 の 6 項に基づき」との記載
59	年度不記載, 「12 条の 3 の 6 項に基づき」との記載
60	年度不記載, 「12 条の 3 の 6 項に基づき」との記載
61	年度不記載
62	年度不記載, 「12 条の 3 の 6 項に基づき」との記載
63	年度不記載, 「12 条の 3 の 6 項に基づき」との記載
64	年度が「平成 27 年度」との記載
65	「12 条の 3 の 6 項に基づき」との記載
68	年度不記載, 「12 条の 3 の 6 項に基づき」との記載
69	年度が「平成 27 年度」との記載
70	「12 条の 3 の 6 項に基づき」との記載
71	「12 条の 3 の 6 項に基づき」との記載
72	年度不記載, 「12 条の 3 の 6 項に基づき」との記載
73	年度が「平成 29 年度」との記載
74	「12 条の 3 の 6 項に基づき」との記載
75	年度が「平成 27 年度」との記載
76	年度が「平成 24 年度」との記載
79	「名称」, 「業種」, 「所在地」の記載なし, 「12 条の 3 の 6 項に基づき」との記載

番号	問題点
81	「12条の3の6項に基づき」との記載
82	「12条の3の6項に基づき」との記載
84	「12条の3の6項に基づき」との記載
87	「業種」の記載なし。
88	年度不記載,「12条の3の6項に基づき」との記載
89	年度不記載
94	年度不記載,「12条の3の6項に基づき」との記載
95	年度不記載,「12条の3の6項に基づき」との記載
98	年度不記載
99	年度が「平成26年度」との記載
100	「12条の3の6項に基づき」との記載
104	「12条の3の6項に基づき」との記載
107	「12条の3の6項に基づき」との記載
111	年度不記載,「12条の3の6項に基づき」との記載
115	「12条の3の6項に基づき」との記載
116	「12条の3の6項に基づき」との記載
117	「12条の3の6項に基づき」との記載
118	年度不記載,「12条の3の6項に基づき」との記載
119	年度不記載,「12条の3の6項に基づき」との記載
122	「12条の3の6項に基づき」との記載
124	「12条の3の6項に基づき」との記載
128	年度が「平成27年度」との記載
134	「12条の3の6項に基づき」との記載
138	年度が「平成27年度」との記載,「12条の3の6項に基づき」と記載
139	年度不記載,「12条の3の6項に基づき」との記載
152	年度が「平成27年度」との記載
153	年度不記載
154	「12条の3の6項に基づき」との記載
155	「12条の3の6項に基づき」との記載
156	「12条の3の6項に基づき」との記載
157	「12条の3の6項に基づき」との記載
169	年度が「平成27年度」との記載,「12条の3の6項に基づき」と記載
170	年度不記載
171	「12条の3の6項に基づき」との記載
172	「12条の3の6項に基づき」との記載
174	「12条の3の6項に基づき」との記載
175	年度不記載
178	年度不記載
180	「12条の3の6項に基づき」との記載
181	「12条の3の6項に基づき」との記載
186	年度が「平成27年度」との記載,「12条の3の6項に基づき」と記載
187	「12条の3の6項に基づき」との記載
190	年度不記載
192	「12条の3の6項に基づき」との記載
193	「12条の3の6項に基づき」との記載
194	「12条の3の6項に基づき」との記載

番号	問題点
195	年度不記載,「12条の3の6項に基づき」との記載
196	「12条の3の6項に基づき」との記載
197	「12条の3の6項に基づき」との記載
201	「12条の3の6項に基づき」との記載
203	年度が「平成27年度」との記載,「12条の3の6項に基づき」と記載
205	「12条の3の6項に基づき」との記載
209	「12条の3の6項に基づき」との記載
211	年度が「平成27年度」との記載
212	年度が「平成27年度」との記載
213	年度が「平成26年度」との記載
214	年度が「平成26年度」との記載
216	年度不記載
217	年度不記載,「12条の3の6項に基づき」との記載
218	年度不記載,「12条の3の6項に基づき」との記載
219	年度不記載,「12条の3の6項に基づき」との記載
220	「名称」,「業種」,「所在地」の記載なし
221	年度が「平成27年度」との記載,「12条の3の6項に基づき」と記載
228	年度不記載,「12条の3の6項に基づき」との記載
238	年度不記載
239	年度不記載
242	年度不記載
243	「12条の3の6項に基づき」との記載
247	「12条の3の6項に基づき」との記載
248	年度不記載
249	年度不記載
250	年度不記載
251	年度不記載
252	年度不記載
255	年度不記載
259	年度不記載
260	「12条の3の6項に基づき」との記載
261	年度が「平成26年度」との記載,「12条の3の6項に基づき」と記載
270	年度が「平成26年度」との記載
285	年度が「平成26年度」との記載,「12条の3の6項に基づき」と記載
286	「12条の3の6項に基づき」との記載
287	「12条の3の6項に基づき」との記載
288	「12条の3の6項に基づき」との記載
300	年度不記載,「12条の3の6項に基づき」との記載
302	「12条の3の6項に基づき」との記載
305	年度不記載
307	年度が「平成27年度」との記載
309	「12条の3の6項に基づき」との記載
310	「12条の3の6項に基づき」との記載
311	「12条の3の6項に基づき」との記載
312	「12条の3の6項に基づき」との記載
315	年度不記載,「12条の3の6項に基づき」との記載

番号	問題点
319	「12条の3の6項に基づき」との記載
320	「12条の3の6項に基づき」との記載
321	「12条の3の6項に基づき」との記載
328	年度不記載
331	「12条の3の6項に基づき」との記載
341	年度が「平成24年度」との記載,「12条の3の6項に基づき」と記載
342	年度不記載,「12条の3の6項に基づき」との記載
344	年度不記載,「12条の3の6項に基づき」との記載
349	年度不記載
350	「12条の3の6項に基づき」との記載
360	年度不記載,「12条の3の6項に基づき」との記載
362	年度不記載,「12条の3の6項に基づき」との記載
363	「12条の3の6項に基づき」との記載
364	「12条の3の6項に基づき」との記載
365	「12条の3の6項に基づき」との記載
370	年度不記載,「12条の3の6項に基づき」との記載
379	年度不記載
384	年度不記載
385	年度不記載
387	「12条の3の6項に基づき」との記載
388	「12条の3の6項に基づき」との記載
389	「12条の3の6項に基づき」との記載
390	「12条の3の6項に基づき」との記載
391	「12条の3の6項に基づき」との記載
392	「12条の3の6項に基づき」との記載
393	「12条の3の6項に基づき」との記載
394	「12条の3の6項に基づき」との記載
395	「12条の3の6項に基づき」との記載
396	「12条の3の6項に基づき」との記載
397	「12条の3の6項に基づき」との記載
398	「12条の3の6項に基づき」との記載
400	「12条の3の6項に基づき」との記載
401	「12条の3の6項に基づき」との記載
403	「12条の3の6項に基づき」との記載
405	年度不記載,「12条の3の6項に基づき」との記載
413	「12条の3の6項に基づき」との記載
414	「12条の3の6項に基づき」との記載
418	年度が「平成29年度」との記載,「12条の3の6項に基づき」と記載
419	年度が「平成25年度」との記載
424	年度不記載
432	「12条の3の6項に基づき」との記載
433	年度不記載,「12条の3の6項に基づき」との記載
435	年度不記載
440	年度不記載,「12条の3の6項に基づき」との記載
441	年度不記載,「12条の3の6項に基づき」との記載
442	年度不記載,「12条の3の6項に基づき」との記載

番号	問題点
443	「12条の3の6項に基づき」との記載
445	年度不記載,「12条の3の6項に基づき」との記載
448	年度不記載
449	「12条の3の6項に基づき」との記載
451	年度不記載,「12条の3の6項に基づき」との記載
452	年度不記載,「12条の3の6項に基づき」との記載
454	「12条の3の6項に基づき」との記載
455	年度不記載
456	「12条の3の6項に基づき」との記載
457	「12条の3の6項に基づき」との記載
458	「12条の3の6項に基づき」との記載
459	「12条の3の6項に基づき」との記載
460	「12条の3の6項に基づき」との記載
461	「12条の3の6項に基づき」との記載
462	「12条の3の6項に基づき」との記載
463	「12条の3の6項に基づき」との記載
464	「所在地」の記載なし,「12条の3の6項に基づき」との記載
468	年度不記載
470	「業種」の記載なし,「12条の3の6項に基づき」との記載
471	「名称」,「業種」,「所在地」の記載なし,「12条の3の6項に基づき」との記載
472	年度不記載,「12条の3の6項に基づき」との記載
473	年度不記載,「12条の3の6項に基づき」との記載
474	年度不記載,「名称」,「業種」,「所在地」記載なし,「12条3項6号に基づき」との記載
475	「12条の3の6項に基づき」との記載
476	「12条の3の6項に基づき」との記載
477	「12条の3の6項に基づき」との記載
479	「12条の3の6項に基づき」との記載
481	「12条の3の6項に基づき」との記載
483	年度が「平成27年度」との記載,「12条3項6号に基づき」と記載
484	年度が「平成27年度」との記載,「12条3項6号に基づき」と記載
485	「12条の3の6項に基づき」との記載
488	年度不記載
490	年度不記載,「12条の3の6項に基づき」との記載
491	「12条の3の6項に基づき」との記載
501	年度不記載,「12条の3の6項に基づき」との記載
502	「12条の3の6項に基づき」との記載
505	年度が「平成25年度」との記載との記載
506	年度が「平成25年度」との記載との記載
507	年度不記載,「12条の3の6項に基づき」との記載
508	「12条の3の6項に基づき」との記載
509	年度不記載,「12条の3の6項に基づき」との記載
510	年度が「平成27年度」との記載,「12条の3の6項に基づき」と記載
512	年度不記載,「名称」,「業種」,「所在地」の記載なし,「12条の3の6項に基づき」との記載

番号	問題点
514	「12条の3の6項に基づき」との記載
515	「12条の3の6項に基づき」との記載
516	「12条の3の6項に基づき」との記載
517	「12条の3の6項に基づき」との記載
518	「12条の3の6項に基づき」との記載
522	「12条の3の6項に基づき」との記載
523	「12条の3の6項に基づき」との記載
524	「12条の3の6項に基づき」との記載
525	「12条の3の6項に基づき」との記載
526	年度不記載, 「12条の3の6項に基づき」との記載
527	年度不記載
528	年度不記載
530	年度が「平成27年度」との記載
531	「12条の3の6項に基づき」との記載
532	年度が「平成27年度」との記載
535	「12条の3の6項に基づき」との記載
536	「12条の3の6項に基づき」との記載
537	「12条の3の6項に基づき」との記載
540	年度不記載
542	年度不記載
543	「12条の3の6項に基づき」との記載
545	「名称」, 「業種」, 「所在地」の記載なし, 「12条の3の6項に基づき」との記載
546	「名称」, 「業種」, 「所在地」の記載なし, 「12条の3の6項に基づき」との記載
547	「12条の3の6項に基づき」との記載
548	年度不記載, 「12条の3の6項に基づき」との記載
550	「12条の3の6項に基づき」との記載
551	「12条の3の6項に基づき」との記載
554	「名称」, 「業種」, 「所在地」の記載なし, 「12条の3の6項に基づき」との記載
555	年度不記載
557	年度不記載
560	年度不記載, 「12条の3の6項に基づき」との記載
563	「12条の3の6項に基づき」との記載
564	年度が「平成29年度」との記載徒の記載
568	「12条の3の6項に基づき」との記載
576	「12条の3の6項に基づき」との記載
577	「12条の3の6項に基づき」との記載
584	「名称」, 「業種」, 「所在地」の記載なし, 「12条の3の6項に基づき」との記載
585	年度不記載, 「12条の3の6項に基づき」との記載
589	年度が「平成25年度」との記載, 「12条の3の6項に基づき」と記載
591	年度不記載, 「12条の3の6項に基づき」との記載
592	年度不記載
594	「12条の3の6項に基づき」との記載

番号	問題点
597	年度不記載
600	「12条の3の6項に基づき」との記載
606	「所在地」の記載なし。
607	「所在地」、「名称」、「業種」の記載なし。
612	「所在地」、「名称」、「業種」の記載なし、「12条の3の6項に基づき」との記載
613	「12条の3の6項に基づき」との記載
614	年度不記載
615	年度不記載
618	「12条の3の6項に基づき」との記載
619	「12条の3の6項に基づき」との記載
620	「12条の3の6項に基づき」との記載
643	「12条の3の6項に基づき」との記載
644	「12条の3の6項に基づき」との記載
645	「12条の3の6項に基づき」との記載
646	「12条の3の6項に基づき」との記載
647	「12条の3の6項に基づき」との記載
648	「12条の3の6項に基づき」との記載
652	年度不記載、「12条3項6号に基づき」との記載。
653	年度が「平成25年度」との記載、「12条の3の6項に基づき」との記載。
654	年度が「平成25年度」との記載、「12条の3の6項に基づき」との記載。
655	年度が「平成25年度」との記載、「12条の3の6項に基づき」との記載。
656	年度が「平成25年度」との記載、「12条の3の6項に基づき」との記載。
657	年度が「平成25年度」との記載、「12条の3の6項に基づき」との記載。
658	年度が「平成25年度」との記載、「12条の3の6項に基づき」との記載。
659	年度が「平成25年度」との記載、「12条の3の6項に基づき」との記載。
660	年度が「平成25年度」との記載、「12条の3の6項に基づき」との記載。
661	年度が「平成25年度」との記載、「12条の3の6項に基づき」との記載。
662	年度が「平成25年度」との記載、「12条の3の6項に基づき」との記載。
663	「12条の3の6項に基づき」との記載
664	「12条の3の6項に基づき」との記載
665	「12条の3の6項に基づき」との記載
666	「12条の3の6項に基づき」との記載
667	「12条の3の6項に基づき」との記載
668	「12条の3の6項に基づき」との記載
672	「12条の3の6項に基づき」との記載
673	「12条の3の6項に基づき」との記載
675	「所在地」、「名称」、「業種」の記載なし。
676	年度が「平成26年度」との記載
677	年度が「平成26年度」との記載
678	年度が「平成26年度」との記載
679	年度が「平成26年度」との記載
680	年度不記載
684	年度不記載、「12条3項6号に基づき」との記載。
685	「所在地」、「名称」、「業種」の記載なし、「12条の3の6項に基づき」との記載

番号	問題点
686	「12条の3の6項に基づき」との記載
687	年度不記載
689	年度不記載
691	年度不記載
692	「12条の3の6項に基づき」との記載
693	年度不記載
695	年度不記載,「12条の3の6項に基づき」との記載。
696	年度不記載
697	「12条の3の6項に基づき」との記載
698	「12条の3の6項に基づき」との記載
699	「12条の3の6項に基づき」との記載
700	「12条の3の6項に基づき」との記載
701	「12条の3の6項に基づき」との記載
705	「所在地」,「名称」,「業種」の記載なし。
706	「所在地」,「名称」,「業種」の記載なし。
718	「12条の3の6項に基づき」との記載
719	「12条の3の6項に基づき」との記載
720	「12条の3の6項に基づき」との記載
721	「所在地」,「名称」,「業種」の記載なし。
722	「所在地」,「名称」,「業種」の記載なし。
723	年度が「平成27年度」との記載。
726	「12条の3の6項に基づき」との記載
771	年度不記載,「12条の3の6項に基づき」との記載。
772	年度不記載
773	年度不記載,「12条の3の6項に基づき」との記載。
777	年度不記載,「12条の3の6項に基づき」との記載。
778	「12条の3の6項に基づき」との記載
782	「所在地」,「名称」,「業種」の記載なし。
783	「所在地」,「名称」,「業種」の記載なし,「12条の3の6項に基づき」との記載
784	「所在地」,「名称」,「業種」の記載なし。
785	年度不記載
787	年度不記載
788	年度不記載
789	年度不記載
790	年度不記載
791	年度不記載
793	年度不記載
796	「12条の3の6項に基づき」との記載
797	「12条の3の6項に基づき」との記載
798	「12条の3の6項に基づき」との記載
799	「12条の3の6項に基づき」との記載
800	「12条の3の6項に基づき」との記載
804	「12条の3の6項に基づき」との記載
807	年度不記載
811	年度不記載

番号	問題点
812	年度不記載
813	年度不記載
815	年度不記載,「所在地」,「名称」,「業種」の記載なし,「12条の3の6項に基づき」との記載。
816	年度不記載
831	年度が「平成26年度」との記載
832	年度が「平成26年度」との記載
833	年度が「平成26年度」との記載
840	「12条の3の6項に基づき」との記載
841	「12条の3の6項に基づき」との記載
843	年度不記載,「12条の3の6項に基づき」との記載。
844	年度不記載
845	年度不記載,「12条の3の6項に基づき」との記載。
846	年度不記載,「12条の3の6項に基づき」との記載。
847	「12条の3の6項に基づき」との記載
848	「所在地」,「名称」,「業種」の記載なし,「12条の3の6項に基づき」との記載
857	年度不記載
861	「12条の3の6項に基づき」との記載
862	年度不記載,「所在地」,「名称」,「業種」の記載なし,「12条の3の6項に基づき」との記載。
863	年度不記載,「所在地」,「名称」,「業種」の記載なし,「12条の3の6項に基づき」との記載。
864	年度不記載,「所在地」,「名称」,「業種」の記載なし。
867	「12条の3の6項に基づき」との記載
870	「12条の3の6項に基づき」との記載
871	「12条の3の6項に基づき」との記載
872	「12条の3の6項に基づき」との記載
873	年度が「平成27年度」との記載。
874	年度不記載
875	年度が「平成26年度」との記載,「12条の3の6項に基づき」との記載
876	年度が「平成26年度」との記載,「12条の3の6項に基づき」との記載
878	年度不記載,「12条の3の6項に基づき」との記載。
879	年度不記載,「12条の3の6項に基づき」との記載。
880	年度不記載,「12条の3の6項に基づき」との記載。
898	年度が「平成27年度」との記載,「12条の3の6項に基づき」との記載
900	年度が「平成27年度」との記載,「12条の3の6項に基づき」との記載
902	年度が「平成27年度」との記載,「12条の3の6項に基づき」との記載
903	年度が「平成27年度」との記載,「12条の3の6項に基づき」との記載
904	年度が「平成27年度」との記載,「12条の3の6項に基づき」との記載
905	年度が「平成27年度」との記載,「12条の3の6項に基づき」との記載
906	「12条の3の6項に基づき」との記載
907	年度不記載
910	「所在地」,「名称」,「業種」の記載なし,「12条の3の6項に基づき」との記載

番号	問題点
911	「所在地」、「名称」、「業種」の記載なし、「12条の3の6項に基づき」との記載
912	年度不記載、「所在地」、「名称」、「業種」の記載なし。
913	年度不記載、「12条の3の6項に基づき」との記載。
915	「12条の3の6項に基づき」との記載
916	「12条の3の6項に基づき」との記載
922	年度不記載、「12条の3の6項に基づき」との記載。
924	「12条の3の6項に基づき」との記載
927	「12条の3の6項に基づき」との記載
930	年度不記載、「所在地」、「名称」、「業種」の記載なし。
931	年度不記載
935	「12条の3の6項に基づき」との記載
937	「12条の3の6項に基づき」との記載
941	年度不記載、「12条の3の6項に基づき」との記載。
942	年度不記載
947	「12条の3の6項に基づき」との記載
949	「12条の3の6項に基づき」との記載
951	「12条の3の6項に基づき」との記載
955	「所在地」、「名称」、「業種」の記載なし。
959	年度不記載、「名称」、「所在地」の記載なし、「12条の3の6項に基づき」との記載
969	「12条の3の6項に基づき」との記載
970	「12条の3の6項に基づき」との記載
971	「12条の3の6項に基づき」との記載
972	「12条の3の6項に基づき」との記載
979	「12条の3の6項に基づき」との記載
980	「12条の3の6項に基づき」との記載
981	「12条の3の6項に基づき」との記載
988	「12条の3の6項に基づき」との記載
989	「所在地」、「名称」、「業種」の記載なし。
992	「12条の3の6項に基づき」との記載
993	「12条の3の6項に基づき」との記載
997	年度不記載
1001	「12条の3の6項に基づき」との記載
1002	年度不記載、「名称」、「所在地」の記載なし、「12条の3の6項に基づき」との記載
1021	「12条の3の6項に基づき」との記載
1022	「12条の3の6項に基づき」との記載
1030	「12条の3の6項に基づき」との記載
1031	年度不記載
1032	「12条の3の6項に基づき」との記載
1033	「12条の3の6項に基づき」との記載
1034	「12条の3の6項に基づき」との記載
1042	「12条の3の6項に基づき」との記載
1049	「所在地」、「名称」、「業種」の記載なし。

番号	問題点
1050	「12条の3の6項に基づき」との記載
1062	「12条の3の6項に基づき」との記載
1072	「12条の3の6項に基づき」との記載
1081	「12条の3の6項に基づき」との記載
1083	年度が「平成27年度」との記載, 「12条の3の6項に基づき」との記載
1084	「12条の3の6項に基づき」との記載
1096	「12条の3の6項に基づき」との記載
1102	「12条の3の6項に基づき」との記載
1107	年度不記載
1114	「12条の3の6項に基づき」との記載
1132	「12条の3の6項に基づく」との記載
1137	「12条の3の6項に基づく」との記載
1166	年度不記載, 「12条の3の6項に基づく」との記載
1167	年度不記載, 「12条の3の6項に基づく」との記載
1168	年度不記載, 「12条の3の6項に基づく」との記載
1169	年度不記載, 「12条の3の6項に基づく」との記載
1170	「12条の3の6項に基づく」との記載
1171	「12条の3の6項に基づく」との記載
1173	「12条の3の6項に基づく」との記載
1174	「12条の3の6項に基づく」との記載
1175	「12条の3の6項に基づく」との記載
1176	「12条の3の6項に基づく」との記載
1177	年度不記載, 「12条の3の6項に基づく」との記載
1178	年度不記載, 「12条の3の6項に基づく」との記載
1179	「所在地」の記載なし
1183	「所在地」の記載なし
1192	「所在地」の記載なし
1193	「所在地」の記載なし
1195	「12条の3の6項に基づく」との記載
1196	「12条の3の6項に基づく」との記載
1197	「12条の3の6項に基づく」との記載
1198	「12条の3の6項に基づく」との記載
1199	「12条の3の6項に基づく」との記載
1200	「12条の3の6項に基づく」との記載
1201	「12条の3の6項に基づく」との記載
1202	「12条の3の6項に基づく」との記載
1203	「12条の3の6項に基づく」との記載
1204	「12条の3の6項に基づく」との記載
1205	「12条の3の6項に基づく」との記載
1206	「12条の3の6項に基づく」との記載
1207	「12条の3の6項に基づく」との記載
1208	「12条の3の6項に基づく」との記載
1209	「12条の3の6項に基づく」との記載
1210	「12条の3の6項に基づく」との記載
1211	「12条の3の6項に基づく」との記載
1212	「12条の3の6項に基づく」との記載

番号	問題点
1213	「12条の3の6項に基づく」との記載
1214	「12条の3の6項に基づく」との記載
1215	「所在地」の記載なし、「12条の3の6項に基づく」との記載
1216	「12条の3の6項に基づく」との記載
1221	「12条の3の6項に基づく」との記載
1226	年度不記載
1227	年度が「平成27年度」の記載
1228	「12条の3の6項に基づく」との記載
1229	年度不記載
1230	「12条の3の6項に基づく」との記載
1232	「12条の3の6項に基づく」との記載
1251	年度が「平成27年度」の記載
1309	「12条の3の6項に基づく」との記載
1310	「12条の3の6項に基づく」との記載
1311	「12条の3の6項に基づく」との記載
1312	「12条の3の6項に基づく」との記載
1313	「12条の3の6項に基づく」との記載
1314	「12条の3の6項に基づく」との記載
1324	年度不記載
1325	年度不記載
1328	年度が「平成27年度」の記載
1330	年度不記載, 「12条の3の6項に基づく」との記載
1333	「12条の3の6項に基づく」との記載
1335	年度が「平成26年度」の記載, 「12条の3の6項に基づく」との記載
1337	「12条の3の6項に基づく」との記載
1338	「12条の3の6項に基づく」との記載
1339	「12条の3の6項に基づく」との記載
1341	年度不記載, 「名称」, 「所在地」の記載がない, 「12条の3の6項に基づく」との記載
1345	「12条の3の6項に基づく」との記載
1349	「12条の3の6項に基づく」との記載
1355	年度不記載
1361	年度が「平成27年度」の記載
1362	年度不記載
1363	年度不記載
1363	年度不記載
1365	年度不記載
1366	年度不記載
1367	年度不記載
1368	年度不記載
1369	年度不記載
1370	年度不記載
1374	「12条の3の6項に基づく」との記載
1375	「12条の3の6項に基づく」との記載
1420	「12条の3の6項に基づく」との記載
1429	「12条の3の6項に基づく」との記載

番号	問題点
1430	「12条の3の6項に基づく」との記載
1431	年度不記載
1432	年度が「平成27年度」の記載,「所在地」の記載なし,「12条の3の6項に基づく」との記載
1433	年度が「平成27年度」の記載,「所在地」の記載なし,「12条の3の6項に基づく」との記載
1434	年度不記載
1435	「12条の3の6項に基づく」との記載
1436	年度不記載
1440	「12条の3の6項に基づく」との記載
1444	年度が「平成25年度」との記載
1445	「12条の3の6項に基づく」との記載
1447	年度不記載
1450	年度不記載
1470	年度不記載
1473	年度不記載
1474	年度不記載
1477	「12条の3の6項に基づく」との記載

資料 3

高知市環境部「清掃事業概要（平成 29 年度版）」の 113 ページから 118 ページまでを抜粋

6 高知市産業廃棄物処理指導要綱

〔平成10年4月1日〕
〔告示第67号〕

改正 平成11年3月1日 告示第28号
平成16年7月1日 告示第135号
平成17年1月1日 告示第11号

平成20年1月1日 告示第18号
平成28年3月15日 告示第42号
平成29年4月1日 告示第43号

（目的）

第1条 この要綱は、事業者及び産業廃棄物処理業者（以下「事業者等」という。）が産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理を行う場合に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に定めるもののほか、産業廃棄物の適正な処理に関して必要な事項を定めることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに産業経済活動の円滑な推進を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 産業廃棄物 法第2条第4項及び第5項に規定する産業廃棄物をいう。
- (2) 事業者 産業廃棄物を排出する事業者をいう。
- (3) 産業廃棄物処理業者 法第14条第1項若しくは第6項又は第14条の4第1項若しくは第6項の規定による許可を受けようとする者及びこれらの規定による既に許可を受けている者（以下「処理業者」という。）をいう。
- (4) 産業廃棄物の処理 産業廃棄物の収集・運搬、中間処理及び最終処分をいう。
- (5) 中間処理 産業廃棄物を減量化、安定化又は無害化させるために、産業廃棄物を焼却、破碎又は中和させるなどの処理をいう。
- (6) 中間処理施設 次に掲げる施設をいう。
 - ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）第7条第1号から第13号の2までに掲げる施設
 - イ 処理業者が業の用に供するために設置する政令第7条第1号から第13号の2までに定める規模に満たない施設その他破碎、圧縮、選別等の施設
- (7) 最終処分場 政令第7条第14号に掲げる施設をいう。
- (8) 事前協議書 第7条第1項に規定する協議書をいう。
- (9) 関係市町村 第6条第1項各号に規定する区域を管轄する市町村をいう。

（事業者等の責務）

第3条 事業者等は、産業廃棄物の処理に起因する公害及び災害の発生を防止し、地域住民の生命及び財産に被害を与えないようにしなければならない。

- 2 事業者等は、中間処理施設及び最終処分場の設置等に関する事前協議書の策定に当たっては、事前に関係市町村及び地域住民への説明を行うとともに、他法令等の規制がある場合はその解除等の手続をとらなければならない。
- 3 事業者等は、産業廃棄物の処理を行う場合は、マニフェストシステムによる適正な処理を図らなければならない。
- 4 高知市が実施する公共事業にあつては、仕様書にマニフェストシステムによる産業廃棄物の処理を明記しなければならない。

（高知県及び関係市町村との連携）

第4条 高知市は、産業廃棄物の適正な処理を推進するため、高知県及び関係市町村と密接な連携を図るものとする。

（立地基準）

第5条 事業者等は、次の各号に掲げる地域又は地区には、原則として最終処分場を設置してはならない。

- (1) 自然公園特別地域（高知県立自然公園条例（昭和33年高知県条例第5号）第13条第1項の規定による自然公園特別地域をいう。）

- (2) 自然環境保全地域（高知県自然環境保全条例（昭和48年高知県条例第27号）第18条第1項の規定による自然環境保全地域をいう。）
 - (3) 地すべり防止区域（地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の規定による地すべり防止区域をいう。）
 - (4) 急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定による急傾斜地崩壊危険区域をいう。）
 - (5) 保安林（森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項の規定による保安林をいう。）
 - (6) 水道の取水地点から上流1,000メートル以内の区域
 - (7) 鏡川清流保全条例（平成元年条例第37号）第8条第1項の規定による水質管理区域及び同条例第15条第1項の規定による自然環境保全区域
- 2 事業者等は、前項第6号の規定にかかわらず、同号の区域以外の区域であっても水道水源を汚染することが明らかな場合は、最終処分場を設置してはならない。
（地域住民等の同意）
- 第6条** 事業者等は、中間処理施設又は最終処分場を設置する場合は、次の各号に掲げる者の同意を得なければならない。
- (1) 隣接地の土地所有者及び土地の使用権原を有する者
 - (2) 設置しようとする施設の敷地境界から中間処理施設にあっては300メートル以内、最終処分場にあっては500メートル以内に居住する地域住民の世帯主の3分の2以上の者
 - (3) 最終処分場からの排水を公共用水域に放流する場合は、放流地点から下流500メートル以内の水利権者
- 2 前項の同意は、次の各号のいずれかに該当する中間処理施設については、これを要しない。
- (1) 移動可能な施設であって、次のいずれかに該当する特定建設作業を行なう場所に設置するもの（焼却施設を除く。）
 - ア 騒音規制法施行令（昭和43年政令第324号）別表第2に規定する作業
 - イ 振動規制法施行令（昭和51年政令第280号）別表第2に規定する作業
 - ウ 高知市公害防止条例施行規則（昭和50年規則第75号）別表5に規定する作業
 - (2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項の規定による工業専用地域に設置するもの
（事前協議）
- 第7条** 事業者等は、中間処理施設若しくは最終処分場を設置し、又はその構造若しくは規模の変更を行う場合は、事前に、第1号様式による事前協議書を市長に提出し、協議しなければならない。
- 2 事業者等は、前項の協議内容に変更があった場合は、新たに事前協議書を作成し、市長に提出しなければならない。
（産業廃棄物の最終処分場の災害防止計画）
- 第8条** 事業者等は、最終処分場の設置に際しては、次に掲げる災害防止のための計画を定めて、事前協議書に添付するものとする。
- (1) 産業廃棄物の飛散及び流出の防止に関する事項
 - (2) 公共の水域及び地下水の汚染の防止に関する事項
 - (3) 火災の発生の防止に関する事項
 - (4) その他最終処分場に係る災害防止に関する事項
（関係市町村長等に対する照会）
- 第9条** 市長は、事業者等から事前協議書が提出された場合は、当該協議書の内容を第2号様式により高知県知事及び関係市町村の長に照会し、関係法令との整合性等について意見を求めるものとする。
- 2 市長は、事前協議書の内容について、他法令等の規制の有無等を関係部局に照会するものとする。
（事前協議内容の変更等の勧告）
- 第10条** 市長は、事前協議の内容に変更を要する場合又は計画の廃止が相当と認める場合は、第3号様式により事業者等に協議内容の変更又は計画の廃止の勧告を行うものとする。
- 2 事業者等は、協議内容の変更の勧告を受けた場合は、速やかに必要な措置を講じるとともに、第4号様式によりその結果を市長に報告するものとする。
 - 3 市長は、前項の報告において、勧告事項が改善されていないと認める場合は、当該計画の廃止の勧告を行

うものとする。

- 4 市長は、第1項又は前項の規定により計画の廃止の勧告を行った場合は、事前協議書を事業者等に返却するものとする。

(事前協議書の取下げ)

第11条 事業者等は、次に掲げる場合には、第5号様式により事前協議書を取り下げるものとする。

- (1) 前条第1項の変更の勧告に対し、必要な措置を講ずることができない場合
- (2) 第7条第1項の規定により提出した事前協議書の内容を変更又は廃止する場合

(事前協議の完了)

第12条 市長は、事前協議の内容に支障がないと認める場合又は勧告により事前協議内容の変更の勧告が改善されたと認めた場合は、第6号様式による事前協議完了通知書を事業者等に送付し、併せてその写しを高知県及び関係市町村の長に送付するものとする。

(県外産業廃棄物処理(受託)協議)

第13条 高知県の区域外の事業場で発生した産業廃棄物(以下「県外産業廃棄物」という。)は、高知市の区域内においてはこれを処理(積卸しを伴わない運搬を除く。)することができない。ただし、事業者等が第7号様式による県外産業廃棄物処理(受託)協議書を市長に提出し、その承認を得たときは、この限りでない。

- 2 前項ただし書の市長の承認期間は、5年を限度とする。

(県外産業廃棄物の搬入に係る通知及び勧告)

第14条 市長は、前条第1項の規定に基づく協議があった場合には、審査後その結果を第8号様式により当該事業者等に通知するものとする。

- 2 市長は、この要綱の目的を達成するうえで支障があると認められる場合には、前条第1項の規定に基づく協議に係る事業者等に対し、第9号様式により、県外産業廃棄物の搬入量、搬入期間、種類その他の事項についての変更若しくは県外産業廃棄物の搬入の禁止の勧告を行うものとする。
- 3 事業者等は、前項の変更の勧告を受けた場合は、速やかに必要な措置を講じるとともに、その結果を第10号様式により市長に報告するものとする。
- 4 市長は、前項の報告において、勧告事項が改善されていないと認める場合は、当該計画の廃止の勧告を行うものとする。
- 5 市長は、第2項又は前項の規定により県外産業廃棄物の搬入の禁止の勧告又は当該計画の廃止の勧告を行った場合は、県外産業廃棄物処理(受託)協議書を事業者等に返却するものとする。

(県外産業廃棄物処理(受託)協議内容の変更)

第15条 事業者等は、第13条第1項に基づく協議内容に変更があった場合は、新たに県外産業廃棄物処理(受託)協議書を作成し、市長に提出しなければならない。この場合、変更前の協議書は廃止することとする。

(分析試験結果の報告)

第16条 県外産業廃棄物を再生利用以外の目的のために処理する事業者等は、当該廃棄物の分析試験を年2回以上行い、その試験結果の報告書を市長に提出するものとする。

(環境調査)

第17条 事業者等は、中間処理施設及び最終処分場を設置しようとする場合は、事前に別表1に掲げる項目について環境調査を行い、周辺の環境に与える影響の予測・検討を行うものとする。

(排水基準等の遵守)

第18条 事業者等は、最終処分場の設置及び維持管理について、次の各号に定める基準等を遵守しなければならない。

- (1) 地下水の監視のため、水質監視用井戸を設置し、別表2に掲げる項目について、低水位・高水位時の年2回以上水質検査を行うこと。
- (2) 最終処分場からの排水を公共用水域に放流する場合は、別表2の一般項目の29から32までは毎月、その他の項目については年2回以上水質検査を行うこと。
- (3) 水質検査の結果、排水基準を超えた場合は、速やかに産業廃棄物の搬入を停止し、その原因を調査し、必要な措置を講じるとともに、市長に報告すること。
- (4) 水質検査の結果を記載した書類は、当該最終処分場の廃止までの間これを保存すること。

2 前項の規定により行った水質検査の結果については、毎年1月31日までに前年行った水質検査結果を市長に報告するものとする。

3 市長は、前項の報告があったときは、その内容を地域住民に公開できるものとする。

(工事完了検査等)

第19条 事業者等は、第2条第6号及び第7号に定める産業廃棄物の処理施設の設置工事等が完了したときは、第11号様式による工事完了報告書を市長に提出するものとする。

2 市長は、必要に応じて前項の産業廃棄物の処理施設の設置工事等に関して中間検査を行い、前項の報告書の提出があったときは、速やかに工事完了の検査を行うものとする。

3 市長は、工事完了の検査を行った結果、事業者等に指示事項がないと認められるときは、検査済証を交付するものとする。

(許可申請等の時期)

第20条 政令第7条に定める産業廃棄物処理施設の設置許可申請は、第12条の事前協議の完了後に行うものとする。

2 法第14条第6項、第14条の2第1項、第14条の4第6項又は第14条の5第1項に規定する許可申請は、前条第3項の工事完了の検査済証の交付を受けた後に行うものとする。

(事故の措置)

第21条 事業者等は、産業廃棄物の処理施設等その他関連施設の故障、破損等により事故が生じたときは、直ちに必要な措置を講じるとともに、速やかにその状況を市長に報告するものとする。

2 事業者等は、前項に規定する場合において、市長が事故の拡大又は再発防止のために必要な措置を講ずべき旨を指示したときは、これに従わなければならない。

(廃止又は休止)

第22条 事業者等は、中間処理施設の一部若しくは全部を廃止し、又は休止したときは、遅滞なく第12号様式による産業廃棄物の処理施設廃止(休止)届出書を市長に提出しなければならない。

(指導に従わない者に対する措置)

第23条 市長は、この要綱に基づく勧告に従わない事業者等については、必要に応じて内容を公表するものとする。

(書類の提出)

第24条 この要綱の規定により市長に提出する書類の部数は、各3部とする。

(国等に関する特例)

第25条 国若しくは地方公共団体又はこれらに準ずる公益法人が産業廃棄物の処理施設を設置しようとするときは、この要綱の規定にかかわらず、市長との協議により行うものとする。

(その他)

第26条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に効力を有する高知県産業廃棄物処理指導要綱(平成3年3月15日制定。以下「県要綱」という。)の規定に基づいて行った高知県知事若しくは高知県の保健所長(以下「知事等」という。)の行為又はこの要綱の施行の際現に知事等に対して行っている行為がこの要綱に相当する規定の存するものは、この要綱の施行の日以後において高知市長の行った行為又は高知市長に対して行っている行為とみなす。

(鏡村及び土佐山村の編入に伴う経過措置)

3 鏡村及び土佐山村の編入(以下この項において「編入」という。)の際現に効力を有する県要綱の規定に基づいて行った知事等の行為又は編入の際現に知事等に対して行っている行為がこの要綱に相当する規定の存するものは、編入の日以後において、高知市長の行った行為又は高知市長に対して行っている行為とみなす。

(春野町の編入に伴う経過措置)

4 春野町の編入(以下「編入」という。)の際現に効力を有する県要綱の規定に基づいて行った知事等の行

為又は編入の際現に知事等に対して行っている行為でこの要綱に相当する規定の存するものは、編入の日以後において、高知市長の行った行為又は高知市長に対して行っている行為とみなす。

附 則（平成11年3月1日告示第28号）

この要綱は、平成11年3月1日から施行する。

附 則（平成16年7月1日告示第135号）

この要綱は、平成16年7月1日から施行する。

附 則（平成17年1月1日告示第14号）

この要綱は、平成17年1月1日から施行する。

附 則（平成20年1月1日告示第18号）

この要綱は、平成20年1月1日から施行し、改正後の附則第2項の規定は、平成10年4月1日から適用する。

附 則（平成28年3月15日告示第42号）

この要綱は、平成28年3月15日から施行する。

附 則（平成29年4月1日告示第43号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表1(第17条関係)

環境調査書

地形、地質等の事前調査の結果 その1

調査項目	結果
(1) 地形調査	(谷口形状) (谷の開口幅、奥行、比高差)
(2) 地質調査	(在来地盤の成層状況) (断層の有無)
(3) 地下水調査	(地下水の水位及び水質)
(4) 表流水等調査	(計画地内に流入する表流量) (放流先河川名及び水質汚濁に係る環境基準の類型) (放流先河川の低水量及び現況水質) (放流先河川の利水状況)
(5) 降水	(平均降雨量及び最大月間降雨量)
(6) 文化財	(文化財の有無)
(7) 搬入道路	(搬入道路の種類) (道路幅員及び舗装状況)
(8) 土地利用	(土地利用の状況) (他法令の規制解除条件)
(9) 騒音	(騒音レベル)
(10) 既往災害	(目安として過去20年の地滑り、崩壊等の災害の発生の有無)

別表2(第18条関係)

排水基準

	項目	許容限度
有害物質	1 カドミウム及びその化合物	0.03mg/l
	2 シアン化合物	1mg/l
	3 有機燐化合物	1mg/l
	4 鉛及びその化合物	0.1mg/l

5	六価クロム化合物	0.5mg/l	
6	ひ素及びその化合物	0.1mg/l	
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/l	
8	アルキル水銀化合物	検出されないこと	
9	ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/l	
10	トリクロロエチレン	0.1mg/l	
11	テトラクロロエチレン	0.1mg/l	
12	ジクロロメタン	0.2mg/l	
13	四塩化炭素	0.02mg/l	
14	1・2-ジクロロエタン	0.04mg/l	
15	1・1-ジクロロエチレン	1mg/l	
16	シス-1・2-ジクロロエチレン	0.4mg/l	
17	1・1・1-トリクロロエタン	3mg/l	
18	1・1・2-トリクロロエタン	0.06mg/l	
19	1・3-ジクロロプロペン	0.02mg/l	
20	チウラム	0.06mg/l	
21	シマジン	0.03mg/l	
22	チオベンカルブ	0.2mg/l	
23	ベンゼン	0.1mg/l	
24	セレン及びその化合物	0.1mg/l	
25	1・4-ジオキサン	0.5mg/l	
26	ほう素及びその化合物	10mg/l (海域以外) 230mg/l (海域)	
27	ふっ素及びその化合物	8mg/l (海域以外) 15mg/l (海域)	
28	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100mg/l 注	
一般項目	29	水素イオン濃度	5.8~8.6
	30	生物化学的酸素要求量(BOD)	20mg/l
	31	化学的酸素要求量(COD)	20mg/l
	32	浮遊物質	60mg/l
	33	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	5mg/l
	34	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	20mg/l
	35	フェノール類含有量	1mg/l
	36	銅含有量	3mg/l
	37	亜鉛含有量	5mg/l
	38	溶解性鉄含有量	10mg/l
	39	溶解性マンガン含有量	10mg/l
	40	クロム含有量	2mg/l
	41	大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm ³
	42	窒素含有量	日間平均 60mg/l
	43	磷含有量	日間平均 8mg/l

注 アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量